

328.1-G464ウ



1200500736637

328.1

G464



始



917  
149

戰時統制法令叢書·第八輯

# 金融統制團體令解說

附  
金融事業整備令  
銀行等資金運用令



銀行問題研究会

328.1  
G464

輯八第·書叢令法制統時戰

金融統制團體令  
金融事業整備令  
銀行等資金運用令  
解說

版大

會究研題問行銀



目次  
解説篇  
金融統制團體令

|                    |    |
|--------------------|----|
| 第一章 序 説            | 一  |
| 一、金融統制團體令制定の趣旨     | 一  |
| 二、金融統制の全面的構想       | 二  |
| 三、金融統制團體の種類        | 三  |
| 第二章 總 則            | 五  |
| 第三章 全國金融統制會        | 八  |
| 一、全國金融統制會の目的、事業及組織 | 九  |
| 二、全國金融統制會の機關       | 九  |
| 三、全國金融統制會の權能       | 一三 |
| 四、政府の監督            | 一五 |
| 第四章 業態別統制會         | 一七 |
| 目次                 | 二〇 |

一、業態別統制會の目的と事業……………四〇

二、業態別統制會の組織と機構……………三九

三、業態別統制會の權能と政府の監督……………三九

第五章 統制組合……………三一

一、統制組合の組織……………三一

二、統制組合の目的と事業……………三五

三、統制組合の機關……………三五

四、統制組合の權能と政府の監督……………三七

第六章 地方金融協議會……………三九

一、地方金融協議會の組織、目的、事業……………三九

二、地方金融協議會の機關と權能……………四〇

**金融事業整備令**

第一章 本令制定の趣旨とその概要……………四三

第二章 總則……………四三

第三章 命令の内容……………四六

917  
149

**銀行等資金運用令**

一、金融事業の委託及受託……………四七

二、金融事業の讓渡及讓受……………四九

三、金融事業を営む法人の合併……………五一

第四章 特別規定……………五三

一、事業及株主名簿書換の停止命令……………五三

二、主務大臣の命令と株主總會……………五三

三、報告、検査……………五四

四、金融事業の讓渡禁止……………五四

一、本令の適用範圍……………五七

二、資金運用計畫の調整……………五九

三、流動資金貸出の調整……………六〇

四、運轉資金貸付の調整……………六二

五、運轉資金以外の流動資金貸付の調整……………六四

六、割引手形の調整……………六五

七、當座貸越契約の制限…………… 六  
 八、運轉資金の貸付又は手形割引の緊急貸出に關する措置…………… 六  
 九、基準貸付殘高、基準貸付積數金額、基準割引  
 殘高又は當座貸越契約極度金額の減額命令…………… 六

法 令 篇

金融統制團體令…………… 七一  
 金融統制團體令施行規則…………… 八七  
 全國金融統制會定款…………… 九七  
 全國金融統制會統制規程…………… 一〇一  
 勸農金融統制會定款…………… 一〇七  
 普通銀行統制會定款…………… 一一一  
 普通銀行統制會統制規程…………… 一二五  
 地方銀行統制會定款…………… 一二八  
 地方銀行統制會統制規程…………… 一三三  
 貯蓄銀行統制會定款…………… 一三五

貯蓄銀行統制會統制規程…………… 一三九  
 信託統制會定款…………… 一三三  
 信託統制會統制規程…………… 一三五  
 生命保險統制會定款…………… 一三九  
 生命保險統制會統制規程…………… 一四四  
 無盡統制會定款…………… 一四八  
 無盡統制會統制規程…………… 一五三  
 證券引受會社統制會定款…………… 一五八  
 證券引受會社統制會統制規程…………… 一六二  
 市街地信用組合統制會定款…………… 一六六  
 組合金融統制會定款…………… 一六九  
 金融事業整備令…………… 一七三  
 金融事業整備令施行規則…………… 一七三  
 金融事業ノ委託ニ關スル登記取扱手續…………… 一七九  
 銀行等資金運用令…………… 一八三  
 銀行等資金運用令施行規則…………… 一八三

解  
說  
篇

# 「金融統制團體令」解説

## 第一章 序 説

### 一、金融統制團體令制定の趣旨

支那事變勃發以來戦費及び軍需生産力擴充資金の調達と、インフレーション防止の爲、政府は國民貯蓄獎勵及び國債消化の國民運動を展開すると共に、臨時資金調整法、銀行等資金運用令等に依り、資金の流通を重點的方向に規正し、金融機關亦政府の政策に協力して、その成果大いに見るべきものがあつた。而して政府は又異種金融機關間の聯絡協調、特に金利協定の勵行を期する爲に、各道府縣に金融懇談會を結成せしめたが、是亦從來動もすれば起り勝であつた無用の競争を防止し、金融界の明朗化に資する所尠くなかつたのである。一方金融機關自体に於ても斯かる政府の施策に應じ、その自治的活動に依つて、以上の諸目的達成に協力する爲に、夫々の業態系統を以て團體を組織し、更にその上級組織として、一昨年九月全國金融協議會を結成し、戦時金融の圓滑なる運営に多大の貢獻を爲してきたのである。然るに大東亞戦争の勃發は國家總力の發揮を一層必要ならしめ、從來行はれ來つた經濟統制も益々擴大強化せられ



ると共に、金融部門に於ても斯かる情勢に即應して、急速に統制態勢の整備強化を必要とするに至つたのである。勿論金融統制の機構としては、前述の如く、一應全國金融協議會を最高團體とする諸團體が存するのであるが、これらの多くは民法上の法人であるか、又は申合せ團體に過ぎず、且その成立動機より見ても、各金融機關の利益代表團體たる性格を多分に帯びてをり、強力なる統制の實行機構としては、必ずしも適當なりとは考へられない。そこで政府は、一は以て現下の金融に關する國家的要請に副ひ、一は以て既存の金融團體を整備強化する爲に、去る一月十九日の第二十二回國家總動員審議會に於て、國家總動員法第十八條の規定に基く金融統制團體令要綱を決定し、爾來大藏省でこれが法文整備を急いでゐたが、五月十四日の閣議に於て正式決定を見たので、愈々五月十八日附勅令第四百四十號を以て金融統制團體令を公布すると共に、大藏、司法、農林省令を以て施行規則を公布、即日施行することゝなつたのである。

## 二、金融統制の全面的構想

猶て然らば本令の施行に依つて、金融統制の態様は一體如何に形付けられるか、言ひ換へれば金融統制の全體的構想は如何といふ點であるが、これは政府の指導監督の下に先般改組せられたる日本銀行を金融統制實施の樞軸とし、これに對して本令に基いて設立せらるゝ金融統制團體を協力機關として推進せんとするものである。

言ふ迄もなく日本銀行の使命は、通貨の調節、金融の調整、信用制度の保持育成といふ三點にある。従つて日本銀行が政府の政策に協力して金融の統制に任ずるとしても、それは主として所謂金融操作、即ち資金の操作を行ふことに依つて協力するのであるが、これに對し金融統制團體の役割はより直接的であり、その自律力を基調とする指導統制の方法に依つて、或ひは斯く爲すべし、斯く爲すべからずと命じ、或は斯く爲しては如何、斯かることは爲さざるを可とすべし等と勧め、指導する方法に依つて、國策協力の實を擧げんとするものであるから、この二つの機能は、互ひに相並び相補ひつゝ、共に政府の金融統制の方針に即應し、協力する意味に於て發揮されねばならないことは勿論である。従つて日本銀行と金融統制團體とは、制度上に於ても、又運営上に於ても常に緊密な關係に立つことが必要であり、いはゞ表裏一體、唇齒輔車の關係になくはならないのであつて、この關係を明確ならしめんが爲に、金融統制團體の頂點を占める全國金融統制會の會長には、特に日本銀行總裁を以て充てることにしてゐるのである。

## 三、金融統制團體の種類

次に本令に基いて設立せらるべき統制團體は

### (一) 全國金融統制會

- (一) 業態別統制會
  - (二) 統制組合
  - (三) 地方金融協議會
  - (四) 全國金融統制會
- の四種類であるが、その構成は大體左の通りである。
- (一) 全國金融統制會
  - 全國金融統制會は最高の統制團體であつて
  - (イ) 日本銀行
  - (ロ) 業態別統制會
  - (ハ) 日本興業銀行、横濱正金銀行、朝鮮銀行、臺灣銀行、北海道拓殖銀行、朝鮮殖産銀行等の特別銀行及び商工組合中央金庫、庶民金庫、恩給金庫、戦時金融金庫等の特殊金融機關にして主務大臣の指定したる者を以て組織せられる。

(二) 業態別統制會  
業態別統制會は金融機關の業態毎に組織せられるもので、六月末日現在に於ては左の十統制會が設立されてゐる。

- (イ) 勸業金融統制會(日本勸業銀行及び愛知、茨城、岡山、神奈川、福島縣の五農工銀行)
- (ロ) 普通銀行統制會(神戸、三和、十五、昭和、住友、第一、第百、東海、日本晝夜、野村

三井、三菱、安田の十三銀行)

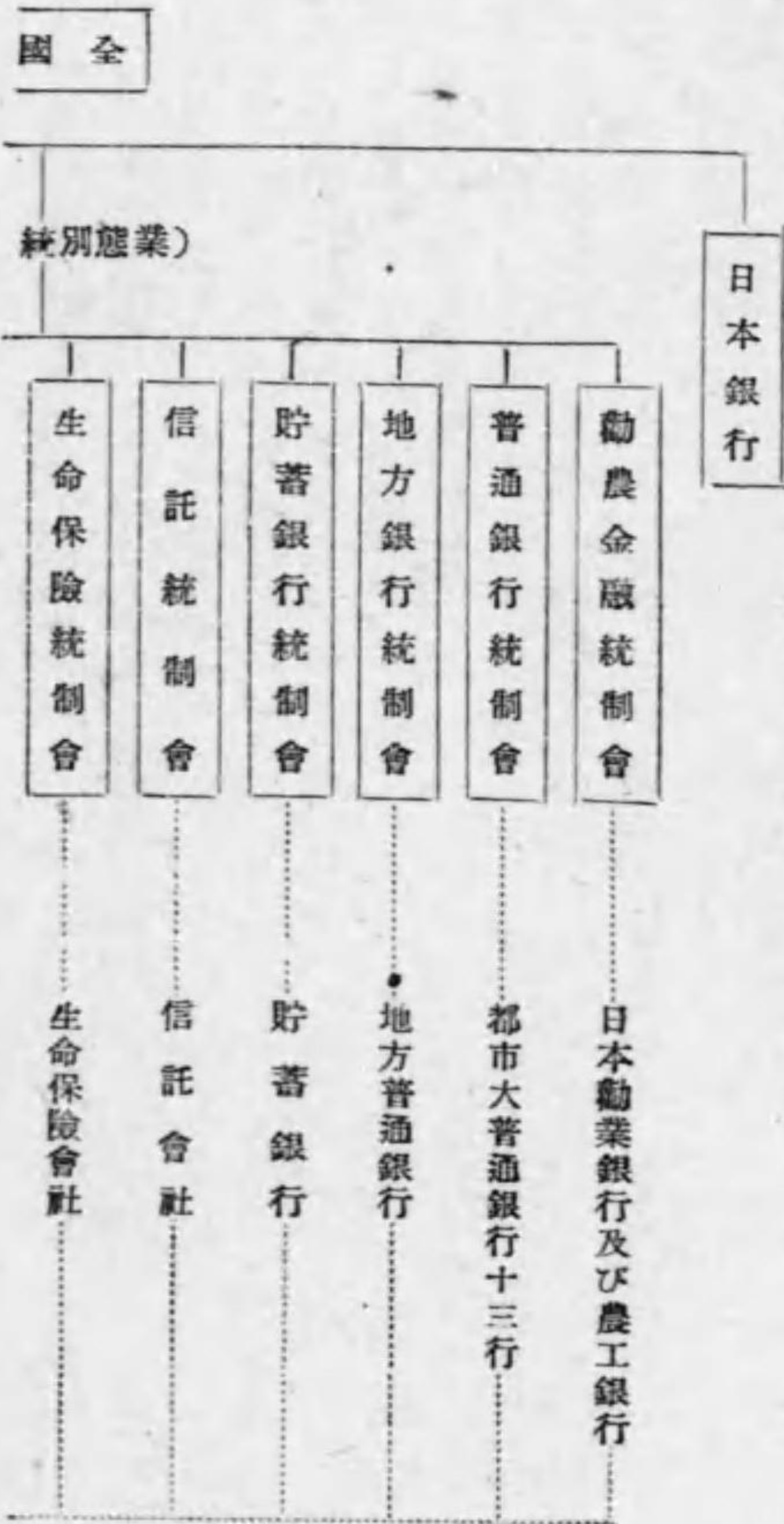
- (ハ) 地方銀行統制會(前記十三行を除く百五十九銀行)
- (ニ) 貯蓄銀行統制會(六十九貯蓄銀行)
- (ホ) 信託統制會(二十一社)
- (ヘ) 生命保險統制會(二十六社)
- (ト) 無盡統制會(百七十三社)
- (チ) 證券引受會社統制會(八社)
- (リ) 市街地信用組合統制會(二百九十組合)
- (ヌ) 組合金融統制會(四十六統制組合)

(三) 統制組合

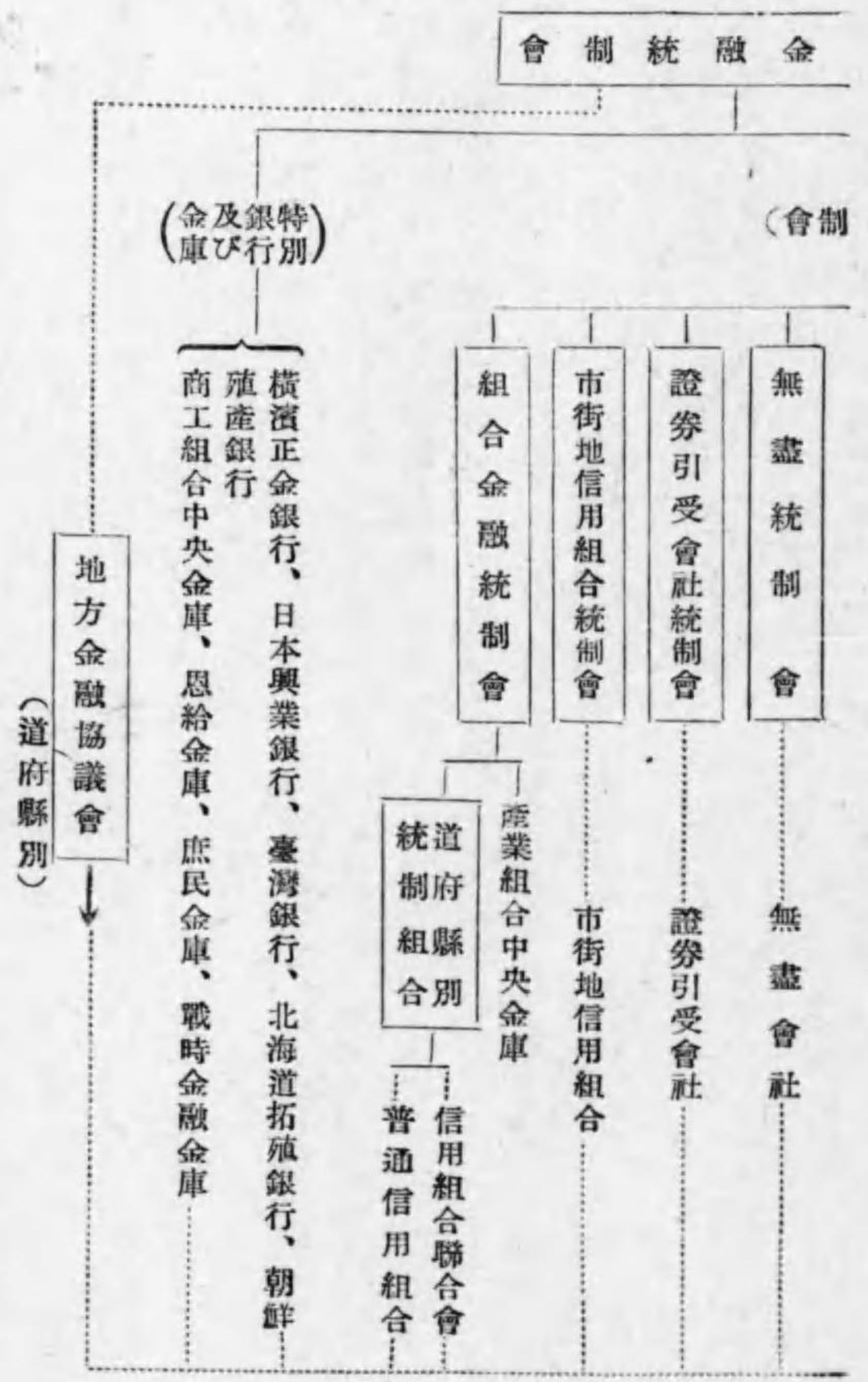
統制組合は業態別統制會の下部組織として結成されるもので、信用組合系統の如く同種の金融機關が多數に上り、これを以て直ちに全國的な業態別統制會を組織するを不便とする場合に、特に道府縣毎にこれを組織せしめるのである。その他特殊のものとしては、その數に於て又その性質に於て、業態別統制會を結成せしめる程金融機關としての重要性は認められないうが、それかと言つてこれを放置するときは、統制上支障を來す虞れのある場合に組織せられる統制組合があり、この部類に屬するものとしては既に短資業統制組合が組織されてゐる。

(四) 地方金融協議會

地方金融協議會は道府縣毎に銀行、信用組合系統機關を以て組織されるもので、従来の金融懇談會を法人化したものと謂へる。  
以上の金融統制團體の系統組織圖を掲ぐれば左の通りである。



金融統制會



## 第一章 總 則

既に述べたる如く、本令は國家總動員法第十八條の規定に基いて、金融事業（有價證券に關する事業を含む）の統制を目的とするところの團體、即ち全國金融統制會、業態別統制會、統制組合及び地方金融協議會の基本的組織とその權利、義務に付て規定した勅令であつて、第六章六十九條より成る尨大なものである。

國家總動員法第十八條と謂へば、誰しも重要産業團體令を想ひ起すが、同法第十八條の發動に依つて公布された勅令としては、他に馬事團體令があるから、今回の金融統制團體令を加へて恰も三本の勅令が、總動員法第十八條を母體として公布されたことになるのである。

（註）國家總動員法（昭和一三・四・一・法律五五）抄録

第十八條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同種若ハ異種ノ事業ノ事業主又ハ其ノ團體ニ對シ當該事業ノ統制又ハ統制ノ爲ニスル經營ヲ目的トスル團體又ハ會社ノ設立ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ命令ニ依リ設立セララルル團體ハ法人トス

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者其ノ設立ヲ爲サザルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ團體成立シタルトキハ政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ當該團體ノ構成員タル資格ヲ有スル者ヲシテ

其ノ團體ノ構成員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ團體ニ對シ其ノ構成員（其ノ構成員ヲ含ム以下之ニ同ジ）ノ事業ニ關スル統制規程ノ設定變更若ハ廢止ニ付認可ヲ受ケシメ、統制規程ノ設定若ハ變更ヲ命ジ又ハ其ノ構成員若ハ構成員タル資格ヲ有スル者ニ對シ團體ノ統制規程ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

第一項ノ團體又ハ會社ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
次に本令に據つて設立される全國金融統制會は、全國金融統制會といふ名稱を用ひなければならぬ。又業態別統制會、統制組合、地方金融協議會も、特に主務大臣の認可を得た場合の外は、その名稱中に各統制會、統制組合又は金融協議會といふ文字を用ひることになつてゐる。

## 第三章 全國金融統制會

### 一、全國金融統制會の目的、事業及び組織

#### 一、目的と事業

全國金融統制會の目的は、本令第三條に於て記されてゐる如く、國民經濟の總力を最も有効に發揮せしめる爲、金融事業の機能の綜合的發揮を圖るに必要なる指導統制を行ひ、且金融に關する國策の立案及び遂行に協力する點にあるのであつて、以上の目的を達する爲に、左の如

き事業を行ふことになつてゐる。

(イ)金融に關する政府の計畫に對する參畫  
これは例へば資金蓄積計畫、國債消化計畫、起債計畫等に關する政府の政策に參畫することを指すのである。

(ロ)金融事業を營む者の行ふ資金の吸收及び運用に關する指導統制

これは預金利率の協定、貸出利率の協定、公社債消化の指導、事業金融の促進、思惑資金融通の抑制等に關する指導統制を言ふのである。

(ハ)金融事業整備の促進

これは金融機關合併の斡旋、營業所の整備、使用勞務員の整備等に關する事業であつて、過般公布實施せられた金融事業整備令の意圖するところを、自治的に行はんとするものである。

(ニ)金融事業の機能の増進

(ホ)金融事業と産業との關係の緊密化の促進

これは社債引受團結の斡旋、共同融資の斡旋、金融相談事業の充實、産業團體との連絡等に關する事業である。

(ヘ)金融事業に關する調査及び研究

(ト)其他他全國金融統制會の目的を達する爲に必要と認められる事業

尙全國金融統制會の特別の事業として、地方金融協議會及び所屬業態別統制會の無い特殊統制組合の事業に關する指導統制があるが、この場合は主務大臣の認可を得たところの準則に據ることになつてゐる。

(註) 全國金融統制會に於て事業の指導統制を行ふべき特殊統制組合は、主務大臣がこれを指定して公告することになつてゐるが、六月一日附大藏省告示を以て、先づ短資業統制組合が指定された。

## 二、設立命令と創立總會

全國金融統制會の會員たる資格を有する者は、日本銀行、業態別統制會及び前記せる如き日本興業銀行等の特殊銀行、商工組合中央金庫等の特殊金庫であつて、主務大臣が全國金融統制會を設立せしめんとするときは、右の會員たる資格を有する者に對して、その設立命令を發すると同時に、設立委員を任命することになつてゐる。この場合設立委員として任命された者は、會員たる資格を有する者に對して、會日より少くとも一週間前に、會議の目的たる事項、日時場所等を示して、創立總會の招集の通知を出さなければならぬ。又設立委員は左の事項を創立總會に諮つて決定した上主務大臣の認可を受くべき義務がある。

(イ)定款

(ロ)全國金融統制會の負擔に歸すべき創立費及び其の償却方法

(ハ)初年度の收支豫算及び初年度に於ける賦課金の賦課徴收方法

(註) 全國金融統制會の定款には左の事項を記載することになつてゐる。

(イ) 目的

(ロ) 名稱

(ハ) 事務所の所在地

(ニ) 會員に關する規定

(ホ) 事業及び其の執行に關する規定

(ヘ) 役員に關する規定

(ト) 會議に關する規定

(チ) 經理に關する規定

全國金融統制會は創立總會の決議事項が主務大臣より認可されたときに成立するのであるが、もし設立を命ぜられた者がその命令に従はざる場合は、政府に於て定款の作成その他設立に關する必要な處分を爲したときに成立するのである。又本會が成立した曉は、會員たる資格を有する者として主務大臣の指定を受けた者は、總て本會の會員となり、アウトサイダーの存在は認められないのである。

(註) (一)全國金融統制會の會員たるべき資格を有する者として指定されたものは

(イ) 日本銀行

(ロ) 業態別統制會(勸業、普通銀行、地方銀行、貯蓄銀行、信託、生命保險、無盡、證券引受會社、市街地信用組合、組合金融の各統制會)

(ハ) 特殊銀行及び金庫(橫濱正金、臺灣、北海道拓殖、日本興業、朝鮮、朝鮮殖産の六銀行及び商工組合中央、恩給、庶民、戦時金融の四金庫)

であつて、全國金融統制會の設立と同時に、右の有資格者はその會員となつた譯である。

(二) 大藏省では五月十五日附全國金融統制會の會員たる資格を有する特別銀行及び金庫を指定して、その設立命令を發すると同時に、設立委員を任命した。因つて設立委員は同統制會の創立總會を五月二十三日東京銀行集會所に招集、日銀結城總裁議長となつて定款その他を決定したが、これは即日大藏省より認可があり、茲に全國金融統制會は成立を見たのである。

## 二、全國金融統制會の機關

全國金融統制會の役員としては會長一人、理事、監事、評議員若干人があるが、其の他に副會長二人以内、理事長一人を置き得ることになつてゐる。本會の機關としては以上の外に尙總會が存在するのであるが、この總會は組合、會社等の總會とは根本的に其の本質を異にしてゐるのである。即ち組合又は會社の總會は、其の團體の意志決定機關といふ重要な役割を擔ふものであり、従つて其の團體に關する重要事項は、總て總會の議決を経なければならぬのであるが、全國金融統制會に於ては、總會は單に諮問機關たるの地位を與へられてゐるに過ぎない。

い。故に總會を開くことを義務付けられ、一定事項を總會に諮るべく要求されても、總會はこれに對して何等の決定的作用を及ぼし得ないのである。本令第十一條に「會長ハ全國金融統制會ヲ代表シ金融事業ノ統制指導其ノ他ノ會務ヲ總理ス」とある通り、會長こそ對内的には唯一の意志決定機關であり、對外的には全國金融統制會の代表權を收攬し、所謂指導者として全國金融界を統制指導する權能と責任とを一手に把握するのである。かくて全國金融統制會の會員に對する權限は總て直ちに會長の權限となり、指導者としての手腕を最高度に發揮し得ることゝなつてゐる。従つて全國金融統制會の運営が圓滑に行はるか否かは、一に會長にその人を得るか否かに懸つてゐるのであるから、特に我國金融界の總元縮たる日本銀行總裁を以て全國金融統制會の會長に充てることゝしてゐるのである。

副會長、理事長、理事は金融事業に關して經驗ある者及び學識經驗ある者の中より主務大臣が任命し、會長の輔佐機關として活動することゝなつてゐる。

監事は統制會の財産の狀況を監査することを職務とし、その結果財産の狀況を總會に於て報告する職務を持つと共に、他方主務大臣は監事に對し、監査の結果報告を命じ得ることゝしてゐる。

統制會の役員は日本銀行の職員を除き、原則として他の職務又は商業に従事することを得ないことになつてゐるから、動もすれば業界の實情に遠ざかる虞があるので、此の缺陷を補ふ爲

に、金融界又は産業界の第一線的人物を現職の儘評議員となし、會長の常置諮問機關たらしめることにしてゐる。

尙副會長、理事長及び理事の任期は三年、監事及び評議員の任期は二年となつてゐる。

(註) 全國金融統制會の現役員とその擔當部門は左の通りである。

|     |                  |
|-----|------------------|
| 會長  | 結城豊太郎            |
| 副會長 | 澁澤敬三 (統制部、金融相談部) |
| 理事  | 相田岩夫 (企畫部、金融相談部) |
| 同   | 岸喜二雄 (統制部、金融相談部) |
| 同   | 田島道治 (調整部、金融相談部) |
| 同   | 岡田才一 (企畫部)       |
| 同   | 一萬田尙登 (總務部)      |
| 監事  | 大久保利賢            |
| 同   | 加藤武男             |

### 三、全國金融統制會の權能

全國金融統制會に對しては、その事業の達成を容易ならしめる爲に、種々の權能が附與せられてゐるが、これを大別すれば左の通りである。

(一) 會員に對する指導統制

全國金融統制會は、會員に對して指導統制を圖る爲に、統制規程を設定し、會員の遵守を強制し得るのである。而して統制規程の内容は一〇一頁所載の如く

(イ) 預金金利、貸出金利の統制

(ロ) 預金勧誘、集金方法の統制

(ハ) 國債及び政府保證債の消化の統制

(ニ) 公社債賣買手數料の統制

(ホ) 一定の資料提出及び報告の徵求

等であるが、その他必要に応じて、種々の事項を定め得ることになつてゐる。

(二) 會員又は會員たる團體の組織者に對する調査資料の提出要求

これは統制規程に定められたもの以外に付、必要に応じて徵求し得るのである。

(三) 會員又は會員たる團體の組織者に對する検査又は検査の委任

全國金融統制會は、その事業の達成上必要ある場合、又は主務大臣より命令を受けた場合は會員又は會員たる團體を組織する者に對し、その業務又は經理に付検査を執行し、又は會員をしてその所屬團體又は所屬團體の組織者の業務又は經理の検査を行はしめ得るのである。

(四) 地方金融協議會又は特殊統制組合に對する資料提出の要求及び検査

これは(二)及(三)に述べたところと同様で、唯對象が異なるのみであるから、説明を要さない。

以上の權能の行使に對しては、組織員に對し一定の制裁を附して遵守すべきことを強制してゐる。例へば統制規程に違反せる會員に對しては一萬圓以下の過怠金を賦課する外、國家總動員法第三十四條の規定に依り、二年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處することになつてゐる。

(五) 會員に對する賦課金の徵收

全國金融統制會はその運営上の費用を賄ふために、會員に對して賦課金の徵收權を有してゐる。尙賦課金又は過怠金を滯納する者ある場合に於ては、市町村税の例に依つて處分し得る旨が規定されてゐる。

(六) 金融事業に對する建議及び諮問答申

全國金融統制會は金融事業に關する事項に付て主務大臣に建議することが出来る。又主務大臣より諮問せられた場合は之に對して答申せねばならない。

#### 四、政府の監督

全國金融統制會が所期の目的を達し得るか否かは、我國民經濟ひいては我が國運の將來の發展に對して重大なる影響を與へるものであるから、政府としても積極的に全國金融統制會の發達に充分なる援助を與ふる反面、絶えず監督を爲し、更に進んで之を指導して行く必要があ



る。即ち政府の爲す監督權の現れとしては、全國金融統制會の設立及び解散に關する命令權、會員の指定權、更に定款及び統制規程の設定、變更、廢止に對する認可の權限、又はその變更を命じ得る權利、理事者の免任に對する認可及び解任處分權等を有してゐる外、臨檢、検査を爲す權利又は監督上必要なる命令を爲し得る權利、更に進んで統制會を積極的に指導して行く爲に金融事業に關する調査を命じ得る權限等を有してゐるのである。

(註)一 全國金融統制會は前記の通り五月二十三日を以て成立したが、其の後立案中の統制規程も内定したので業應別統制會理事長の連絡會議並びに評議員會にこれを諮つた上、大藏大臣の認可を経て七月〇日附發表、愈々その強力なる發動を見ることとなつた。而してこれに依り、全國金融統制會は全機構を擧げて自律力を基調とする基本的な金融統制に向つて本格的活動を開始する課であるが、同時に六部十課からなる内部機構並びに當面の資金計畫への參畫、公債消化、産業金融の調整及び金融相談などに對する重點的運營方策を決定し、業界のよつて就くべき方向と金融統制の具體化に遺漏なきを期することとなつた。

即ちその運營方策を一瞥すれば左の通りである。

(イ) 政府の資金計畫への積極的な參畫を圖かると同時に金融機關の資金の吸收、配分などに對してもこの計畫の全貌と睨み合せた上、総合的な工夫指導を行ふが、特に各種金融債券の起債統制に際しては、官廳より權限委讓の形式に於て、全體の圓滑なる資金調達を指導誘致すること

(ロ) 公債消化の各機關別割當は統制會の權限により預貯金純増加額に對する割合、乃至は業應の事情に應じて絶対額的目標設定を行ひ、消化達成を強制する傍ら、消化の新工夫につき懇切に指導を加へ

る。起債の疏通に關しては、從來の區々の社債引受シ團に統制を加へるが、シ團の結成及び社債消化を斡旋するに止まり、シ團の運營當事者は既往の機關のままとすること

(ハ) 金融事業と産業との連繫については、差當つては連絡委員會の常設を考慮せず、將宗の問題に残し、金融相談部の積極的活用によつて、産業金融上の融資、返済の困難その他當面の難問に懇切に應接し、各金融機關との間に斡旋の勞をととり、産業金融の疏通を指導すること

(ニ) その他個別の問題に對しては、生起するその都度大小の専門委員會と、業應別各機關の智能を動員して圓滿な處理運行にあたること

二 全國金融統制會の内部機構は左の如く六部十六課に分かれてゐること。

- (イ) 總務部(總務課、文書課)
- (ロ) 企畫部(企畫課、改善課)
- (ハ) 統制部(資金第一課、資金第二課、投資課、産業金融課、農林金融課、中小金融課、考査課)
- (ニ) 調整部(地方課、調整課)
- (ホ) 調査部(調査課、編輯課、資料課)
- (ヘ) 金融相談部

## 第四章 業態別統制會

### 一、業態別統制會の目的と事業

業態別統制會は全國金融統制會の下部組織として、金融事業の業態別に組織されるものであつて、その目的とするところは、國民經濟の總力を最も有効に發揮せしめる爲に、當該金融事業の機能の一体的發揮を圖るに必要な指導統制を行ふに在るのである。而して業態別統制會はその目的を達する爲に、左の如き事業を行ふことになつてゐる。

第一は金融事業を営む者の行ふ資金の吸收及び運用に關する指導統制であつて、例へば預金貸出の利率の基準を決定するとか、國債及び社債の消化、事業金融の促進に付て必要な指導統制を行ふのである。

第二は金融事業の整備の促進であるが、これは合併等の斡旋を行ひ、又營業所及び従業員を整備のために必要な事業を行ふ等の意味である。

第三は金融事業の機能の増進であつて、事業の改善合理化、相互間の無用競争の排除、信用の共同調査、融資及びその回収に當つての相互連絡等のための事業がその内容である。

第四は金融事業と産業との關係の緊密化の促進であつて、その内容として具體的に考へられることは、例へば社債引受シンジケートの結成及び共同融資の斡旋、金融相談事業の充實、産

業團體との連絡等である。

さらに第五として金融に關する調査研究といふ項目が掲げられてゐる外、その他その目的を達する爲に必要な事業を行ひ得ることになつてゐる。

以上の通り業態別統制會の目的及び事業は、全國金融統制會のそれと略同様であるが、たゞ全國金融統制會は金融事業の機能の綜合的發揮を圖り、且金融全般に關する重要國策の立案遂行に參畫協力するが、業態別統制會に於ては、當該金融事業の機能の一体的發揮を圖り、且その金融事業に關する國策の遂行に協力するといふ點である。

### 二、業態別統制會の組織と機構

業態別統制會を設立せしめんとするときは、主務大臣は當該金融事業を営む者及び當該金融事業を営む者を以て組織する統制組合にして、その會員たるの資格を有する者に對し、業態別統制會を組織すべきことを命ずるのであつて、全國金融統制會の場合と同様、民間側の自由設立は認められない。

業態別統制會の役員としては、理事長一人、理事、監事及び評議員各若干名を置くが、定款に於て特に規定した場合は、副理事長一人を置くことが出来るのである。

而して理事長は當該金融事業に關し經驗を有する者又は學識ある者にして、銓衡委員の推薦

したる者の中より主務大臣がこれを任命することになつてゐる。  
 又副理事長、理事及び評議員は當該金融事業に關して經驗ある者、或は學識ある者の中より理事長がこれを任命し、監事は評議員が選任した上、いづれも主務大臣の認可を受けることになつてゐる。

理事長、副理事長及び理事の任期は三年、監事及び評議員の任期は二年であるが、理事長が特に必要ありと認めるときは、任期中と雖も、副理事長又は理事を解任することが出来る。但しこれは主務大臣の認可を受けなければ其の効力を生じない。

業態別統制會の理事長は、當該業態別統制會を代表し、その業態別金融事業の指導統制その他會務の一切を總理するところの所謂指導權を掌握する地位に立つのであつて、理事は理事長を輔佐して會務を掌理し、もし理事長に事故ある場合はその職務を代理するほか、理事長缺員のときはその職務を行ふものである。

又監事は業態別統制會の經理狀況を監査し、評議員は理事長の諮問に對して答申し、又は理事長に對して意見を具申することになつてゐる。

(註)一 既に設立された業態別統制會の一覽表を掲ぐれば左の通りである。

| 名 稱     | 設立年月日                  | 理事長            | 副理事長             | 理事及<br>監事(△印)  | 事 務 所                             |
|---------|------------------------|----------------|------------------|--|-----------------------------------|
| 勸業金融統制會 | 昭和<br>一七・五・一四<br>年 月 日 | 西野 元<br>(勸銀總裁) | 大橋 信吉<br>(勸銀副總裁) | 齊藤 馨之助<br>(勸銀理事)<br>早川 茂一<br>(神奈川農工頭取)<br>△野津 高次郎<br>(勸銀監査役)<br>△大島 徳太郎<br>(愛知農工取締役)   | 東京市麴町區内幸町一<br>丁目一番地<br>日本勸業銀行内    |
| 普通銀行統制會 | 一七・五・一一                | 相田 岩夫          |                  | 岡田 才一<br>(日銀理事)<br>明石 照男<br>(第一頭取)<br>加藤 武男<br>(三菱會長)<br>中根 貞彦<br>(三和頭取)<br>万代 順四郎<br>(三井會長)<br>△岡橋 林<br>(住友社長)<br>△關根 善作<br>(根百頭取)<br>△關部 潜<br>(安田社長) | 東京市麴町區丸ノ内<br>一丁目八番地ノ一<br>東京銀行集會所内 |

|         |         |                        |   |                                   |
|---------|---------|------------------------|---|-----------------------------------|
| 地方銀行統制會 | 一七・五・一一 | 和田 正彦                  | 新木 榮吉<br>(日銀理事)<br>鈴木 良作<br>(足利頭取)<br>永田 甚之助<br>(武州頭取)<br>田部 井俊夫<br>△橋本 龍一<br>(藝備頭取)<br>△中田 清兵衛<br>(十二頭取) | 東京市麴町區九ノ内<br>一丁目八番地ノ一<br>東京銀行集會所内 |
| 貯蓄銀行統制會 | 一七・五・一二 | 岡本兵太郎<br>(前日銀調<br>査局長) | 新木 榮吉<br>(日銀理事)<br>加藤 正男<br>(大阪貯蓄專務)<br>土屋 照<br>(東京貯蓄專務)<br>永井 均<br>(日本貯蓄專務)<br>牧野 司郎<br>(不動貯金副頭取)        | 東京市麴町區九ノ内<br>一丁目八番地ノ一<br>東京銀行集會所内 |

|       |         |       |  |  |                     |
|-------|---------|-------|--|--|---------------------|
| 信託統制會 | 一七・五・一二 | 今村 幸男 | 久保 芳雄<br>(安田貯蓄專務)<br>△谷井 文藏<br>(東北貯蓄頭取)<br>△鈴木 威<br>(内國貯金頭取)<br>△星井 貢治<br>(日本相互貯蓄<br>專務) | 岡田 才一<br>(日銀理事)<br>山室 宗文<br>(三菱會長)<br>今井 卓雄<br>(住友專務)<br>松井 和宗<br>(三井會長)<br>△川本 直信<br>(大同社長)<br>△鈴木 直吉<br>(秋田常務) | 東京市麴町區有樂町<br>一丁目十番地 |
|-------|---------|-------|--|--|---------------------|

|         |         |                       |                         |                   |           |
|---------|---------|-----------------------|-------------------------|-------------------|-----------|
| 生命保險統制會 | 一七・五・一四 | 曄太<br>(第一社長)          | 岡田才一<br>(日銀理事)          | 渡邊省二<br>(三井會長)    |           |
| 無盡統制會   | 一七・五・一三 | 青木得三<br>(庶民金庫<br>理事長) | 渡邊 鏡藏                   | 赤石二郎<br>(庶民金庫理事)  | 東京市神田區一ツ橋 |
|         |         |                       | 高木武<br>(大日本事務)          | △朝吹常吉<br>(帝國社長)   |           |
|         |         |                       | △土井正司<br>(千代田社長)        | △松井孝長<br>(住友專務)   |           |
|         |         |                       | 清 水 玄<br>(生保協會專務<br>理事) | 丸 山 英 彌<br>(明治會長) |           |
|         |         |                       | 成 瀨 達<br>(日本社長)         | 渡 邊 省 二<br>(三井會長) |           |

|            |         |                        |                            |                  |                      |
|------------|---------|------------------------|----------------------------|------------------|----------------------|
| 證券引受會社統制會  | 一七・五・一二 | 西村淳一郎                  | 吉澤新作<br>△叶内長兵衛<br>(山形殖産社長) | 福岡憲由<br>(日興社長)   | 東京市麴町區丸ノ内<br>三丁目六番地  |
|            |         |                        | △古賀義一郎<br>(産業社長)           | 三輪小十郎<br>(藤本會長)  |                      |
| 市街地信用組合統制會 | 一七・五・一四 | 元尾光輝<br>(産組中金<br>副理事長) | 木下茂<br>(山一社長)              | △塚越丘二部<br>(小池會長) | 東京市麴町區有樂町<br>一丁目十一番地 |
|            |         |                        | △大谷正博<br>(日興常務)            | 森田豊壽<br>(沼津市信組長) | 東京市麴町區有樂町<br>一丁目十一番地 |
|            |         |                        | 石井徳久次<br>(福岡縣信聯會<br>長)     |                  | 産業組合中央會内             |

|         |         |                       |                          |      |                   |                        |                  |      |       |       |     |             |      |                               |
|---------|---------|-----------------------|--------------------------|------|-------------------|------------------------|------------------|------|-------|-------|-----|-------------|------|-------------------------------|
| 組合金融統制令 | 一七・五・三〇 | 荷見 安<br>(産組中金<br>理事長) | 窪田角一<br>(産組中全市<br>信用組課長) | 今泉三七 | △大里庄治郎<br>(鈍子信組長) | △田中太吉<br>(秋田共益信<br>組長) | △山上猛虎<br>(大分信組長) | 元屋光輝 | 千石興太郎 | 助川啓四郎 | 川名傳 | 青木堯<br>(愛知) | 猪飼清六 | 東京市麴町區丸ノ内<br>丁目三<br>産業組合中央金庫内 |
|---------|---------|-----------------------|--------------------------|------|-------------------|------------------------|------------------|------|-------|-------|-----|-------------|------|-------------------------------|

|  |  |  |  |  |               |               |       |     |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|---------------|---------------|-------|-----|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  | 守屋松之助<br>(岡山) | 石下徳久次<br>(福岡) | 木下啓一郎 | 伴四郎 |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|---------------|---------------|-------|-----|--|--|--|--|--|--|

- (三) (イ) 普通銀行統制會の設立に伴ひ普行銀行團は解散した
- (ロ) 地方銀行統制會の設立に伴ひ社團法人全國地方銀行協議會は解散した
- (ハ) 貯蓄銀行統制會の設立に伴ひ社團法人全國貯蓄銀行協會は解散した
- (ニ) 信託統制會の設立に伴ひ社團法人信託協會は解散した
- (ホ) 無盡統制會の設立に伴ひ全國無盡中央會は解散した
- (ヘ) 證券引受會統制會の設立に伴ひ證券引受會社協會は解散した
- (ト) 市街地信用組合統制會の設立に伴ひ社團法人全國市街地信用組合協會は解散した

三、業態別統制會の權能と政府の監督

業態別統制會の權能は、全國金融協議會の場合と同様であつて、會員に對する指導統制の

爲の統制規程の設定、調査資料の提出要求、業務又は經理の検査、賦課金又は過怠金の徴收權等を認められてゐるのであるが、右の業務又は經理に關する検査は、全國金融統制會より委任を受けた場合にのみ爲し得るのであつて、自發的にこれを行ふことは認められてゐない。

その理由は検査と云ふが如き重大なる權能に付ては、飽迄も慎重を期せねばならぬからである。又統制規程の設定、検査及び報告徴求の如き權能は、若しその内容が適正を缺き、又は濫用に陥るが如き事あらば、その弊極めて大なるものあるに鑑み、これらの權能の行使は總て監督官廳の認可を受く可きこととして慎重を期してゐる次第である。

次に金融統制團體の重要性及び其の權能の強大なるに鑑み、業態別統制會に付ても特に監督の慎重を期し、主務大臣は大體左の如き事項の監督權を保有して、その活動の適正を期するとしてゐる。

- (イ) 定款の變更、統制規程の設定、變更の認可
- (ロ) 検査執行命令、検査執行又は検査委任及び報告徴求の認可
- (ハ) 報告徴求、臨檢、検査
- (ニ) 金融調査命令
- (ホ) 事業施行、定款變更、其の他の必要事項の命令
- (ヘ) 監督、命令、處分

- (ト) 役員の任免に對する認可
- (チ) 役員の解任處分
- (リ) 解散命令

## 第五章 統制組合

### 一、統制組合の組織

統制組合は一定地區に於て金融事業の業態別に設立されるものであるが、その形態には左の二通りがある。

即ち一は普通信用組合の如く一萬三千にも達する組合を全國的に集めて一つの業態別統制會を設立することが至難であるので、先づこれらの組合を地區別に結合して統制組合を作り、第二段としてこれらの地區別統制組合を集めて業態別統制會を設立するといふ、いはゞ業態別統制會の下級團體として組織するところの統制組合である。

第二は金融事業の業態に依つては、業態別統制會を結成するほどの重要性は認められないがそれかと言つてこれをそのまま放置して置くことは、金融事業の統制上支障を及ぼす虞れのある業態に付て組織する統制組合である。従つてこの統制組合は何れの業態別統制會にも所屬せ

金融統制團體令「解説」

す、その事業は全國金融統制會に於て直接的に指導統制を行ふ譯である。  
 (註)一、普通信用組合及び信用組合聯合會の統制組合としては、既に左記の地區別組合金融統制團が設立されてゐる。

| 地區  | 名          | 稱 | 設立年月日     |
|-----|------------|---|-----------|
| 宮城縣 | 宮城縣組合金融統制團 |   | 昭和一七年五月一日 |
| 高知縣 | 高知縣        |   |           |
| 千葉縣 | 千葉縣        |   | 昭和一七年五月一日 |
| 岡山縣 | 岡山縣        |   |           |
| 北海道 | 北海道組合金融統制團 |   | 昭和一七年五月一日 |
| 富山縣 | 富山縣        |   |           |
| 靜岡縣 | 靜岡縣        |   | 昭和一七年五月一日 |
| 愛知縣 | 愛知縣        |   |           |
| 三重縣 | 三重縣        |   | 昭和一七年五月一日 |
| 京都府 | 京都府        |   |           |
| 群馬縣 | 群馬縣        |   | 昭和一七年五月一日 |
| 茨城縣 | 茨城縣        |   |           |
| 栃木縣 | 栃木縣        |   | 昭和一七年五月一日 |
|     |            |   |           |

|      |            |           |
|------|------------|-----------|
| 埼玉縣  | 埼玉縣組合金融統制團 | 昭和一七・五・一六 |
| 福岡縣  | 福岡縣        |           |
| 東京府  | 東京府        | 昭和一七・五・一六 |
| 兵庫縣  | 兵庫縣        |           |
| 石川縣  | 石川縣        | 昭和一七・五・一六 |
| 長野縣  | 長野縣        |           |
| 鳥取縣  | 鳥取縣        | 昭和一七・五・一六 |
| 新潟縣  | 新潟縣        |           |
| 鹿兒島縣 | 鹿兒島縣       | 昭和一七・五・一六 |
| 岐阜縣  | 岐阜縣組合金融統制團 |           |
| 德島縣  | 德島縣        | 昭和一七・五・一六 |
| 山形縣  | 山形縣        |           |
| 山口縣  | 山口縣        | 昭和一七・五・一六 |
| 岩手縣  | 岩手縣        |           |
| 奈良縣  | 奈良縣        | 昭和一七・五・一六 |
| 香川縣  | 香川縣        |           |
| 福井縣  | 福井縣        | 昭和一七・五・一六 |
| 島根縣  | 島根縣        |           |

第五章 統制組合



金融統制團體令「解説」

|      |             |
|------|-------------|
| 佐賀縣  | 佐賀縣組合金融統制團  |
| 神奈川縣 | 神奈川縣        |
| 宮崎縣  | 宮崎縣組合金融統制團  |
| 山梨縣  | 山梨縣         |
| 大阪府  | 大阪府         |
| 愛媛縣  | 愛媛縣         |
| 滋賀縣  | 滋賀縣         |
| 大分縣  | 大分縣         |
| 廣島縣  | 廣島縣         |
| 熊本縣  | 熊本縣         |
| 青森縣  | 青森縣         |
| 福島縣  | 福島縣         |
| 秋田縣  | 秋田縣         |
| 長崎縣  | 長崎縣         |
| 沖繩縣  | 沖繩縣組合金融統制團  |
| 和歌山縣 | 和歌山縣組合金融統制團 |

昭和一七・五・一九

二、何れの業種別統制會にも所屬せざる所謂單獨統制組合としては、五月八日附を以て大藏省當局より

短資業統制組合の組合員資格者が指定され、その設立命令と同時に設立委員が任命された。因つて同委員會では設立準備を進めた結果、五月二十日直ちに創立總會を開催、定款その他を決定し、即日大藏省の認可を得て短資業統制組合の成立を見たのである。短資業とはコール資金の貸借及びその媒介並びに手形の賣買及びその媒介の事業即ち所謂ビルブローカーで、今回指定せられた業者は、東京及び大阪に於ける左の十八業者で東京市及び大阪市を合した地域を地區として一個の統制組合を設立した譯である。

短資業統制組合員 上田商店、植松ビルブローカー、奥山ビルブローカー、共同證券、第一ビルブローカー、竹村ビルブローカー、日興證券、野村證券、早川ビルブローカー、藤田ビルブローカー、藤本ビルブローカー、ビルブローカー保証商會、本莊ビルブローカー、松本ビルブローカー、三富ビルブローカー、ビルブローカー八木商店、柳田ビルブローカー、山根ビルブローカー  
短資業統制組合役員 理事長小林正一郎(日銀營業局長) 理事上田要(上田社長) 三輪小十郎(藤本會長) 柳田榮(柳田會長) 監事岡田安之助(共同事務) 竹村利三郎(竹村事務)  
尙從來の任意團體たりしビルブローカー協會は短資業統制組合の設立に伴つて發展的解消を遂げた。

二、統制組合の目的と事業

統制組合の目的は國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲、その地區内に於ける當該金融事業の機能の體的發揮を圖るに必要な指導統制を行ひ、且當該金融事業に關する國策の遂行に協力するに在る。

而して統制組合は其の目的を達する爲に左の如き事業を行ふことになつてゐる。

- (イ) 當該金融事業を営む者が當該地區内に於て行ふ資金の吸收及び運用に關する指導統制
- (ロ) 當該地區内に於ける當該金融事業の整備の促進
- (ハ) 當該地區内に於ける當該金融事業の機能の増進
- (ニ) 當該地區内に於ける當該金融事業と産業との關係の緊密化の促進
- (ホ) 當該地區内に於ける當該金融事業に關する調査及び研究
- (ヘ) 其他統制組合の目的を達する爲に必要な事業

### 三、統制組合の機關

統制組合の役員としては理事長一人、理事、監事及び評議員若干人を置くことになつてゐる。而して理事長は當該金融事業に關し經驗ある者及び學識ある者の中よりその統制組合の所屬する業態別統制會の理事長がこれを任命して主務大臣の認可を受け、その統制組合の所屬すべき業態別統制會がない場合は、その金融事業に關し經驗ある者及び學識ある者の中より主務大臣之を任命することになつてゐる。

従つて地區別組合金融統制團の理事長は、その上部組織たる組合金融統制會の理事長がこれを任命し、短資業統制組合の如き單獨統制組合の理事長は主務大臣が直接任命するわけである。

統制組合の理事長はその地區に於ける當該金融事業の指導統制其の他の會務を總理し、理事は理事長を輔佐して會務を掌理するのである。又監事は當該統制組合の經理状況を監査し、評議員は理事長の諮問に對して答申し又は意見を具申するものであつて、その任期は理事長、理事は三年、監事、評議員は二年となつてゐる。

尤も主務大臣は、理事長その他の役員が行爲が法令又は法令に基いて爲す處分に違反したとき公益を害したとき、その他統制組合の運営上不適當なりと認めるときは、任期中と雖も理事長その他の役員を解任することが出来るし、又業態別統制會の理事長も、前記の如き事由に依つて傘下統制組合の理事長を不適任と認めるときは、主務大臣の認可を得てこれを解任することが出来るのである。

次に統制組合の機關としては總會又は總會に代るべき總代會が存在する。即ち統制組合の理事長は、毎年一回通常總會又は通常總代會を招集する外必要ありと認められた場合は何時でも臨時總會又は總代會を招集することが出来るのである。總會又は總代會に諮るべき事項は定款の變更收支豫算、賦課金の賦課徴收方法等であるが、總會又は總代會は單なる諮問機關としての地位を與へられてゐるに止まり、その決定權は指導者たる理事長が把握するのである。

### 四、統制組合の權能と政府の監督

統制組合に對して附與された權能は大體左の通りである。

(イ) 組合員の事業に關する統制規程を設定することが出来る。而して組合員はその統制規程に従ふべきこと論を俟たない。  
(ロ) 組合員に對して當該金融事業に關する調査を爲す爲に必要な資料の提出を求めるところが出来る。

(ハ) 定款の規定に従ひ、組合員に對する賦課金を課することが出来る。

(ニ) 定款又は統制規程に違反せる組合員に對して過怠金を課することが出来る。

(ホ) 金融事業に關して主務大臣に建議することが出来る。

次に統制組合に對する政府の監督權の現れとしては、統制組合の設立及び解散に關する命令權、組合員の指定權、定款、統制規程の設定、變更に對する認可の權限、理事長の任命に關する認可の權限其の他役員の解任權等がある外、事業に關する報告の徵求權、臨檢、檢査の權限金融事業に關する調査命令、必要事業の施行命令又は事業及び經理に關する監督上の命令、處分權等を有してゐるのであるが、道府縣を地區とする統制組合に關する監督は大體地方長官に於ても行ひ得ることとなつてゐる。

## 第六章 地方金融協議會

### 一、地方金融協議會の組織、目的、事業

地方金融協議會は北海道及び各府縣毎に設立される金融統制團體の最下部組織であつて、その道府縣内に營業所又は事務所を有する統制組合、銀行、信用組合及び信用組合聯合會に依つて設立されるのである。

(註)一、日本銀行のみは協議會に加入しない。

二、地方金融協議會の設立委員は六月二十日を以て任命された。

地方金融協議會の目的は、國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲に各道府縣内に於ける金融事業相互間の連絡調整を圖るに必要な指導統制を行ひ、且金融事業に關する國策の遂行に協力するに在るのであつて、全國金融統制會、業態別統制會又は統制組合の如く、金融事業の機能の綜合的乃至一體的發展を圖る爲の指導統制は目的としないのである。

従つてその事業としても、金融に關する政府の計畫に對する參畫、金融事業と産業との關係の緊密化の促進又は金融事業に關する調査、研究等は行はず、専ら左の範圍に限られてゐる。

(イ) 金融事業を營む者がその道府縣内に於て行ふ資金の吸收及び運用に關する指導統制

- (ロ) その道府縣内に於ける金融事業の整備の促進
- (ハ) その道府縣内に於ける金融事業の機能の増進
- (ニ) 其他地方金融協議會の目的を達する爲に必要な事業

## 二、地方金融協議會の機關と權能

地方金融協議會には理事長一人、理事、監事及び評議員各若干名の外、定款の定めるところに従つて顧問若干人を置くことが出来る。理事長は金融事業に關し經驗ある者及び學識ある者の中より主務大臣がこれを任命するのである。

理事長は當該地方金融協議會を代表し指導統制其の他の會務を總理するのである。又理事及び評議員は金融事業に關し經驗ある者及び學識ある者の中より理事長これを命じて會務を掌理せしめ、監事は評議員がこれを選任して協議會の經理監査に當らしめることになつてゐる。理事長、理事の任期は三年、監事及び評議員の任期は二年であるが、理事長必要ありと認めるときは任期中と雖も主務大臣の認可を得て理事を解任することが出来るのである。又主務大臣は、理事長、理事、評議員又は監事の行爲が法令又は法令に基いて爲す處分に違反したとき公益を害したとき、其他事業運営上その役員を不適當なりと認めるときはいつでも解任することが出来ることになつてゐる。

地方金融協議會の機關としては、以上の役員の外に總會又は總會に代るべき總代會があつて定款の變更、收支豫算、賦課金の賦課徴收方法はこの總會又は總會に代るべき總代會に諮つて理事長が決定することになつてゐる。

次に地方金融協議會の權能を擧ぐれば左の通りである。

- (イ) 金融事業に關する事項に付て主務大臣に建議することが出来る。
- (ロ) 會員に對して統制規程を設定することが出来る。
- (ハ) 會員に對して賦課金を課することが出来る。
- (ニ) 定款又は統制規程に違反せる會員に對して過怠金を課することが出来る。

尙地方金融協議會に對する政府の監督に付ては、前記統制組合の場合と同様であるから、茲では省略することにした。

# 「金融事業整備令」解説

## 第一章 本令制定の趣旨とその概要

政府は本年一月の國家總動員審議會に於て金融事業整備令要綱を決定し、爾來大藏省に於てこれが諸般の準備を進めてゐたが、五月十二日附公布の企業整備令と相並んで、愈々同十六日附金融事業整備令及び同施行規則（大藏、司法、農林省令）を公布即日實施し、これにより戦時下金融機關の整備強化に完璧を期することゝなつた。

扱て然らば本令は如何なる趣旨に依つて制定せられ、如何なる内容を有するものであるかと言ふに、これに付ては本令公布の際に於ける大藏省發表が最も明確に回答してゐるものと言へやう。

### 金融事業整備令公布に際しての大藏省發表

政府は第二十三回國家總動員審議會で決定を見た要綱に基き、十六日金融事業整備令を公布、即日これを施行し、それと同時に金融事業整備令施行規則（大藏、司法、農林省令）をも公布し、これまた即日施行することとした。本令は國家總動員法第十六條の三の規定に基き、金融機關に對する金融事業の委託命令、讓渡命令および合併命令に關し規定したものであつて、その趣旨においては十五日より實施された企業整備令と

同様の目的を有するものである。すなはち主務大臣は金融事業の整備をはかるために必要であると認める場合には、金融機関に対して金融事業の委託、受託、譲渡もしくは譲受、または法人の合併の命令をなすことを得ることとしたのである。しかして本令の制定はさきに行はれた日本銀行の改組、金融統制團體にもとづく金融統制團體の設立などと相俟つて、わが國戰時金融機構の整備完成を一段と推進するものといふべきである。本令の適用を受くべきものは銀行、信託會社、保險會社、無盡會社、信用組合、證券業者その他ひろく金融事業を営むものであるが、これら金融機関についての合併、營業の譲渡などの必要ある場合には、出來得る限り當事者間の圓滿なる協議によつて、これを實現するやうにとむる方針であることは従前と變らないけれども、當事者間の協議を重ねた結果到底目的を達成し得ないと認められるにいたつたやうな眞にやむを得ない場合に限つて、本令の發動を見ることがとなるのである。

一、適用範圍  
なほ本令の主たる内容を示せば次の通りである。

本令の適用をうくべきものは廣く一般に金融事業を営むもの（金融機関）である。なほここに金融事業といふのは有價證券に關する事業をも含むものである。

二、命令の内容

命令し得べき事項は金融事業の委託もしくは譲渡または法人合併であり、命令の種類には金融事業の委託および受託の命令、金融事業の譲渡および譲受の命令ならびに法人合併命令の五種がある。

三、命令發動の條件

命令を發動するためには「金融事業の整備をはかるため必要なりと認むる」ことが必要である。

四、命令事項の實行方法

命令は常に相手金融機関を定めてこれをなすのであるが、命令があつたならば、その金融機関は相手金融機関と命令を受けた事項即ち委託、譲渡または合併の條件について協議をなすことになつてゐる。なほこの協議は主務大臣の認可を受けなければ效力を生じない。さらに當事者間で協議をなすことが出來ず、または協議が整はない時には主務大臣がこれを裁定することになつてゐる。

五、命令事項實行上の特別規定

金融機関の特質に顧み、命令を受けた事項を實行するにつれて生ずる一般取引先の關係などを調整するために、企業整備令と異つた特別の規定を設けてある。

六、事業譲渡の認可制

主務大臣の指定した金融機関の事業の譲渡および譲受については、主務大臣の認可を受けなければこれをなすことを得ないものとした。

七、施行地域

本令は内地のみならず外地（朝鮮、臺灣および樺太）にもこれを施行する（ただし外地においては七月一日より施行する）。

## 第一章 總 則

本令は既に述べたる如く國家總動員法第十六條の三の規定に基いて制定されたもので、企業

整備令に對應するものであることは言ふ迄もない。

而して金融事業に對する事業の開始、廢止、休止、目的變更及び解散を政府が命じ得る規定は、既に各業法に於て設けられてゐるから、各業法に規定のない事業の委託、讓渡又は法人の合併（保險業法にのみはこれ等の規定がある）を命じ得る途を本令に依つて開き、これにより金融機關の整備合同を強行せんとするものである。

尤も銀行、無盡會社、生命保險會社等は現在政府の勸奨の下に着々合同を行ひつゝあるので、本令制定により直ちにこれが發動を豫定するものではなく、本令は所謂傳家の寶刀とし、表面は政府の勸奨或は金融統制會の斡旋によつて合同せしむるのが政府の企圖する所であるが本令の制定は無盡會社、一部地方銀行等に對しては有力な合同促進の具たり得るであらう。

（註）國家總動員法（昭一三・四・一法律五五）抄録

第十六條ノ三 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勸令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更、合併若ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

### 第三章 命令の内容

金融事業整備令に基く主務大臣の命令は

（イ） 金融事業の委託及び受託

（ロ） 金融事業の讓渡及び讓受

（ハ） 金融事業を營む法人の合併

の三つであるが、以下その内容に付て解説しやう。

#### 一、金融事業の委託及び受託

主務大臣が金融事業の整備を圖るために必要ありと認めたとときは、金融事業を營む者即ち金融機關に對し、一方に於て金融事業の委託を命じ、他方に於てはその受託を命ずることが出来る。而して右の命令は、主務大臣が左の如き事項を記載したる令書を交付してこれを爲すことになつてゐる。

（イ） 當事者の氏名及び住所（法人の場合はその名稱、住所及び代表者の氏名）

（ロ） 委託し又は受託すべき金融事業の範圍

（ハ） 委託の條件に關する協議に付て認可を申請すべき期限

（ニ） 其の他必要と認むる事項

命令を受けた者は、必ずその命令事項を實行しなければならぬが、その委託及び受託に關する條件は、原則として當事者間の協議に依ることとしてゐる。但し當事者間の協議だけでその條件が決定するものと考へてはいけない。何故ならば協議の結果に依る委託條件を、令書に記

載されたる期限内に主務大臣に報告し、その認可を受けなければ効力が無いからである。委託条件の認可申請は、認可申請書に左の書類を添附して主務大臣に提出することになつてゐる。

(イ) 委託に関する契約書

(ロ) 株主總會、社員總會等の決議、同意等ありたるときはその決議、同意等の要領書

(ハ) 最近の日計表

さて然らば當事者間に於てどうしても協議が調はない場合、又は種々の事情に依つて協議を爲すことが出来ない場合はどうなるかと言へば、この場合は主務大臣が當事者より意見書を徴した上、委託に關する必要事項を裁定するのである、而してその裁定は、理由を附したる裁定書を以て爲し、該謄本を當事者に交付すると共に、その要旨を官報に公告し、且登記を囑託することになつてゐる。

主務大臣の裁定は、當事者が協議に基づいて契約を爲した上主務大臣の認可を受けた場合と全然同一の效力を有するものであるから、裁定があれば、改めて當事者間で協議をせず、委託すべきものは委託し、受託すべきものはこれ受託しなければならないのである。

次に受命者が協議又は裁定に基いてその事業の委託又は受託を完了したときは、遅滞なく其の旨を記載した届書を主務大臣に提出しなければならない。主務大臣が右の届書を受領したと

きは、その法人たる委託金融機關に付直ちに管轄登記所に對し、委託に關する契約書又は裁定書の謄本及び株主總會社員、總會等の決議、同意等を證する書面を添へて、左記事項の登記を囑託することになつてゐる。

(イ) 金融事業の委託を爲したる旨及び委託条件の概要

(ロ) 金融事業の受託を爲したる金融機關の氏名及び住所

尙右の主務大臣の命令に依つて金融事業の委託を爲したる金融機關即ち委託金融機關と、その受託を爲したる所謂受託金融機關との關係は委任に關する規定に従ふことになつてゐる。又受託金融機關が委託金融機關の爲に法律行爲を爲す場合には、委託金融機關の爲にすることを表示すべきであつて、若し右の表示を爲さずして法律行爲を爲した場合は、これは自己の爲に爲したるものと看做され、譯である。

次に金融事業の委託は當事者の協議又は主務大臣の裁定に於て定められた事由に因つてのみ終了するのであつて、終了の場合は金融機關は遅滞なく其の旨を主務大臣に届出なければならぬ。

## 二、金融事業の譲渡及び讓受

主務大臣が金融事業の整備上必要ありと認めるときは、金融機關に對して、その金融事業を



譲渡又は譲受すべきことを命ずることが出来る。而してこの場合の命令は、左の事項を記載した令書を發してこれを爲すことになつてゐる。

- (イ) 當事者の住所及び氏名
- (ロ) 譲渡し又は譲受すべき事業の範圍
- (ハ) 譲渡の條件に關する協議に付て認可を申請すべき期限
- (ニ) 其の他必要と認める事項

受命者は他の法令の規定如何に拘らず、右の譲渡及び譲受命令に従ふべきことは、事業の委託及び受託の場合と同様であつて、當事者は譲渡の條件に付て協議をなし、その結果を指定期限内に主務大臣に報告して認可を受けなければならない。而してこの場合の認可申請は、認可申請書に左の書類を添附して主務大臣に提出することになつてゐる。

- (イ) 譲渡に關する契約書
- (ロ) 株主總會、社員總會等の決議、同意等ありたるときは其の決議、同意等の要領書
- (ハ) 金融事業の一部の譲渡又は金融事業の全部若くは一部の譲受を爲す金融機關の定款
- (ニ) 最近の日計表

尙當事者間の協議が調はない場合、又は協議を爲すことが出来ない場合は、事業委託の場合と同様主務大臣がこれを裁定することになつてゐる。

金融機關が金融事業の譲渡に關して主務大臣の認可又は裁定を受けた場合、遅滞なく其の旨及び當該譲渡に關する協議又は裁定の要旨を公告し、且預金者、貯金者、積金者、信託の委託者及び受益者、保険契約者、保険金受取人、無盡掛金者以外の知れたるに債權者に對し各別にこれを通知した場合は、當該譲渡に付て債權者の承認があつたものと看做されるのである。又金融機關が金融事業を譲渡した場合に、遅滞なく其の旨を公告したときは、當該金融機關の債權者に對して、民法第四百六十七條の規定に依る確定日附ある證書を以て爲すべき通知のあつたものと看做され、その公告の日附を以て確定日附と定められるのである。

### 三、金融事業を営む法人の合併

主務大臣が金融事業の整備を圖る爲に必要ありと認めるときは、金融事業を営む法人に對してその合併を命ずることが出来る。而してこの場合の命令は左の事項を記載した令書を發してこれを爲すのである。

- (イ) 當事者の氏名及び住所
- (ロ) 合併の方法
- (ハ) 合併條件に關する協議に付て認可を申請すべき期限
- (ニ) 其の他必要と認むる事項

受命法人は相手方と合併条件に付て協議をなし、その結果を指定期限内に主務大臣に報告して、認可を得なければならぬ。而してこの場合の認可申請書には左の書類を添附することになつてゐる。

(イ) 合併に関する契約書

(ロ) 株主總會又は之に準すべきもの決議、同意等ありたるときは其の決議、同意等の要領書

(ハ) 合併後存続する金融機關又は合併に因り設立する金融機關の定款

(ニ) 商法第九十九條の規定に依り作成したる貸借対照表又は之に準すべきもの

當事者間の協議が調はない場合、又は協議を爲すことが出来ない場合は、主務大臣が合併條件を裁定するのである。

尙金融機關たる法人が合併条件に關して主務大臣の認可又は裁定を受けた場合に直ちにその旨及び合併に關する協議又は裁定の要旨を公告し、且命令を以て定むる者以外の知れたる債權者に對して各別にこれを通知したときは、當該合併に付債權者の承認があつたものと看做すことになつてゐる。

## 第四章 特別規定

### 一、事業及び株主名義書換の停止命令

主務大臣が本令の規定に依つて金融事業の委託、讓渡及び合併等の命令を爲したる場合に於て、必要ありと認むるときはその金融機關に對して事業の停止、株主の名義書換の停止其の他必要なる事項を命ずることが出来るのである。而してこの場合、株主名義書換の停止命令を受けた金融機關は、遲滞なく其の旨を公告することになつてゐる。

### 二、主務大臣の命令と株主總會

金融機關が主務大臣の命令に基いて金融事業の委託、受託、讓渡又は法人の合併等を爲す場合には、他の法令に依る認可又は許可を受くることを要しない。

又當事者間の協議或は主務大臣の裁定に基いて、法人たる金融機關が金融事業の委託、讓渡合併其の他協議又は裁定に於て定むる事項の實行を爲さんとするに當り、株主總會、社員總會等の決議又は同意を必要とする場合に於て、其の決議、同意等を得ることが出来ないときは、當該金融機關は主務大臣の認可を受け、株主總會、社員總會の決議又は同意の如何に拘らず當該事項の實行を爲すことが出来るのである。

而して金融機關が右の認可を受けんとするときは、認可申請書に左の書類を添附してこれを主務大臣に提出することになつてゐる。

- (イ) 株主總會又は社員總會の決議、同意等を得ること能はざりし顛末を記載したる書面
- (ロ) 株主總會又は社員總會の會議を開きたるときは其の議事の要領を記載したる書面

### 三、報告、検査

主務大臣が金融機關に對して事業の委託、讓渡及び合併の命令を發する場合、又は委託、讓渡及び合併の條件に付て認可若くは裁定を爲す場合に必要ありと認めたるときは、國家總動員法第三十一條の規定に依つて、金融機關の取引先から必要なる報告を徴し、又は當該官吏をして其の業務の狀況若くは帳簿、書類其の他の物件を検査せしめることが出来るのである。尙本規定に依り當該官吏をして検査せしむる場合には、其の身分を示す證票を携帯せしめることになつてゐる。

### 四、金融事業の讓渡禁止

主務大臣の指定する金融機關は、本令の規定に依る命令に基く場合を除くの外、主務大臣の認可を受くるに非ざれば、金融事業を讓渡したり又はこれを讓受けることは出来ない。(主務

大臣が右の金融機關を指定したときは其の旨を告示することになつてゐる)

金融機關が金融事業の讓渡又は讓受に關して主務大臣の認可を受けんとするときは、認可申請書に左の書類を添附して提出しなければならない。

- (イ) 讓渡に關する契約書
- (ロ) 株主總會又は社員總會等の決議、同意等を要するときは其の決議、同意等の要領書
- (ハ) 金融事業の一部の讓渡又は金融事業の全部若くは一部の讓受を爲す金融機關の定款
- (ニ) 最近の日計表

金融機關が主務大臣の認可を受けて金融事業の讓渡又は讓受を爲したときは、遲滞なく其の旨を主務大臣に届出ねばならない。

# 「銀行等資金運用令」解説

## 一、本令の適用範囲

本令の適用を受けるものは金融機関、証券引受會社及びビルブローカーである。

### (一) 金融機関

本令に於て金融機関とは左の如きものを謂ふ。

- (イ) 銀行(特殊銀行、普通銀行及び貯蓄銀行を含む)
- (ロ) 信託會社(信託業法に依り信託業を営む株式會社)
- (ハ) 保險會社(保險法に依り保險業を営む株式會社及び相互會社)
- (ニ) 産業組合中央金庫
- (ホ) 商工組合中央金庫
- (ヘ) 北海道、府、縣又は樺太を區域とする信用組合聯合會
- (ト) 朝鮮金融組合聯合會
- (チ) 東洋拓殖株式會社
- (リ) 臺灣拓殖株式會社

一、本令の適用範囲

(又) 南洋拓殖株式會社

從來に於ては金融機關と言へば主として銀行、信託會社、保險會社等が擧げられてゐたのであるが、最近産業組合中央金庫、商工組合中央金庫、信用組合聯合會等の金融界に於ける地位は飛躍的に増大するに至つたので、この方面の資金をも調整し、且外地に於ける不適正流動資金の融通を取締る爲に、朝鮮金融組合聯合會、東洋、臺灣、南洋各拓殖會社を包括したのである。

尙無盡會社、信用組合等は庶民階級を相手方とする所謂小口金融機關であるから、本令に於ける金融機關には該當しない。従つてその貸付に付ても當然本令の適用を受けない譯である

(二) 證券引受會社

本令に於て證券引受會社と謂ふは、金融機關に非ずして有價證券の引受又は募集の取扱を營むを業とするものであつて、日興證券、山一證券、野村證券等がそれである。

(三) ビルプロローカー

ビルプロローカーとは所謂コール資金の貸借及び其の媒介又は手形の賣買及び其の媒介を爲すを業とする者を謂ふのであるが、これら總てのビルプロローカーに對して本令の適用を及ぼすのではなく、その中の主要なものを別に主務大臣が指定して本令を適用せしめることになつてゐる。而して大藏大臣が本令の適用を受くべきビルプロローカーを指定したときは、其の都

度これを告示することになつてゐる。

二、資金運用計畫の調整

主務大臣は資金の運用を適正ならしめるために必要ありと認めるときは、金融機關に對して、資金の運用に關する計畫の變更を命じ、又は資金の運用方法を指定することが出来る。

即ち金融機關が資金の運用計畫を樹立してこれを政府に報告した場合には、企畫院が中心となつて其の年度の國家資金統制計畫に照應して金融機關の資金計畫を決定するのであるが、この場合若し金融機關の提出した資金運用計畫が不適當であると認められるときは、政府はこれを變更し得ることが出来ると共に、其の實際の運用方法を適正ならしむるために、資金の運用方法についても指定し得ることとしてゐるのである。

而して政府が指定し得る資金運用方法は

(イ) 大藏省預金部への預入

(ロ) 國債又は元本の償還及び利息の支拂に付て政府の保證ある債券の應募、引受又は買入等であるが、斯かる運用方法は何れも其の預金又は證券に對する元利拂が確實であつて、金融機關に對し不測の損害を與へるが如き虞は絶対に無いこと、及び右の運用方法に對する資金は原則として今後増加すべき資金に限られてゐる關係上、金融機關の資金を斯かる方面に運用し

たからと言つて、金融機關がこれに依つて直接の損害を蒙るといふ心配は無いといふ當局の見解に基くものである。

### 三、流動資金貸出の調整

#### (一) 貸付(證書貸付及び手形貸付)

貸付については事業の運営上通常必要なる用途に使用せらるゝところの所謂運轉資金と、臨時用途に使用せられる特殊用途資金とに分けて、それ〴〵左のごとき方法により調整されるのである。

#### (イ) 運轉資金の買付

運轉資金の貸付については、金融機關などの各店舗別に計算して、各取引先毎に前年相當半期中の運轉資金最高貸付残高相當額、即ち基準貸付残高及び運轉資金貸付積數金額相當額、即ち基準貸付積數金額の兩方の限度内であれば自由に貸付出来るが、そのいづれかの限度を超えて貸付をなさんとするときは許可を要することになつてゐる。尤も基準貸付残高のないもの、言ひ換へれば前年相當半期中に貸付実績のないもの、及び基準貸付残高が五萬圓未滿のものに對しては残高五萬圓までの貸付は自由となつてゐるのである。又金融機關は必要あるときは主務大臣の許可を受けて、基準貸付残高又は基準貸付積數金額を設定

若くは増額することが出来ることになつてゐる。従つて金融機關はこの限度内に於ては自由貸付をなし得るのであつて、新設會社または前年に比し事業の擴大した會社などに對しては、豫めこれに依つて必要なる自由貸付の限度を定めておくことが出来るわけである

#### (ロ) 特殊用途資金の貸付

有價證券、無體財産權等の取得に要する所謂特殊用途資金の貸付に付ては、實績主義に據らず、一件三萬圓以上の貸付は總て政府の許可を要することになつてゐる。

#### (二) 手形割引

手形割引に付ては金融機關の各店舗に於て、各取引先毎に前年相當半期中の最高割引残高相當額、即ち基準割引残高の限度内に於ける割引はこれを自由とし、その限度を超えて割引せんとする場合に限り許可を要することゝしてゐる。尤も基準割引残高のないもの及び基準割引残高五萬圓未滿のものに對しては、残高五萬圓迄の割引は自由であり、又基準割引残高の設定、増額に付ては前項運轉資金の貸付の場合に準ずることになつてゐる。

#### (三) 當座貸越

當座貸越に付ては貸越契約に基く個々の貸越を調整することは事實上不可能であるので、貸越契約極度金額を調整することゝしてゐる。即ち極度金額合計額三萬圓以下に於て當座貸越契約を爲すのは自由であるが、極度金額合計額が三萬圓以上の場合にこれを増額したり、極

度金額合計額が三萬圓を超ゆるにいたる増額を爲す場合は、政府の許可を要することになつてゐる。

#### 四、運轉資金貸付の調整

流動資金の中で商品又は原料の仕入、運賃、諸給與、配當金又は税金の支拂ひ其の他事業の運営上通常必要なる用途に使用せらるる資金を、證書貸付又は手形貸付の方法に依つて、金融機關、證券引受會社又はビルブローカーが、一營業所又は一事務所に於て、一人に對し運轉資金貸付残高五萬圓を超えて運轉資金の貸付を爲さんとする場合に、當該貸付先に對する運轉資金貸付残高が基準貸付残高を超え、又は當該貸付に對する當該半期中の運轉資金貸付積數金額が基準貸付積數金額を超ゆるときは、主務大臣の許可を要することになつてゐる。基準貸付残高のない者に對し、一營業所又は一事務所に於て運轉資金貸付残高五萬圓を超えて運轉資金の貸付を爲さんとするときも亦主務大臣の許可を得なければならぬ。

證書貸付又は手形貸付中償還期限を経過したものがあつた場合は、貸付算數金額は當該貸付が當該半期末まで償還なきものとして計算することになつてをり、又貸付中償還期限を経過したものあるに依つて、運轉資金貸付積數金額が基準貸付積數金額を超過せる場合に於ては、その超過額は翌年相當半期に於ける基準貸付積數金額の計算に算入されないことになつてゐる。

金融機關、證券引受會社又はビルブローカーは、主務大臣の許可を受け基準貸付残高若しくは基準貸付積數金額を設定又は増額し、或は一營業所又は一事務所に於ける基準貸付残高若しくは基準貸付積數金額の全部又は一部を他の營業所若しくは事務所に移轉することを得ることになつてゐる。

尙右の規定は左に該當する資金に付いての貸付契約を爲す場合にはこれを適用しない。

- (イ) 行政官廳の認可、許可又は限度の指定を受けて借入れる資金
- (ロ) 行政官廳の命令に依つて融通する資金
- (ハ) 政府資金の融通決定ありたる者に對し融通する當該政府資金
- (ニ) 預金、貯金、定期積金其の他に準ずるものを擔保として融通する資金
- (ホ) コール資金（翌日もの、無條件もの及び七日以内据置の短期融通金を謂ふ）
- (ヘ) 金融機關に對し融通する資金
- (ト) 北海道、府縣、府縣組合、市町村、市町村組合、町村組合、市町村の區、市町村學校組合、町村學校組合及び學區に對し融通する資金

尤も右の(イ)乃至(ホ)に該當する資金に付て爲したる貸付金額は、運轉資金貸付残高、運轉資金貸付積數金額、基準貸付残高、基準貸付積數金額の計算に算入されないことになつてゐる。

### 五、運轉資金以外の流動資金貸付の調整

金融機關、證券引受會社またはビルローカーが運轉資金以外の流動資金例へば株式の拂込金、寄附金等を使用せられる資金を貸付ける場合には、其の實績の如何に拘はらず、一件三萬圓までは自由とし、一件三萬圓以上の證書貸付又は手形貸付をなさんとするときに限り主務大臣の許可を要することになつてゐる。但し左の用途に使用せられると認められる資金の證書貸付又は手形貸付に對しては、別に許可を要しないことは前例と同様である。

- (イ) 特別の法令により設立せられる法人の第一回の株金又は出資の拂込
- (ロ) 設立若しくは資本増加に付いて行政官廳の認可、許可又は免許を受けた法人の第一回の株金又は出資金の拂込
- (ハ) 株金拂込の催告に付て行政官廳の認可又は許可を受けた法人の當該株金の拂込
- (ニ) 行政官廳の認可又は許可を受けて爲す有價證券、特許權、鑛業權又は漁業權の取得
- (ホ) 行政官廳の認可、許可又は限度の指定を受けて借入れる資金
- (ヘ) 行政官廳の命令に依つて融通する資金
- (ト) 政府資金の融通決定ありたるものに對して融通する當該政府資金
- (チ) 預金、貯金、定期積金その他これに準ずるものを擔保として融通する資金

- (リ) コール資金（翌日物、無條件物及び七日以内据置の短期融通金を謂ふ）
- (ヌ) 金融機關に對し融通する資金
- (ル) 北海道、府縣、府縣組合、市町村、市町村組合、町村組合、市町村内の區、市町村學校組合、町村學校組合及び學區に對し融通する資金

### 六、割引手形の調整

金融機關、證券引受會社又はビルローカーは一營業所又は一事務所に於て一人に對し手形割引残高五萬圓を超えて手形の割引を爲さんとする場合に於て、當該手形割引先に對する手形割引残高が其の基準割引残高を超ゆるときは、主務大臣の許可を受けなければならない。其の基準割引残高のない者に對して一營業又は一事務所に於て手形割引残高五萬圓を超えて手形の割引を爲さんとする時も亦大藏大臣の許可を要するのである。金融機關、證券引受會社又はビルローカーは主務大臣の許可を受けて新に基準割引残高を設定若しくは増額し、又は一の營業所若しくは事務所に於ける基準割引残高の全部若しくは一部を他の營業所若しくは事務所に移轉せしめ得ることになつてゐる。

尙次に該當する資金に付いて、手形の割引を爲す場合にはこれを適用しないことになつてゐる。



- (イ) 行政官廳の認可、許可又は限度の指定を受けて借入れる資金
- (ロ) 行政官廳の命令に依り融通する資金
- (ハ) 政府資金の融通決定ありたる者に對し融通する當該政府資金
- (ニ) 預金、貯金、定期積金其他之に準ずるものを擔保として融通する資金
- (ホ) コール資金（翌日もの、無條件もの及び七日以内据置の短期融通金を謂ふ）
- (ヘ) 金融機關に對し融通する資金
- (ト) 北海道、府縣、府縣組合、市町村、市町村組合、町村組合、市町村内の區、市町村學校組合、町村學校組合及び學區に對し融通する資金

### 七、當座貸越契約の制限

金融機關が新たに當座貸越契約を爲し、又は當座貸越契約の極度金額を増額せんとする場合に於て、一營業所又は一事務所に於ける一人に對する當座貸越契約の極度金額の合計額が三萬圓を超えるときは、主務大臣の許可を得なければならぬ。但し次の資金に付當座貸越の契約を爲す場合に於てはこれを適用しないことになつてゐる。

- (イ) 行政官廳の認可、許可又は限度の指定を受けて借入れる資金
- (ロ) 行政官廳の命令に依つて融通する資金

- (ハ) 政府資金の融通決定ありたる者に對して融通する當該政府資金
  - (ニ) 預金、貯金、定期積金その他これに準ずるものを擔保として融通する資金
  - (ホ) コール資金（翌日もの、無條件もの及び七日以内据置の短期融通金を謂ふ）
  - (ヘ) 金融機關に對し融通する資金
  - (ト) 北海道、府縣、府縣組合、市町村、市町村組合、町村組合、市町村内の區、市町村學校組合、町村學校組合及び學區に對し融通する資金
- 右の(イ)乃至(ホ)に該當する資金に付て爲したる當座貸越契約の極度金額は、當座貸越契約の極度金額の計算にこれを算入しないことになつてゐる。

### 八、運轉資金の貸付又は手形割引の緊急貸出に關する措置

金融機關、證券引受會社又はビルブローカーが運轉資金即ち商品又は原材料の仕入、運賃、諸給與、配當金又は税金の支拂、其他事業の運営上通常必要なる用途に使用せられる資金の貸付又は手形の割引を爲すを緊要と認むる場合に於て、主務大臣の許可を受くる暇のない場合は、十日間を限り以上に述べた制限を受くることなく、これが貸出を爲すことが出来るのである。

九、基準貸付残高、基準貸付積数金額、基準割引  
残高又は當座貸越契約極度金額の減額命令

主務大臣は必要なりと認めるときは金融機關、證券引受會社又はビル・ブローカーに對して、其の基準貸付残高、基準貸付積数金額、基準割引残高又は當座貸越契約の極度金額の減額を命ずることが出来る。従つて本令の適用を受ける金融機關、證券引受會社又はビル・ブローカーは、前年相當期に実績を有する相手方の場合と雖も、必ずしも許可不要限度迄は無條件に貸出し得るものとは言へないのであつて、主務大臣の都合に依り何時これが減額を命ぜらるゝか豫期し得ないのであるから、此の點を考慮して相手方に授信行爲を爲すべきであらう。

法 令 篇

附 定 統 制 規 程 款

# 金融統制團體令

(昭和十七年四月十七日  
勅令第四百四十號)

朕金融統制團體令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

## 金融統制團體令

### 第一章 總 則

**第一條** 國家總動員法第十八條ノ規定ニ基ク金融事業(有價證券ニ關スル事業ヲ含ム以下同ジ)ノ統制ヲ目的トスル團體ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

**第二條** 本令ニ依ル團體ハ全國金融統制會、業態別統制會、統制組合及地方金融協議會トス  
全國金融統制會ハ全國金融統制會ナル名稱ヲ用フベシ  
業態別統制會、統制組合又ハ地方金融協議會ハ其ノ名稱中ニ各統制會、統制組合又ハ金融協議會ナル文字ヲ用フベシ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

### 第二章 全國金融統制會

**第三條** 全國金融統制會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲金融事業ノ機能ノ綜合的發揮ヲ圖ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且金融ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

**第四條** 全國金融統制會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

- 一 金融ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル參畫

金融統制團體令

金融統制團體令

七二

- 二 金融事業ヲ營ム者ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル指導統制
  - 三 金融事業ノ整備ノ促進
  - 四 金融事業ノ機能ノ増進
  - 五 金融事業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進
  - 六 金融事業ニ關スル調査及研究
  - 七 前各號ニ掲グルモノノ外全國金融統制會ノ目的ヲ違スルニ必要ナル事業  
全國金融統制會ハ前項ノ事業ノ外命令ノ定ムル所ニ依リ業態別統制會ノ會員ニ非ザル統制組合ニシテ命令  
ヲ以テ定ムルモノ及地方金融協議會ノ事業ノ指導統制ヲ行フ
- 第五條** 全國金融統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者トス
- 一 日本銀行
  - 二 業態別統制會
  - 三 前二號ニ掲グル者ノ外金融事業ヲ營ム者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ
- 第六條** 主務大臣全國金融統制會ヲ設立セシメントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ會員タル資格ヲ有スル  
者ニ對シ全國金融統制會ノ設立ヲ命ズベシ
- 前項ノ規定ニ依ル全國金融統制會ノ設立ノ命令アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ創立總會ヲ開キ之ニ  
諮リテ定款其ノ他全國金融統制會ノ設立ニ必要ナル事項ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ
- 第七條** 全國金融統制會ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- 一 目的

- 二 名稱
  - 三 事務所ノ所在地
  - 四 會員ニ關スル規定
  - 五 事業及其ノ執行ニ關スル規定
  - 六 役員ニ關スル規定
  - 七 會議ニ關スル規定
  - 八 經理ニ關スル規定
- 第八條** 全國金融統制會ハ第六條第二項ノ認可アリタル時又ハ國家總動員法第十八條第三項ノ規定ニ依リ定  
款ノ作成アリタル時成立ス
- 前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ全國金融統制會成立ノ旨及定款ヲ告示スベシ
- 第九條** 全國金融統制會成立シタルトキハ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ總テ全國金融統制會ノ會員トス
- 第十條** 全國金融統制會ニハ會長一人並ニ理事、監事及評議員各若干人ヲ置クベシ
- 全國金融統制會ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副會長二人以内又ハ理事長一人ヲ置クコトヲ得
- 第十一條** 會長ハ全國金融統制會ヲ代表シ金融事業ノ指導統制其ノ他ノ會務ヲ總理ス
- 副會長ハ會長ヲ輔佐シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキ  
ハ其ノ職務ヲ行フ
- 理事長ハ會長及副會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ會長及副會長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及  
副會長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ

理事ハ會長、副會長及理事長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長、副會長及理事長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長、副會長及理事長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ  
監事ハ全國金融統制會ノ經理ノ狀況ヲ監査ス  
評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス

**第十二條** 會長ハ日本銀行總裁ヲ以テ之ニ充ツ

副會長、理事長、理事及監事ハ金融事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ  
評議員ハ金融事業又ハ産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

主務大臣第二項ノ規定ニ依リ副會長、理事長又ハ理事ヲ任命シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

**第十三條**

副會長、理事長、理事及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

**第十四條**

副會長、理事長及理事ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ズ但シ日本銀行ノ職員タルコトヲ妨ゲズ

**第十五條**

全國金融統制會ハ金融事業ニ關スル事項ニ付主務大臣ニ建議スルコトヲ得

**第十六條**

全國金融統制會ハ主務大臣ノ諮問ニ對シ答申スベシ

全國金融統制會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員、業態別統制會ノ會員、業態別統制會ノ會員タルル統制組合ノ組合員、第四條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル統制組合又ハ地方金融協議會ニ對シ金融事業ニ關スル事項ノ調査ヲ爲ス爲必要ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ資料ノ提出ヲ求メラレタル者ハ遲滞ナク之ヲ提出スベシ

**第十七條**

全國金融統制會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員ニ對シ賦課金ヲ課スルコトヲ得

**第十八條** 全國金融統制會ハ定款ノ定ムル所ニ依リ定款又ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ過怠金ヲ課スルコトヲ得

**第十九條** 賦課金又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ全國金融統制會ノ請求アルトキハ市町村税ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ全國金融統制會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スベシ

前項中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス

第一項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位ハ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徵收金ニ次ギ其ノ時効ニ付テハ市町村税ノ例ニ依ル

**第二十條**

全國金融統制會ハ其ノ會員ノ事業ニ關スル統制規程ヲ設定スベシ

**第二十一條**

定款ノ變更並ニ統制規程ノ設定及變更ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ  
主務大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

**第二十二條**

全國金融統制會ノ會員ハ全國金融統制會ノ統制規程ニ依ルベシ

**第二十三條**

全國金融統制會ハ主務大臣ノ命令アリタルトキ又ハ其ノ事業ノ遂行上必要アリト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ其ノ會員、業態別統制會ノ會員又ハ業態別統制會ノ會員タル統制組合ノ組合員ノ業務又ハ財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

全國金融統制會ノ會員、業態別統制會ノ會員又ハ業態別統制會ノ會員タル統制組合ノ組合員ハ前項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ズ  
全國金融統制會ハ第一項ノ規定ニ依リ検査ヲ行フ役員又ハ使用人ヲシテ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシム

**第二十四條** 全國金融統制會ハ主務大臣ノ命令アリタルトキ又ハ其ノ事業ノ遂行上必要アリト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ業態別統制會ニ對シ其ノ會員若ハ其ノ會員タル統制組合ノ組合員ノ業務若ハ財産ノ狀況ヲ検査シ又ハ其ノ會員タル統制組合ヲシテ當該統制組合ノ組合員ノ業務若ハ財産ノ狀況ヲ検査セシメ其ノ結果ヲ報告スベキコトヲ命ズルコトヲ得

前條第二項及第三項ノ規定ハ業態別統制會又ハ統制組合ガ前項ノ規定ニ依リ検査ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス  
**第二十五條** 全國金融統制會ハ主務大臣ノ命令アリタルトキ又ハ第四條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル統制組合ノ事業ヲ指導統制スル爲必要アリト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ當該統制組合ノ業務若ハ財産ノ狀況ヲ検査シ又ハ當該統制組合ニ對シ其ノ組合員ノ業務若ハ財産ノ狀況ヲ検査シ其ノ結果ヲ報告スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十三條第二項及第三項ノ規定ハ全國金融統制會又ハ統制組合ガ前項ノ規定ニ依リ検査ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス

**第二十六條** 全國金融統制會ハ主務大臣ノ命令アリタルトキ又ハ地方金融協議會ノ事業ヲ指導統制スル爲必要アリト認ムル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ地方金融協議會ノ業務又ハ財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

第二十三條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

**第二十七條** 通常總會ハ毎年一回會長之ヲ召集ス

會長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ召集スルコトヲ得

**第二十八條** 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス

- 一 定款ノ變更
- 二 收支豫算
- 三 賦課金ノ賦課徵收方法

**第二十九條** 會長ハ毎年總會ニ全國金融統制會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ經理ノ狀況ヲ報告セシムベシ

**第三十條** 主務大臣必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ全國金融統制會ヨリ其ノ事業ニ關シ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事務所ニ臨檢シ業務若ハ經理ノ狀況ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

**第三十一條** 主務大臣ハ全國金融統制會ニ對シ金融事業ニ關スル事項ノ調査ヲ命ズルコトヲ得

**第三十二條** 主務大臣金融事業ノ統制上必要アリト認ムルトキハ全國金融統制會ニ對シ必要ナル事業ノ施行ヲ命ジ又ハ定款ノ變更其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

**第三十三條** 主務大臣ハ全國金融統制會ニ對シ業務又ハ經理ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

主務大臣必要アリト認ムルトキハ監事ヲシテ監査ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得  
**第三十四條** 主務大臣ハ副會長、理事長、理事又ハ評議員ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ

タルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他全國金融統制會ノ事業ノ運營上副會長、理事長、理事又ハ評議員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得  
主務大臣ハ監事ノ行爲ガ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

主務大臣第一項ノ規定ニ依リ副會長、理事長又ハ理事ヲ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

**第三十五條** 全國金融統制會ハ主務大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

主務大臣前項ノ命令ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

**第三章 業態別統制會**

**第三十六條** 業態別統制會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲當該金融事業ノ機能ノ一體的發揮ヲ圖ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且當該金融事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

**第三十七條** 業態別統制會ハ金融事業ノ業態別ニ之ヲ設立ス

**第三十八條** 業態別統制會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

- 一 當該金融事業ヲ營ム者ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル指導統制
- 二 當該金融事業ノ整備ノ促進
- 三 當該金融事業ノ機能ノ増進
- 四 當該金融事業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進
- 五 當該金融事業ニ關スル調査及研究
- 六 前各號ニ掲グルモノノ外業態別統制會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

**第三十九條** 業態別統制會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトス

一 當該金融事業ヲ營ム者

二 當該金融事業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル統制組合

**第四十條** 業態別統制會ニハ理事長一人並ニ理事、監事及評議員各若干人ヲ置クベシ

業態別統制會ニハ前項ノ役員ノ外定款ノ定ムル所ニ依リ副理事長一人ヲ置クコトヲ得

**第四十一條** 理事長ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

前項ノ銓衡委員ハ當該金融事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

副理事長、理事及評議員ハ當該金融事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長之ヲ命ズ

監事ハ命令ノ定ムル所ニ依リ評議員之ヲ選任ス

第三項ノ規定ニ依ル副理事長、理事又ハ評議員ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

主務大臣第一項ノ規定ニ依ル任命又ハ前項ノ規定ニ依ル副理事長若ハ理事ノ任命ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

**第四十二條** 理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ副理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

主務大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

**第四十三條** 第十一條第一項、第二項及第四項乃至第六項ノ規定ハ理事長、副理事長、理事、監事及評議員

ニ、第十四條ノ規定ハ理事長、副理事長及理事長ニ之ヲ準用ス

**第四十四條** 業態別統制會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員又ハ其ノ會員タル統制組合ノ組合員ニ對シ當該金融事業ニ關スル事項ノ調査ヲ爲ス爲必要ナル資料ノ提出ヲ求ムルコトヲ得

第十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

**第四十五條** 主務大臣ハ理事長、副理事長、理事又ハ評議員ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他當該業態別統制會ノ事業ノ運營上理事長、副理事長、理事又ハ評議員ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

主務大臣ハ監事ノ行爲ガ法令若ハ法令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シタルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

主務大臣第一項ノ規定ニ依リ理事長、副理事長又ハ理事ヲ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

**第四十六條** 第六條乃至第九條、第十五條、第十七條乃至第二十二條、第二十七條乃至第三十三條及第三十

五條ノ規定ハ業態別統制會ニ之ヲ準用ス

**第四章 統制組合**

**第四十七條** 統制組合ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲一定地區内ニ於ケル當該金融事業ノ機能ノ一體的發揮ヲ圖ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且當該金融事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

**第四十八條** 統制組合ハ一定地區ニ於テ金融事業ノ業態別ニ之ヲ設立ス前項ノ地區ハ主務大臣之ヲ指定ス

**第四十九條** 統制組合ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

- 一 當該金融事業ヲ營ム者ガ當該地區内ニ於テ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル指導統制
- 二 當該地區内ニ於ケル當該金融事業ノ整備ノ促進
- 三 當該地區内ニ於ケル當該金融事業ノ機能ノ増進
- 四 當該地區内ニ於ケル當該金融事業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進
- 五 當該地區内ニ於ケル當該金融事業ニ關スル調査及研究
- 六 前各號ニ掲グルモノノ外統制組合ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

**第五十條** 統制組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ當該地區内ニ於テ當該金融事業ヲ營ム者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトス

**第五十一條** 統制組合ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 目的
- 二 名稱
- 三 地區
- 四 事務所ノ所在地
- 五 組合員ニ關スル規定
- 六 事業及其ノ執行ニ關スル規定
- 七 役員ニ關スル規定
- 八 會議ニ關スル規定



九 經理ニ關スル規定

**第五十二條** 統制組合ニハ理事長一人並ニ理事、監事及評議員各若干人ヲ置クベシ

理事長ハ當該金融事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ當該統制組合ノ所屬スル業態別統制會ノ理事長之ヲ命ズ當該統制組合ノ所屬スル業態別統制會ナルトキハ當該金融事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

前項前段ノ規定ニ依ル理事長ノ任命ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十一條第一項第四項乃至第六項、第四十二條第一項乃至第三項及第四十五條第一項第二項ノ規定ハ理事、監事、評議員ニ、第四十一條第三項乃至第五項ノ規定ハ理事、監事及評議員ニ之ヲ準用ス

**第五十三條**

業態別統制會ノ理事長ハ當該業態別統制會ノ會員タル統制組合ノ理事長ノ行爲ガ法令又ハ法令ニ基キテ爲ス行政官廳ノ處分ニ違反シタルトキ、公益ヲ害シタルトキ其ノ他當該統制組合ノ事業ノ運營上當該理事長ヲ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任スルコトヲ得

前項ノ解任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

**第五十四條**

統制組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ總會ニ代ルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得

第二十七條乃至第二十九條ノ規定ハ前項ノ總代會ニ之ヲ準用ス

**第五十五條**

第四條第二項ノ命令ヲ以テ定ムル統制組合ハ全國金融統制會ノ行フ統制ニ從フベシ

**第五十六條**

統制組合ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

**第五十七條**

第六條、第八條（定款ノ告示ニ關スル部分ヲ除ク）、第九條、第十五條、第十七條乃至第二十

二條（第二十一條中定款變更ノ認可ノ告示ニ關スル部分ヲ除ク）、第二十七條乃至第三十三條、第三十五條第一項及第四十四條ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス

**第五章**

地方金融協議會

**第五十八條** 地方金融協議會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲一定地區内ニ於ケル金融事業相互ノ連絡調整ヲ圖ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且金融事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

**第五十九條** 地方金融協議會ハ一定地區ニ於テ之ヲ設立ス

前項ノ地區ハ主務大臣之ヲ指定ス

**第六十條**

地方金融協議會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ニ掲グル事業ヲ行フ

- 一 金融事業ヲ營ム者ガ當該地區内ニ於テ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル指導統制
- 二 當該地區内ニ於ケル金融事業ノ整備ノ促進
- 三 當該地區内ニ於ケル金融事業ノ機能ノ増進
- 四 前各號ニ掲グルモノノ外地方金融協議會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

**第六十一條**

地方金融協議會ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ左ニ掲グル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノトス

- 一 當該地區内ニ於テ金融事業ヲ營ム者
- 二 當該地區内ニ於テ金融事業ヲ營ム者ヲ以テ組織スル統制組合

**第六十二條**

地方金融協議會ニハ理事長一人並ニ理事、監事及評議員若干人ヲ置クベシ  
理事長ハ金融事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

第十一條第一項第四項乃至第六項、第四十二條第一項乃至第三項及第四十五條第一項第二項ノ規定ハ理事長、理事、監事及評議員ニ、第四十一條第三項乃至第五項ノ規定ハ理事、監事及評議員ニ之ヲ準用ス

**第六十三條** 地方金融協議會ニハ定款ノ定ムル所ニ依リ顧問若干人ヲ置クコトヲ得

**第六十四條** 第六條、第八條(定款ノ告示ニ關スル部分ヲ除ク)、第九條、第十五條、第十七條乃至第二十二條(第二十一條中定款變更ノ認可ノ告示ニ關スル部分ヲ除ク)、第二十七條乃至第三十三條、第三十五條第一項、第四十四條、第五十一條及第五十四條乃至第五十六條ノ規定ハ地方金融協議會ニ之ヲ準用ス

**第六章 雜 則**

**第六十五條** 主務大臣必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ第四章又ハ第五章ニ規定スル職權ノ一部ヲ地方長官ヲシテ行ハシムルコトヲ得

**第六十六條** 本令中主務大臣トアルハ第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外大藏大臣トス但シ産業組合中央金庫、信用組合聯合會(樺太ニ於テ設立セラレタルモノヲ除ク以下同ジ)又ハ信用組合(臺灣又ハ樺太ニ於テ設立セラレタルモノヲ除ク以下同ジ)ヲ會員又ハ組合員トスル業態別統制會、統制組合又ハ地方金融協議會ニ在リテハ大藏大臣及農林大臣トス

第二條及第五章中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ヲ地區トスル地方金融協議會ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官トス

第十九條(第四十六條、第五十七條及第六十四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)中市町村トアルハ朝鮮ニ在リテハ府邑面、臺灣ニ在リテハ市街庄トシ市町村稅トアルハ朝鮮ニ在リテハ國稅、臺灣ニ在リテハ市街庄稅トシ百分ノ四トアルハ朝鮮ニ在リテハ百分ノ五トス

**第六十七條**

大藏大臣全國金融統制會ニ付左ニ掲グル處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該處分ガ恩給金庫ニ關スルモノナルトキハ内閣總理大臣、産業組合中央金庫、信用組合聯合會又ハ信用組合會員又ハ組合員トスル業態別統制會、統制組合又ハ地方金融協議會ニ關スルモノナルトキハ農林大臣、商工組合中央金庫ニ關スルモノナルトキハ商工大臣、朝鮮殖産銀行ニ關スルモノナルトキハ朝鮮總督ニ協議スベシ

一 第五條ノ規定ニ依ル指定

二 第六條第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十六條第一項、第三十二條及第三十五條第一項ノ規定ニ依ル命令

三 第六條第二項、第二十一條第一項、第二十三條第一項、第二十四條第一項及第二十六條第一項ノ規定ニ依ル認可

四 第三十三條第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分

朝鮮總督朝鮮ヲ地區トスル地方金融協議會ニ付左ニ掲グル處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該處分ガ朝鮮銀行又ハ朝鮮ニ於テ金融事業ヲ營ム者ニシテ内地ニ主タル營業所若ハ事務所ヲ有スルモノノ朝鮮ニ於ケル營業所若ハ事務所ニ於ケル金融事業ニ關スルモノナルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ臺灣總督又ハ樺太廳長官臺灣又ハ樺太ヲ地區トスル地方金融協議會ニ付左ニ掲グル處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該處分ガ臺灣若ハ樺太ニ營業所ヲ有スル銀行又ハ臺灣若ハ樺太ニ於テ金融事業ヲ營ム者ニシテ内地ニ主タル營業所若ハ事務所ヲ有スルモノノ臺灣若ハ樺太ニ於ケル營業所若ハ事務所ニ於ケル金融事業ニ關スルモノナルトキ亦同ジ

一 第六十一條ノ規定ニ依ル指定

- 二 第六十四條ニ於テ準用スル第六條第一項、第三十二條及第三十五條第一項ノ規定ニ依ル命令
- 三 第六十四條ニ於テ準用スル第六條第二項及第二十一條第一項ノ規定ニ依ル認可
- 四 第六十四條ニ於テ準用スル第三十三條第一項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分
- 第六十八條 第三章及第四章ノ規定ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ之ヲ適用セズ但シ臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有スル銀行ノ當該營業所ニ於ケル金融事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六十五條ノ規定ハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在リテハ之ヲ適用セズ
- 第六十九條 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外全國金融統制會、業態別統制會、統制組合及地方金融協議會ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ地方金融協議會ニ關スル規定ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ昭和十七年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

# 金融統制團體令施行規則

(昭和十七年四月十八日)  
(大藏・司法・農林省令第一號)

金融統制團體令施行規則左ノ通定ム

## 金融統制團體令施行規則

### 第一章 全國金融統制會

- 第一條 全國金融統制會ノ金融統制團體令(以下令ト稱ス)第四條第二項ノ規定ニ依リ事業ノ指導統制ヲ行フ業態別統制會ノ會員ニ非ザル統制組合ハ主務大臣之ヲ指定ス  
主務大臣前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス
- 第二條 全國金融統制會令第四條第二項ノ規定ニ依リ前條ノ統制組合及地方金融協議會ノ事業ノ指導統制ヲ行フ場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル準則ニ依ルベシ
- 第三條 主務大臣令第六條第一項ノ規定ニ依リ全國金融統制會ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ同條第二項ノ認可(以下設立ノ認可ト稱ス)ヲ申請スベキ期限ヲ指定シ之ヲ告示ス  
前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ會員タル資格ヲ有スル者ノ中ヨリ設立委員ヲ命ジ其ノ名稱及住所ヲ告示ス  
前項ノ告示アリタルトキハ設立委員ハ滯滞ナク創立總會ヲ召集スベシ
- 第四條 創立總會ヲ召集スルニハ會員タル資格ヲ有スル者ニ對シ會日ヨリ少クトモ一週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ召集ノ通知ヲ發スベシ

金融統制團體令施行規則

第五條 左ニ掲グル事項ハ創立總會ニ諮リ設立委員之ヲ定ム

一定款

二 全國金融統制會ノ負擔ニ歸スベキ創立費及其ノ償却方法

三 初年度ノ收支豫算及初年度ニ於ケル賦課金ノ賦課徵收方法

第六條 創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク全國金融統制會ノ設立ノ認可ヲ申請スベシ  
設立ノ認可申請書ニハ定款、創立總會ノ議事録ノ原本並ニ前條第二號及第三號ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

第七條 副會長、理事長、理事、監事又ハ評議員辭任又ハ死亡シタルトキハ全國金融統制會ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ其ノ者ノ任期滿了シタルトキ亦同ジ

副會長、理事長又ハ理事ニ付前項ノ届出アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示ス

第八條 全國金融統制會令第十六條ノ規定ニ依リ資料ノ提出ヲ求メントスルトキハ統制規程ニ依ル場合ヲ除クノ外主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第九條 總會ヲ招集スルニハ會員ニ對シ會日ヨリ少クトモ一週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スベシ

第十條 毎事業年度ノ收支豫算及賦課金ノ賦課徵收方法ヲ決定シタルトキハ全國金融統制會ハ遲滞ナク之ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ其ノ變更アリタルトキ亦同ジ

第十一條 全國金融統制會ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス

第十二條 主務大臣全國金融統制會ノ解散ヲ命ジタル場合ニ於テハ其ノ旨ヲ全國金融統制會ノ主たる事務所

ノ所在地ノ區裁判所ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

裁判所必要アリト認ムルトキハ職權ヲ以テ清算人ヲ解任スルコトヲ得

裁判所清算人ヲ選任又ハ解任シタルトキハ其ノ旨ヲ主務大臣ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示ス

第十三條 清算人ハ全國金融統制會ヲ代表シ清算ヲ爲スニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第十四條 清算人ハ清算及財産處分ノ方法ヲ定メ裁判所ノ認可ヲ受クベシ

裁判所必要アリト認ムルトキハ清算人ニ對シ清算及財産處分ノ方法ノ變更其ノ他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十五條 全國金融統制會ハ解散ノ後ト雖モ裁判所ノ認可ヲ受ケ其ノ債務ヲ完済スルニ必要ナル金額ヲ賦課徵收スルコトヲ得

令第十九條及第六十六條第三項ノ規定ハ前項ノ賦課徵收ニ關シ之ヲ準用ス

第十六條 主務大臣ハ裁判所ニ對シ清算ニ關シ意見ヲ述ブルコトヲ得

第十七條 全國金融統制會ノ清算終了シタルトキハ裁判所ハ其ノ旨ヲ主務大臣ニ通知スベシ

前項ノ通知アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示ス

## 第二章 業態別統制會

第十八條 主務大臣令第四十六條ニ於テ準用スル令第六條第一項ノ規定ニ依リ業態別統制會ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

一 金融事業ノ業態

二 設立ノ認可ヲ申請スベキ期限

**第十九條** 主務大臣ノ指定スル業態別統制會ノ理事長ハ當該金融事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

主務大臣前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

**第二十條** 監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

**第二十一條** 監事ノ選任アリタルトキハ業態別統制會ハ遲滯ナク其ノ氏名及住所ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ

理事長、副理事長、理事、監事又ハ評議員辭任又ハ死亡シタルトキハ業態別統制會ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ其ノ者ノ任期滿了シタルトキ亦同ジ

理事長、副理事長又ハ理事ニ付前項ノ届出アリタルトキハ主務大臣ハ其ノ旨ヲ告示ス

**第二十二條** 第三條第二項第三項、第四條乃至第六條及第八條乃至第十七條ノ規定ハ業態別統制會ニ之ヲ準用ス但シ第四條及第九條中一週間トアルハ二週間トス

第三章 統制組合

**第二十三條** 主務大臣令第五十七條ニ於テ準用スル令第六條第一項ノ規定ニ依リ統制組合ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

一 金融事業ノ業態

二 地區

三 設立ノ認可ヲ申請スベキ期限

**第二十四條** 事務所ノ位置又ハ理事長若ハ理事ノ住所ニ變更アリタルトキハ統制組合ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

**第二十五條** 第三條第二項第三項、第四條乃至第六條、第八條乃至第十一條、第十二條第一項乃至第四項、第十三條乃至第十六條、第十七條第一項、第二十條及第二十一條第一項第二項ノ規定ハ統制組合ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣トアルハ第三條第二項及第十二條第一項ノ場合ヲ除クノ外行政官廳トシ總會トアルハ總會又ハ總代會トシ第九條中會員トアルハ組合員又ハ總代會ヲ構成スル組合員トス

**第二十六條** 統制組合成立シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ左ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 目的

二 名稱

三 地區

四 事務所

五 成立ノ年月日

六 理事長及理事ノ氏名及住所

前項ニ掲グル事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

**第二十七條** 統制組合成立ノ後新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ事務所ノ所在地ニ於テハ前條第一項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ既ニ存スル事務所ノ所在地ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ事務所ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

**第二十八條** 統制組合ガ事務所ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ第

二十六條第一項ニ掲グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス但シ同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ事務所ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足ル

第二十九條 統制組合ノ解散ノ命令アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十條 統制組合ノ清算人ノ選任アリタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ清算人ノ氏名及住所ヲ登記スルコトヲ要ス

第二十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十一條 統制組合ノ清算終了シタルトキハ各事務所ノ所在地ニ於テ清算終了ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第三十二條 統制組合ノ登記ニ付テハ其ノ事務所ノ所在地ノ區裁判所ヲ以テ管轄登記所トス

前項ノ登記ハ統制團體登記簿ニ之ヲ爲ス

第三十三條 第二十六條乃至第二十九條ノ規定ニ依ル登記ハ當該行政官廳ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第三十條及第三十一條ノ規定ニ依ル登記ハ裁判所ノ囑託ニ因リテ之ヲ爲ス

第三十四條 登記シタル事項ハ裁判所遲滞ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス

第三十五條 非訟事件手續法第二百二十五條第一項(第五百十條、第五百十條ノ三及第七十七條ノ規定ヲ準用スル部分ヲ除ク)ノ規定ハ統制組合ノ登記ニ之ヲ準用ス

第四章 地方金融協議會

第三十六條 主務大臣令第六十四條ニ於テ準用スル令第六條第一項ノ規定ニ依リ地方金融協議會ノ設立ヲ命ズル場合ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ指定シ之ヲ告示ス

一 地區

二 設立ノ認可ヲ申請スベキ期限

第三十七條 第三條第二項第三項、第四條乃至第六條、第八條乃至第十一條、第十二條第一項乃至第四項、第十三條乃至第十六條、第十七條第一項、第二十條、第二十一條第一項第二項、第二十四條及第二十六條乃至第三十五條ノ規定ハ地方金融協議會ニ之ヲ準用ス但シ主務大臣トアルハ第三條第二項及第十二條第一項ノ場合ヲ除クノ外行政官廳トシ總會トアルハ總會又ハ總代會トシ第九條中會員トアルハ會員又ハ總代會ヲ構成スル會員トス

第五章 雜 則

第三十八條 令第二十三條第三項(令第二十四條第二項、第二十五條第二項及第二十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ證票ハ別記第一號様式ニ、令第三十條第二項(令第四十六條、第五十七條及第六十四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ證票ハ別記第二號様式ニ依ル

第三十九條 統制組合又ハ地方金融協議會ニシテ地區ガ道府縣ノ區域ヲ超エザルモノニ關スル左ニ掲グル事項ハ令第六十五條ノ規定ニ依リ當該地區ヲ管轄スル地方長官ヲシテ之ヲ行ハシム但シ第一號乃至第四號及第六號ニ掲グル事項ハ事宜ニ依リ主務大臣ニ於テ之ヲ行フ

- 一 令第五十七條又ハ第六十四條ニ於テ準用スル令第十五條第二項ノ規定ニ依リ審問ヲ爲スコト
- 二 令第五十七條又ハ第六十四條ニ於テ準用スル令第三十條ノ規定ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ検査ヲ爲スコト
- 三 令第五十七條又ハ第六十四條ニ於テ準用スル令第三十一條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲スコト
- 四 令第五十七條又ハ第六十四條ニ於テ準用スル令第三十三條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ヲ爲スコト
- 五 令第五十二條第四項又ハ第六十二條第三項ニ於テ準用スル令第四十一條第五項及第四十二條第三項ノ

金融統制團體令施行規則

規定ニ依ル認可ヲ爲スコト

六 令第五十二條第四項又ハ第六十二條第三項ニ於テ準用スル令第四十五條第一項及第二項ノ規定ニ依ル處分(理事長ノ解任ヲ除ク)ヲ爲スコト

第四十條 第二十四條、第二十五條、第三十三條第一項及第三十七條中行政官廳トアルハ統制組合又ハ地方金融協議會ニシテ地區ガ道府縣ノ區域ヲ超エザルモノニ關スル場合ニ在リテハ當該地區ヲ管轄スル地方官トシ其ノ他統制組合又ハ地方金融協議會ニ關スル場合ニ在リテハ主務大臣トス

第四十一條 民法第七十九條、第八十條及第八十二條第二項並ニ非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條及第三十七條ノ二ノ規定ハ全國金融統制會、業態別統制會、統制組合及地方金融協議會ノ清算ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記第七號様式(用紙寸法日本標準規格B8)

表 面

職 氏 名  
金融統制團體令第二十三條、第二十五條及第二十六條ノ規定ニ基ク  
臨 檢 之 章  
全 國 金 融 統 制 會  
會 融 統 金 全 國  
印 統 制 會

裏 面

第 號 昭和 年 月 日交付

(備考) 業態別統制會及統制組合ニ在リテハ右ニ準ジテ作成スルコト  
金融統制團體令施行規則

金融統制團體令施行規則  
別記第二號様式(用紙寸法日本標準規格B8)

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 面 表        | 面 表               |
| 第 號        | 官 氏 名             |
| 昭和 年 月 日交付 | 臨 檢 之 章           |
|            | 大藏省又ハ農林省          |
|            | 大藏省<br>又ハ農<br>林省印 |

(備考) 北海道廳府縣ニ在リテハ右ニ準ジテ作成スルコト

# 全國金融統制會定款

(昭和十七年五月二十七日  
大藏省告示第三百一號)

全國金融統制會ハ昭和十七年五月二十三日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

## 全國金融統制會定款

### 第一章 總 則

第一條 本會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲金融事業(有價證券ニ關スル事業ヲ含ム以下同ジ)ノ機能ノ綜合的發揮ヲ圖ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且金融ニ關スル國策ノ立案及遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ金融統制團體令ニ依リ設立シ全國金融統制會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク

### 第二章 會 員

第四條 本會ハ日本銀行、業態別統制會及金融事業ヲ營ム者ニシテ大藏大臣ノ指定シタルモノヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 會員ハ本會ノ定ムル統制規程ニ依ルベキモノトス

第六條 會員ハ本會ヨリ金融事業ニ關スル事項ノ調査ヲ爲ス爲必要ナル資料ノ提出ヲ求メラレタルトキハ遲滞ナク之ヲ提出スベキモノトス

全國金融統制會定款



第七條 會員ハ其ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ付本會ノ役員又ハ職員ノ行フ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ザルモノトス

第三章 事業及其ノ執行

第八條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 金融ニ關スル政府ノ計畫ニ對スル參畫
- 二 金融事業ヲ營ム者ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル指導統制
- 三 金融事業ノ整備ノ促進
- 四 金融事業ノ機能ノ増進
- 五 金融事業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進
- 六 金融事業ニ關スル調査及研究
- 七 前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第九條 本會ハ前條ノ事業ノ外業應別統制會ノ會員ニ非ザル統制組合ニシテ大藏大臣ノ指定シタルモノ及地方金融協議會ノ事業ノ指導統制ヲ行フ

第十條 本會ガ前項ノ規定ニ依リ行フ指導統制ニ付テハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル準則ノ定ムル所ニ依ルモノトス  
第十條 本會ガ會員ノ事業ニ關シ行フ統制ニ付テハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル統制規程ノ定ムル所ニ依ルモノトス

會長統制規程ヲ設定又ハ變更セントスルトキハ評議員ニ諮問スベキモノトス  
第十一條 本會ノ事業ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム

第四章 役員

第十二條 本會ニ會長一人、副會長二人以内、理事、監事及評議員各若干人ヲ置ク

第十三條 會長ハ本會ヲ代表シ金融事業ノ指導統制其ノ他ノ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ會長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ會長及副會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ豫メ會長ノ定ムル順位ニ依リ會長及副會長共ニ事故アルトキハ會長ノ職務ヲ代理シ會長及副會長共ニ缺員ノトキハ會長ノ職務ヲ行フ

監事ハ本會ノ經理ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ會長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ會長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十四條 會長ハ日本銀行總裁ヲ以テ之ニ充ツ

副會長、理事及監事ハ金融事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ大藏大臣ノ命ジタルモノトス

評議員ハ金融事業又ハ産業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ大藏大臣ノ命ジタルモノトス

第十五條 副會長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

第十六條 副會長及理事ハ大藏大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ザルモノトス但シ日本銀行ノ職員タルコトヲ妨ゲザルモノトス

第五章 會議

第十七條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回之ヲ開催シ臨時總會ハ會長必要アリト認ムルトキ隨時之ヲ開催ス

總會ハ會長之ヲ召集ス

總會ヲ召集スルニハ會員ニ對シ會日ヨリ少クトモ一週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ召集ノ通知ヲ發スルモノトス

總會ノ議長ハ會長之ニ當ル

第十八條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ會長之ヲ決ス

一 定款ノ變更

二 收支豫算

三 第二十一條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第十九條 會長ハ毎通常總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ經理ノ狀況ヲ報告セシム

第六章 經理

第二十條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十一條 本會ハ會員ニ對シ其ノ經費ヲ賦課ス

賦課金ノ賦課徵收ニ關シテハ會長之ヲ定ム

第七章 解散及清算

第二十二條 本會ハ大藏大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

第二十三條 清算人ハ裁判所ノ選任シタル者之ニ當ル

第八章 過怠金

第二十四條 本會ハ定款ニ違反シタル會員ニ對シ五千圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十五條 本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

全國金融統制會統制規程

(昭和十七年七月二日  
大藏省告示第三百八十九號)

金融統制團體令第二十一條第一項ノ規定ニ依リ昭和十七年七月一日全國金融統制會ノ左記統制規程設定ノ件認可シタリ

全國金融統制會統制規程第一號

業態別統制會ノ統制規程ノ設定等ニ關スル件

第一條 業態別統制會統制規程ヲ設定、變更又ハ廢止セントスルトキハ主務大臣ノ命ニ依ル場合ノ外豫メ本會ノ承認ヲ受クベシ

第二條 業態別統制會金融統制團體令ニ基キ主務大臣ニ對シ認可ヲ申請シタルトキハ遲滯ナク其ノ副本ヲ本會ニ提出スベシ

前項ノ申請ニ對シ主務大臣ノ認可アリタルトキハ業態別統制會ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ本會ニ報告スベシ

附則

本規程ハ大藏大臣ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

全國金融統制會統制規程第二號

資金ノ吸收及運用ノ計畫ニ關スル件

全國金融統制會統制規程

**第一條** 會員タル金融事業ヲ營ム者ハ會長ノ定ムル所ニ依リ一定期間毎ニ其ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル計畫ヲ本會ニ提出スベシ

業應別統制會ハ會長ノ定ムル所ニ依リ一定期間毎ニ其ノ會員又ハ其ノ會員タル統制組合ノ組合員ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル綜合計畫ヲ本會ニ提出スベシ

會長ハ前二項ノ計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ前二項ノ計畫ニ付金融統制上必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

**第二條** 會員タル金融事業ヲ營ム者ハ前條第一項ノ計畫及同條第三項ノ命令又ハ指示ニ依リ其ノ資金ノ運用ヲ行フベシ但シ主務大臣ヨリ特別ノ指示アリタルトキ又ハ特別ノ事由アル場合ニ於テ會長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

業應別統制會ハ其ノ會員又ハ其ノ會員タル統制組合ノ組合員ノ行フ資金ノ運用ニ關シ前條第二項ノ計畫及同條第三項ノ命令又ハ指示ニ基キ必要ナル指導統制ヲ行フベシ但シ主務大臣ヨリ特別ノ指示アリタルトキ又ハ特別ノ事由アル場合ニ於テ會長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本規定ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

全國金融統制會統制規程第三號

### 有價證券ノ應募、引受又ハ買入等ニ關スル件

**第一條** 會長ハ有價證券ニ關スル政府ノ計畫ニ基キ會員タル金融事業ヲ營ム者ニ對シ其ノ應募、引受又ハ買入ヲ爲スベキ有價證券ノ種類、金額又ハ割合其ノ他當該計畫ノ實施ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

會長ハ有價證券ニ關スル政府ノ計畫ニ基キ業應別統制會ニ對シ其ノ會員又ハ其ノ會員タル統制組合ノ組合員ガ應募、引受又ハ買入ヲ爲スベキ有價證券ノ種類、金額又ハ割合其ノ他當該計畫ノ實施ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

業應別統制會前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ遲滞ナク其ノ會員タル金融事業ヲ營ム者ニ對シ其ノ應募、引受若ハ買入ヲ爲スベキ有價證券ノ種類、金額若ハ割合其ノ他必要ナル事項ヲ指示シ又ハ其ノ會員タル統制組合ニ對シ其ノ組合員ノ應募、引受若ハ買入ヲ爲スベキ有價證券ノ種類、金額若ハ割合其ノ他必要ナル事項ヲ指示スベシ

**第二條** 會長必要アリト認ムルトキハ會員タル金融事業ヲ營ム者ニ對シ有價證券ノ應募、引受又ハ募集取扱ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

會長必要アリト認ムルトキハ業應別統制會ニ對シ其ノ會員又ハ其ノ會員タル統制組合ノ組合員ノ行フ有價證券ノ應募、引受又ハ募集取扱ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

業應別統制會前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ遲滞ナク會員タル金融事業ヲ營ム者ニ對シ其ノ會員タル統制組合ニ對シ其ノ組合員ノ行フ有價證券ノ應募、引受又ハ募集取扱ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

**第三條** 會長必要アリト認ムルトキハ會員タル金融事業ヲ營ム者ニ對シ有價證券ノ賣買ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

會長必要アリト認ムルトキハ業應別統制會ニ對シ其ノ會員又ハ其ノ會員タル統制組合ノ組合員ノ行フ有價證券ノ賣買ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

業應別統制會前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ遲滞ナク會員ニ對シ會員又ハ會員タル統制組合ノ組合員ノ行フ有價證券ノ賣買ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

全國金融統制規程第四號

### 資金ノ融通ニ關スル件

**第一條** 會長必要アリト認ムルトキハ會員タル金融事業ヲ營ム者ニ對シ其ノ者ガ他ノ金融事業ヲ營ム者ト共同シテ資金ノ融通ヲ行フ場合ノ處理方法ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ  
會長必要アリト認ムルトキハ業應別統制會ニ對シ其ノ會員タル金融事業ヲ營ム者ガ他ノ金融事業ヲ營ム者ト共同シテ資金ノ融通ヲ行フ場合ノ處理方法ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ  
業應別統制會前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ遲滞ナク會員ニ對シ會員タル金融事業ヲ營ム者ガ他ノ金融事業ヲ營ム者ト共同シテ資金ノ融通ヲ行フ場合ノ處理方法ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

**第二條** 會長必要アリト認ムルトキハ會員タル金融事業ヲ營ム者ノ行フ資金融通ノ制限ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ  
會長必要アリト認ムルトキハ業應別統制會ニ對シ其ノ會員又ハ其ノ會員タル統制組合ノ組合員ノ行フ資金融通ノ制限ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ  
業應別統制會前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ遲滞ナク會員ニ對シ會員又ハ會員タル統制組合ノ組合員ノ行フ資金融通ノ制限ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

員ノ行フ資金融通ノ制限ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

全國金融統制規程第五號

### 金利等ノ調整ニ關スル件

**第一條** 會長必要アリト認ムルトキハ會員タル金融事業ヲ營ム者ニ對シ預金利率其ノ他資金吸收ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ  
會長必要アリト認ムルトキハ業應別統制會ニ對シ其ノ會員又ハ其ノ會員タル統制組合ノ組合員ノ預金利率、保險料率其ノ他資金吸收ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ  
業應別統制會前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ遲滞ナク會員ニ對シ會員又ハ會員タル統制組合ノ組合員ノ預金利率、保險料率其ノ他資金吸收ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

**第二條** 會長必要アリト認ムルトキハ會員タル金融事業ヲ營ム者ニ對シ貸出利率、擔保物件其ノ他貸出ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ  
會長必要アリト認ムルトキハ業應別統制會ニ對シ其ノ會員又ハ其ノ會員タル統制組合ノ組合員ノ貸出利率、擔保物件其ノ他貸出ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ  
業應別統制會前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ遲滞ナク會員ニ對シ會員又ハ會員タル統制組合ノ組合員ノ貸出利率、擔保物件其ノ他貸出ノ方法及條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

**第三條** 會長必要アリト認ムルトキハ會員タル金融事業ヲ營ム者ニ對シ爲替手数料、代金取立手数料等ノ業務上ノ手数料其ノ他之ニ準ズルモノニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

會長必要アリト認ムルトキハ業態別統制會ニ對シ其ノ會員又ハ會員タル統制組合ノ組合員ノ爲替手数料ハ代金取立手数料等ノ業務上ノ手数料其ノ他之ニ準ズルモノニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

業態別統制會前項ノ指示ヲ受ケタルトキハ之ニ基キ遲滞ナク會員ニ對シ會員又ハ會員タル統制組合ノ組合員ノ爲替手数料、代金取立手数料等ノ業務上ノ手数料其ノ他之ニ準ズルモノニ關シ必要ナル事項ヲ指示スベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

### 勸農金融統制會定款

(昭和十七年五月二十日)  
(大藏省告示第二百七十五號)

不動産金融ヲ主タル目的トシテ特別ノ法令ニ依リ設立セラレタル銀行ノ行フ事業ノ業態別統制會ハ昭和十七年五月十四日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

#### 勸農金融統制會定款

##### 第一章 總 則

**第一條** 本會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲日本勸業銀行及農工銀行ノ營ム金融事業(以下勸農金融事業ト稱ス)ニ付其ノ機能ノ一體的發展ヲ圖ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且ツ之ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

**第二條** 本會ハ金融統制團體令ニ依リテ設立シ勸農金融統制會ト稱ス

**第三條** 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク

##### 第二章 會 員

**第四條** 本會ハ日本勸業銀行、愛知縣農工銀行、茨城農工銀行、岡山縣農工銀行、神奈川縣農工銀行及福島縣農工銀行ヲ以テ之ヲ組織ス

**第五條** 會員ハ本會ノ定ムル統制規程ニ依ルベキモノトス

**第六條** 會員ハ本會又ハ全國金融統制會ヨリ其ノ事業ニ關スル資料ノ提出ヲ求メラレタルトキハ遲滞ナク之

勸農金融統制會定款

ヲ提出スベキモノトス

第七條 會員ハ其ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ付本會又ハ全國金融統制會ノ役員又ハ職員ノ行フ検査ヲ拒ミ、妨  
ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ザルモノトス

第三章 事業及其ノ執行

第八條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 會員ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル指導統制
  - 二 勸業金融事業ノ整備ノ促進
  - 三 勸業金融事業ノ機能ノ増進
  - 四 勸業金融事業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進
  - 五 勸業金融事業ニ關スル調査及研究
  - 六 前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業
- 第九條 本會ガ會員ノ事業ニ關シ行フ統制ニ付テハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル統制規程ノ定ムル所ニ依ル中  
ノトス

理事長統制規程ヲ設定又ハ變更セントスルトキハ評議員ニ諮問スベキモノトス

第十條 本會ノ事業ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ理事長之ヲ定ム

第四章 役員

第十一條 本會ニ理事長、副理事長各一人竝ニ理事、監事及評議員各若干人ヲ置ク

第十二條 理事長ハ本會ヲ代表シ勸業金融事業ノ指導統制其ノ他ノ會務ヲ總理ス

副理事長ハ理事長ヲ輔佐シ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ  
理事ハ理事長及副理事長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ豫メ理事長ノ定ムル順位ニ依リ理事長及副理事長共ニ事故  
アルトキハ理事長ノ職務ヲ代理シ理事長及副理事長共ニ缺員ノトキハ理事長ノ職務ヲ行フ

監事ハ本會ノ經理ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ理事長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ理事長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十三條 理事長ハ大藏大臣ノ命ジタル者ヲ以テ之ニ充ツ

副理事長、理事及評議員ハ勸業金融事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長大藏大臣ノ認可ヲ  
受ケ之ヲ命ズ

監事ハ評議員之ヲ選任ス

監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

第十四條 理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ副理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

第十五條 理事長、副理事長及理事ハ大藏大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコト  
ヲ得ザルモノトス但シ日本銀行ノ職員タルコトヲ妨ゲザルモノトス

第五章 會議

第十六條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回之ヲ開催シ臨時總會ハ理事長必要アリト認ムルトキ隨時之ヲ開催ス

總會ハ理事長之ヲ招集ス

總會ヲ招集スルニハ會員ニ對シ會日ヨリ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スルモノトス

總會ノ議長ハ理事長之ニ當ル

第十七條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ理事長之ヲ決ス

一 定款ノ變更

二 收支豫算

三 第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第十八條 理事長ハ毎年通常總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ經理ノ狀況ヲ報告セシム

第六章 經理

第十九條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十條 本會ハ會員ニ對シ其ノ經費ヲ賦課ス

賦課金ノ賦課徵收ニ關シテハ理事長之ヲ定ム

第七章 解散及清算

第二十一條 本會ハ大藏大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

第二十二條 清算人ハ裁判所ノ選任シタル者之ニ當ル

第八章 過 怠 金

第二十三條 本會ハ定款ニ違反シタル會員ニ對シ五千圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十四條 本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

普通銀行統制會定款

(昭和十七年五月十六日 大藏省告示第二百五十一號)

銀行法ニ依リ營業ノ免許ヲ受ケタル銀行ニシテ東京市、大阪市、神戸市又ハ名古屋市ニ本店ヲ有シ大規模ナル營業ヲ爲スモノノ行フ事業ノ業態別統制會ハ昭和十七年五月十一日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

普通銀行統制會定款

第一章 總 則

第一條 本會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲都市大普通銀行事業ノ機能ノ一體的發展ヲ圖ル

ニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且都市大普通銀行事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ金融統制團體令ニ依リ設立シ普通銀行統制會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク

第二章 會 員

第四條 本會ハ都市大普通銀行(銀行法ニ依リ營業ノ免許ヲ受ケタル銀行ニシテ東京市、大阪市、神戸市又ハ名古屋市ニ本店ヲ有シ大規模ナル營業ヲ爲スモノヲ謂フ)ニシテ大藏大臣ノ指定シタルモノヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 會員ハ本會ノ定ムル統制規程ニ依ルベキモノトス

第六條 會員ハ本會又ハ全國金融統制會ヨリ其ノ事業ニ關スル資料ノ提出ヲ求メラレタルトキハ遲滯ナク之

普通銀行統制會定款

ヲ提出スベキモノトス

第七條 會員ハ其ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ付本會又ハ全國金融統制會ノ役員又ハ職員ノ行フ検査ヲ拒ミ、妨  
ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ザルモノトス

第三章 事業及其ノ執行

第八條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 都市大普通銀行ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル指導統制
- 二 都市大普通銀行業務ノ整備ノ促進
- 三 都市大普通銀行事業ノ機能ノ増進
- 四 都市大普通銀行事業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進
- 五 都市大普通銀行事業ニ關スル調査及研究
- 六 前各條ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第九條 本會ガ會員ノ事業ニ關シ行フ統制ニ付テハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル統制規程ノ定ムル所ニ依ルモ  
ノトス

理事長統制規程ヲ設定又ハ變更セントスルトキハ評議員ニ諮問スベキモノトス

第十條 本會ノ事業ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ理事長之ヲ定ム

第四章 役員

第十一條 本會ニ理事長一人並ニ理事、監事及評議員各若干人ヲ置ク

第十二條 理事長ハ本會ヲ代表シ都市大普通銀行事業ノ指導統制其ノ他ノ會務ヲ總理ス

理事ハ理事長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ豫メ理事長ノ定ムル順位ニ依リ理事長事故アルトキハ理事長ノ職務ヲ  
代理シ理事長缺員ノトキハ理事長ノ職務ヲ行フ

監事ハ本會ノ經理ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ理事長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ理事長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十三條 理事長ハ大藏大臣ノ命ジタル銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ大藏大臣ノ命ジタルモノトス

理事及評議員ハ都市大普通銀行事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長大藏大臣ノ認可ヲ受ケ  
之ヲ命ズ

監事ハ評議員之ヲ選任ス

監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

第十四條 理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ理事ヲ解任スルコトヲ得

第十五條 理事長及理事ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ザルモ  
ノトス但シ日本銀行ノ職員タルコトヲ妨ゲザルモノトス

第五章 會 議

第十六條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回之ヲ開催シ臨時總會ハ理事長必要アリト認ムルトキ隨時之ヲ開催ス

總會ハ理事長之ヲ召集ス

總會ヲ召集スルニハ會員ニ對シ會日ヨリ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ召集



普通銀行統制會定款

一一四

ノ通知ヲ發スルモノトス總會ノ議長ハ理事長之ニ當ル

第十七條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ理事長之ヲ決ス

一 定款ノ變更

二 收支豫算

三 第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第十八條 理事長ハ毎年通常總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ經理ノ狀況ヲ報告セシム

第六章 經理

第十九條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十條 本會ハ會員ニ對シ其ノ經費ヲ賦課ス

賦課金ノ賦課徵收ニ關シテハ理事長之ヲ定ム

第七章 解散及清算

第二十一條 本會ハ大藏大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

第二十二條 清算人ハ裁判所ノ選任シタル者之ニ當ル

第八章 過怠金

第二十三條 本會ハ定款ニ違反シタル會員ニ對シ五千圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十四條 本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

普通銀行統制會統制規程

(昭和十七年七月四日  
大藏省告示第三百九十四號)

金融統制團體令第四十六條ニ於テ準用スル同令第二十一條第一項ノ規定ニ依リ昭和十七年七月三日普通銀行  
統制會ノ左記統制規程設定ノ件認可シタリ

普通銀行統制會統制規程第一號

資金ノ吸收及運用ノ計畫ニ關スル件

第一條 會員ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ一定期間毎ニ其ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル計畫ヲ本會ニ提出  
スベシ

理事長ハ前項ノ計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ前項ノ計畫ニ付金融統制上必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二條 會員ハ前條第一項ノ計畫及同條第二項ノ命令又ハ指示ニ依リ其ノ資金ノ運用ヲ行フベシ但シ主務大  
臣ヨリ特別ノ指示アリタルトキ又ハ特別ノ事由アル場合ニ於テ理事長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在  
ラス

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

普通銀行統制會統制規程

一一五

普通銀行統制會統制規程第二號

有價證券ノ應募、引受又ハ買入等ニ關スル件

- 第一條 理事長ハ會員ニ對シ其ノ應募、引受又ハ買入ヲ爲スベキ有價證券ノ種類、金額又ハ割合其ノ他有價證券ニ關スル政府ノ計畫ノ實施ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第二條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ有價證券ノ應募、引受又ハ募集取扱ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第三條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ有價證券ノ賣買ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

普通銀行統制會統制規程第三號

資金ノ融通ニ關スル件

- 第一條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ他ノ金融事業ヲ營ム者ト共同シテ資金ノ融通ヲ行フ場合ノ處理ノ法ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第二條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ行フ資金融通ノ制限ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

普通銀行統制會統制規程第四號

金利等ノ調整ニ關スル件

- 第一條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ預金利率其ノ他ノ資金吸收ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第二條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ貸出利率、擔保物件其ノ他ノ貸出ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第三條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ爲替手数料、代金取立手数料等ノ業務上ノ手数料其ノ他之ニ準ズルモノニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

# 地方銀行統制會定款

(昭和十七年五月十六日)  
大藏省告示第二百四十八號

銀行法ニ依リ營業ノ免許ヲ受ケタル銀行ニシテ昭和十七年四月大藏省告示第九十五號第二號ニ掲グルモノ以外ノモノノ行フ事業ノ業應別統制會ハ昭和十七年五月十一日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

## 地方銀行統制會定款

### 第一章 總 則

則

**第一條** 本會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲地方普通銀行業ノ機能ノ一體的發揮ヲ圖ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且地方普通銀行業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

**第二條** 本會ハ金融統制團體令ニ依リテ設立シ地方銀行統制會ト稱ス

**第三條** 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク

### 第二章 會 員

員

**第四條** 本會ハ地方普通銀行(銀行法ニ依リ營業ノ免許ヲ受ケタル銀行ニシテ昭和十七年四月大藏省告示第九十五號中第二號ニ該當セザルモノヲ謂フ)ニシテ大藏大臣ノ指定シタルモノヲ以テ之ヲ組織ス

**第五條** 會員ハ本會ノ定ムル統制規程ニ依ルベキモノトス

**第六條** 會員ハ本會又ハ全國金融統制會ヨリ其ノ事業ニ關スル資料ノ提出ヲ求メラレタルトキハ遲滯ナク之ヲ提出スベキモノトス

**第七條** 會員ハ其ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ付本會又ハ全國金融統制會ノ役員又ハ職員ノ行フ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ザルモノトス

### 第三章 事業及其ノ執行

**第八條** 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 地方普通銀行ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル指導統制

二 地方普通銀行業ノ整備ノ促進

三 地方普通銀行業ノ機能ノ増進

四 地方普通銀行業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進

五 地方普通銀行業ニ關スル調査及研究

六 前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

**第九條** 本會ガ會員ノ事業ニ關シ行フ統制ニ付テハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル統制規程ノ定ムル所ニ依ルモノトス

理事長統制規程ヲ設定又ハ變更セントスルトキハ評議員ニ諮問スベキモノトス

**第十條** 本會ノ事業ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ理事長之ヲ定ム

### 第四章 役 員

**第十一條** 本會ニ理事長一人並ニ理事、監事及評議員各若干人ヲ置ク

**第十二條** 理事長ハ本會ヲ代表シ地方普通銀行業ノ指導統制其ノ他ノ會務ヲ總理ス  
理事ハ理事長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ豫メ理事長ノ定ムル順位ニ依リ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理

シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ本會ノ經理ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ理事長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ理事長ニ對シ意見ヲ具申ス

**第十三條** 理事長ハ大藏大臣ノ命ジタル銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ大藏大臣ノ命ジタルモノトス

理事及評議員ハ地方普通銀行業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ命ズ

監事ハ評議員之ヲ選任ス

監事ノ選任ハ評議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

**第十四條** 理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ理事ヲ解任スルコトヲ得

**第十五條** 理事長及理事ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ザルモノトス但シ日本銀行ノ職員タルコトヲ妨ゲザルモノトス

### 第五章 會 議

**第十六條** 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回之ヲ開催シ臨時總會ハ理事長必要アリト認ムルトキ隨時之ヲ開催ス

總會ハ理事長之ヲ招集ス

總會ヲ招集スルニハ會員ニ對シ會日ヨリ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スルモノトス總會ノ議長ハ理事長之ニ當ル

**第十七條** 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ理事長之ヲ決ス

一 定款ノ變更

二 收支豫算

三 第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

**第十八條** 理事長ハ毎年通常總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ經理ノ狀況ヲ報告セシム

### 第六章 經 理

**第十九條** 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

**第二十條** 本會ハ會員ニ對シ其ノ經費ヲ賦課ス

賦課金ノ賦課徵收ニ關シテハ理事長之ヲ定ム

### 第七章 解散及清算

**第二十一條** 本會ハ大藏大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

**第二十二條** 清算人ハ裁判所ノ選任シタル者之ニ當ル

### 第八章 過 怠 金

**第二十三條** 本會ハ定款ニ違反シタル會員ニ對シ五千圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

**第二十四條** 本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ壹萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

### 地方銀行統制會統制規程

(昭和十七年七月十六日)  
大藏省告示第四百二十號

金融統制團體令第四十六條ニ於テ準用スル同令第二十一條第一項ノ規定ニ依リ昭和十七年七月十五日地方銀行統制會ノ左記統制規程設定ノ件認可シタリ

地方銀行統制會統制規程第一號

#### 資金ノ吸收及運用ノ計畫ニ關スル件

第一條 會員ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ一定期間毎ニ其ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル計畫ヲ本會ニ提出スベシ

理事長ハ前項ノ計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ前項ノ計畫ニ付金融統制上必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ  
第二條 會員ハ前條第一項ノ計畫及同條第二項ノ命令又ハ指示ニ依リ其ノ資金ノ運用ヲ行フベシ但シ主務大臣ヨリ特別ノ指示アリタルトキ又ハ特別ノ事由アル場合ニ於テ理事長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ヲ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

地方銀行統制會統制規程第二號

#### 有價證券ノ應募、引受又ハ買入等ニ關スル件

第一條 理事長ハ會員ニ對シ其ノ應募、引受又ハ買入ヲ爲スベキ有價證券ノ種類、金額又ハ割合其ノ他有價證券ニ關スル政府ノ計畫ノ實施ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ有價證券ノ應募、引受又ハ募集取扱ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第三條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ有價證券ノ賣買ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ヲ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

地方銀行統制會統制規程第三號

#### 資金ノ融通ニ關スル件

第一條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ他ノ金融事業ヲ營ム者ト共同シテ資金ノ融通ヲ行フ場合ノ處理方法ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ行フ資金融通ノ制限ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

地方銀行統制會統制規程

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス  
地方銀行統制會統制規程第四號

**金利等ノ調整ニ關スル件**

- 第一條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ預金利率其ノ他ノ資金吸收ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第二條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ貸出利率、擔保物件其ノ他ノ貸出ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第三條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ爲替手数料、代金取立手数料等ノ業務上ノ手数料其ノ他之ニ準ズルモノニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

**貯蓄銀行統制會定款**

(昭和十七年五月十八日  
大藏省告示第二百六十號)

貯蓄銀行業ノ業態別統制會ハ昭和十七年五月十二日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

**貯蓄銀行統制會定款**

**第一章 總 則**

- 第一條 本會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲貯蓄銀行業ノ機能ノ一體的發展ヲ圖ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且貯蓄銀行業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス
  - 第二條 本會ハ金融統制團體令ニ依リテ設立シ貯蓄銀行統制會ト稱ス
  - 第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク
- 第二章 會 員**
- 第四條 本會ハ貯蓄銀行法ニ依リ營業ノ免許ヲ受ケタル貯蓄銀行ヲ以テ之ヲ組織ス
  - 第五條 會員ハ本會ノ定ムル統制規程ニ依ルベキモノトス
  - 第六條 會員ハ本會又ハ全國金融統制會ヨリ其ノ事業ニ關スル資料ノ提出ヲ求メラレタルトキハ遲滯ナク之ヲ提出スベキモノトス
  - 第七條 會員ハ其ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ付本會又ハ全國金融統制會ノ役員又ハ職員ノ行フ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ザルモノトス

貯蓄銀行統制會定款

第三章 事業及其ノ執行

第八條

本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 貯蓄銀行ノ行フ資金ノ吸收及運行ニ關スル指導統制
- 二 貯蓄銀行業ノ整備ノ促進
- 三 貯蓄銀行業ノ機能ノ増進
- 四 貯蓄銀行業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進
- 五 貯蓄銀行業ニ關スル調査及研究
- 六 前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第九條

本會ガ會員ノ事業ニ關シ行フ統制ニ付テハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル統制規程ノ定ムル所ニ依ルモノトス

理事長統制規程ヲ設定又ハ變更セントスルトキハ評議員ニ諮問スベキモノトス

第十條

本會ノ事業ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ理事長之ヲ定ム

第四章 役員

第十一條

本會ニ理事長一人並ニ理事、監事及評議員各若干人ヲ置ク

第十二條

理事長ハ本會ヲ代表シ貯蓄銀行業ノ指導統制其ノ他ノ會務ヲ總理ス  
理事ハ理事長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ豫メ理事長ノ定ムル順位ニ依リ理事長事故アルトキハ理事長ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ理事長ノ職務ヲ行フ  
監事ハ本會ノ經理ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ理事長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ理事長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十三條

理事長ハ大藏大臣ノ命ジタル銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ大藏大臣ノ命ジタルモノトス  
理事及評議員ハ貯蓄銀行業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ命ズ  
監事ハ評議員之ヲ選任ス

監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

第十四條

理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス  
理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ理事ヲ解任スルコトヲ得

第十五條

理事長及理事ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケルニ非ザレバ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ザルモノトス但シ日本銀行ノ職員タルコトヲ妨ゲザルモノトス

第五章 會議

第十六條

總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回之ヲ開催シ臨時總會ハ理事長必要アリト認ムルトキ隨時之ヲ開催ス

總會ハ理事長之ヲ招集ス

總會ヲ招集スルニハ會員ニ對シ會日ヨリ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スルモノトス

總會ノ議長ハ理事長之ニ當ル

第十七條

左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ理事長之ヲ決ス  
一 定款ノ變更

二 收支豫算

三 第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徴收方法

第十八條 理事長ハ毎年通常總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ經理ノ狀況ヲ報告セシム

第六章 經理

第十九條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十條 本會ハ會員ニ對シ其ノ經費ヲ賦課ス

賦課金ノ賦課徴收ニ關シテハ理事長之ヲ定ム

第七章 解散及清算

第二十一條 本會ハ大藏大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

第二十二條 清算人ハ裁判所ノ選任シタル者之ニ當ル

第八章 過怠金

第二十三條 本會ハ定款ニ違反シタル會員ニ對シ五千圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十四條 本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

貯蓄銀行統制會統制規程

(昭和十七年七月十五日  
大藏省告示第四百十六號)

金融統制團體令第四十六條ニ於テ準用スル同令第二十一條第一項ノ規定ニ依リ昭和十七年七月十四日貯蓄銀行統制會ノ左記統制規程設定ノ件認可シタリ

貯蓄銀行統制會統制規程第一號

資金ノ吸收及運用ノ計畫ニ關スル件

第一條 會員ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ一定期間毎ニ其ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル計畫ヲ本會ニ提出スベシ

理事長ハ前項ノ計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ前項ノ計畫ニ付金融統制上必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二條 會員ハ前條第一項ノ計畫及同條第二項ノ命令又ハ指示ニ依リ其ノ資金ノ運用ヲ行フベシ但シ主務大臣ヨリ特別ノ指示アリタルトキ又ハ特別ノ事由アル場合ニ於テ理事長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

貯蓄銀行統制會統制規程第二號

貯蓄銀行統制會統制規程



### 資金ノ吸收ニ關スル件

第一條 會員ハ貯蓄銀行法第十六條第一項ノ規定ニ基キ其ノ業務ノ種類又ハ方法ノ變更ニ付大藏大臣ニ認可ヲ申請セントスルトキハ豫メ本會ニ申出ヅベシ

第二條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ預貯金利率其ノ他ノ資金吸收ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

貯蓄銀行統制會統制規程第三號

### 資金ノ運用等ニ關スル件

第一條 會員ハ貯蓄銀行法第十一條第二項ノ規定ニ基キ有價證券ノ種類ニ付大藏大臣ニ認可ヲ申請セントスルトキハ豫メ本會ニ申出ヅベシ

第二條 理事長ハ會員ニ對シ其ノ應募、引受又ハ買入ヲ爲スベキ有價證券ノ種類、金額又ハ割合其ノ他有價證券ニ關スル政府ノ計畫ノ實施ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第三條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ有價證券ノ賣買ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第四條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ行フ貸付ノ制限ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコト

アルベシ

第五條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ貸付利率、擔保物件其ノ他ノ貸付ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第六條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ銀行預金、金錢若ハ有價證券ノ信託若ハ手形ノ買入ノ方法ニ依ル資金ノ運用ノ制限又ハ大藏省預金部ヘノ預ケ金若ハ郵便貯金ノ方法ニ依ル資金ノ運用ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第七條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ取扱手数料其ノ他之ニ準ズルモノニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

# 信託統制會定款

(昭和十七年五月十八日)  
大藏省告示第二百六十六號

信託業ノ業態別統制會ハ昭和十七年五月十二日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

## 信託統制會定款

### 第一章 總 則

第一條 本會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲信託業ノ機能ノ一體的發揮ヲ圖ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且信託業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ金融統制團體令ニ依リテ設立シ信託統制會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク

### 第二章 會 員

第四條 本會ハ信託業法ニ依リ營業ノ免許ヲ受ケタル信託會社ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 會員ハ本會ノ定ムル統制規程ニ依ルベキモノトス

第六條 會員ハ本會又ハ全國金融統制會ヨリ其ノ事業ニ關スル資料ノ提出ヲ求メラレタルトキハ遲滯ナク之ヲ提出スベキモノトス

第七條 會員ハ其ノ職務又ハ財産ノ狀況ニ付本會又ハ全國金融統制會ノ役員又ハ職員ノ行フ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ザルモノトス

### 第三章 事業及其ノ執行

第八條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 信託會社ノ行フ資金ノ吸收運用ニ關スル指導統制
- 二 信託業ノ整備ノ促進
- 三 信託業ノ機能ノ増進
- 四 信託業ト産業トノ關係ノ寮密化ノ促進
- 五 信託業ニ關スル調査及研究
- 六 前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第九條 本會ガ會員ノ事業ニ關シ行フ統制ニ付テハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル統制規程ノ定ムル所ニ依ルモノトス

理事長統制規程ヲ設定又ハ變更セントスルトキハ評議員ニ諮問スベキモノトス

### 第四章 役 員

第十條 本會ノ事業ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ理事長之ヲ定ム

第十一條 本會ニ理事長一人並ニ理事、監事及評議員各若干人ヲ置ク

第十二條 理事長ハ本會ヲ代表シ信託業ノ指導統制其ノ他ノ會務ヲ總理ス

理事ハ理事長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ豫メ理事長ノ定ムル順位ニ依リ理事長事故アルトキハ理事長ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ理事長ノ職務ヲ行フ

監事ハ本會ノ經理ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ理事長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ理事長ニ對シ意見ヲ具申ス

**第十三條** 理事長ハ大藏大臣ノ命ジタル銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ大藏大臣ノ命ジタルモノトス  
理事及評議員ハ信託業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ命ズ  
監事ハ評議員之ヲ選任ス

監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

**第十四條** 理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ理事ノ解任スルコトヲ得

**第十五條** 理事長及理事ハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ザルモノトス但シ日本銀行ノ職員タルコトヲ妨ゲザルモノトス

**第五章 會 議**

**第十六條** 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回之ヲ開催シ臨時總會ハ理事長必要アリト認ムルトキ隨時之ヲ開催ス

總會ハ理事長之ヲ招集ス

總會ヲ招集スルニハ會員ニ對シ會日ヨリ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スルモノトス

總會ノ議長ハ理事長之ニ當ル

**第十七條** 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ理事長之ヲ決ス

一 定款ノ變更

**二 收支豫算**

三 第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

**第十八條** 理事長ハ毎年通常總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ經理ノ狀況ヲ報告セシム

**第六章 經 理**

**第十九條** 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

**第二十條** 本會ハ會員ニ對シ其ノ經費ヲ賦課ス

**第七章 解散及清算**

**第二十一條** 本會ハ大藏大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

**第二十二條** 清算人ハ裁判所ノ選任シタル者之ニ當ル

**第八章 過 怠 金**

**第二十三條** 本會ハ定款ニ違反シタル會員ニ對シ五千圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

**第二十四條** 本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

### 信託統制會統制規程

(昭和十七年七月十七日)  
(大藏省告示第四百二十一號)

金融統制團體令第四十六條ニ於テ準用スル同令第二十一條第一項ノ規定ニ依リ昭和十七年七月十六日信託統制會ノ左記統制規程設定ノ件認可シタリ

信託統制會統制規程第一號

#### 資金ノ吸收及運用ノ計畫ニ關スル件

第一條 會員ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ一定期間毎ニ其ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル計畫ヲ本會ニ提出スベシ

理事長ハ前項ノ計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ前項ノ計畫ニ付金融統制上必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二條 會員ハ前條第一項ノ計畫及同條第二項ノ命令又ハ指示ニ依リ其ノ資金ノ運用ヲ行フベシ但シ主務大臣ヨリ特別ノ指示アリタルトキ又ハ特別ノ事由アル場合ニ於テ理事長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

信託統制會統制規程第二號

#### 有價證券ノ應募、引受又ハ買入等ニ關スル件

第一條 理事長ハ會員ニ對シ其ノ應募、引受又ハ買入ヲ爲スベキ有價證券ノ種類、金額又ハ割合其ノ他有價證券ニ關スル政府ノ計畫ノ實施ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ有價證券ノ應募、引受又ハ募集取扱ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第三條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ有價證券ノ賣買ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

信託統制會統制規程第三號

#### 資金ノ融通ニ關スル件

第一條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ會員ガ他ノ金融事業ヲ營ム者ト共同シテ資金ノ融通ヲ行フ場合ノ處理方法ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ行フ資金融通ノ制限ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

信託統制會統制規程

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス  
信託統制會統制規程第四號

### 金利等ノ調整ニ關スル件

- 第一條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ金錢信託ノ收益交付率其ノ他ノ資金吸收ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ  
理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ前項ノ外信託財產受入ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第二條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ貸出利率、擔保物件其ノ他ノ貸出ノ方法及條件等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第三條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ業務上ノ手数料其ノ他之ニ準ズルモノニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

## 生命保險統制會定款

(昭和十七年五月二十日)  
大藏省告示第二百七十八號

生命保險事業ノ業態別統制會ハ昭和十七年五月十四日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

### 生命保險統制會定款

第一章 總 則

- 第一條** 本會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲生命保險事業ノ機能ノ一體的發揮ヲ圖ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且生命保險事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス
- 第二條** 本會ハ金融統制團體令ニ依リテ設立シ生命保險統制會ト稱ス
- 第三條** 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク
- 第二章 會 員**
- 第四條** 本會ハ生命保險會社ニシテ大藏大臣ノ指定シタルモノヲ以テ之ヲ組織ス
- 第五條** 會員ハ本會ノ定ムル統制規程ニ依ルベキモノトス
- 第六條** 會員ハ本會又ハ全國金融統制會ヨリ其ノ事業ニ關スル資料ノ提出ヲ求メラレタルトキハ遲滯ナク之ヲ提出スベキモノトス
- 第七條** 會員ハ其ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ付本會又ハ全國金融統制會ノ行フ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ザルモノトス

生命保險統制會定款

第三章 事業及其ノ執行

第八條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 保險契約ノ募集及締結ニ關スル業務ノ指導統制
- 二 保險約款、保險料率及保險契約者配當ニ關スル事項ノ指導統制
- 三 生命保險會社ノ行フ資金ノ運用ニ關スル指導統制
- 四 生命保險事業ノ整備ノ促進
- 五 生命保險事業ノ機能ノ増進
- 六 生命保險事業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進
- 七 生命保險事業ニ關スル調査及研究
- 八 前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第九條 本會ガ會員ノ事業ニ關シ行フ統制ニ付テハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル統制規程ノ定ムル所ニ依ルモノトス

第十條 本會ノ事業ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ理事長之ヲ定ム

第四章 役員

第十一條 本會ニ理事長一人並ニ理事、監事及評議員各若干人ヲ置ク

第十二條 理事長ハ本會ヲ代表シ生命保險事業ノ指導統制其ノ他ノ會務ヲ總理ス

理事ハ理事長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ豫メ理事長ノ定ムル順位ニ依リ理事長事故アルトキハ理事長ノ職務ヲ

代理シ理事長缺員ノトキハ理事長ノ職務ヲ行フ

監事ハ本會ノ經理ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ理事長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ理事長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十三條 理事長ハ大藏大臣ノ命ジタル銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ大藏大臣ノ命ジタルモノトス

理事及評議員ハ生命保險事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ命ズ

監事ハ評議員之ヲ選任ス

監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

第十四條 理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ理事ヲ解任スルコトヲ得

第十五條 理事長及理事ハ大藏大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ職務又ハ商業ニ從事スルコトヲ得ザルモノトス但シ日本銀行ノ職員タルコトヲ妨ゲザルモノトス

第五章 會議

第十六條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回之ヲ開催シ臨時總會ハ理事長必要アリト認ムルトキ隨時之ヲ開催ス

總會ハ理事長之ヲ招集ス

總會ヲ招集スルニハ會員ニ對シ會日ヨリ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スルモノトス

總會ノ議長ハ理事長之ニ當ル

第十七條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ理事長之ヲ決ス

一 定款ノ變更

二 收支豫算

三 第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徴收方法

第十八條 理事長ハ毎年通常總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ經理ノ狀況ヲ報告セシム

第六章 經理

第十九條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十條 本會ハ會員ニ對シ其ノ經費ヲ賦課ス

賦課金ノ賦課徴收ニ關シテハ理事長之ヲ定ム

第七章 解散及清算

第二十一條 本會ハ大藏大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

第二十二條 清算人ハ裁判所ノ選任シタル者之ニ當ル

第八章 過怠金

第二十三條 本會ハ定款ニ違反シタル會員ニ對シ五千圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十四條 本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

生命保險統制會統制規程

(昭和十七年七月二十二日  
大藏省告示第四百三十六號)

金融統制團體令第四十六條ニ於テ準用スル同令第二十一條第一項ノ規定ニ依リ昭和十七年七月二十一日生命保險統制會ノ左記統制規程設定ノ件認可シタリ

生命保險統制會統制規程第一號

資金ノ吸收及運用ノ計畫ニ關スル件

第一條 會員ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ一定期間毎ニ其ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル計畫ヲ本會ニ提出スベシ

理事長ハ前項ノ計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ前項ノ計畫ニ付金融統制上必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

第二條 會員ハ前條第一項ノ計畫及同條第二項ノ命令又ハ指示ニ依リ其ノ資金ノ運用ヲ行フベシ但シ主務大臣ヨリ特別ノ指示アリタルトキ又ハ特別ノ事由アル場合ニ於テ理事長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

生命保險統制會統制規程第二號

生命保險統制會統制規程

**有價證券ノ應募、引受又ハ買入等ニ關スル件**

- 第一條** 理事長ハ會員ニ對シ其ノ應募、引受又ハ買入ヲ爲スベキ有價證券ノ種類、金額又ハ割合其ノ他有價證券ニ關スル政府ノ計畫ノ實施ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第二條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ有價證券ノ應募又ハ引受ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第三條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ有價證券ノ賣買ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

生命保險統制會統制規程第三號

**資金ノ融通ニ關スル件**

- 第一條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ他ノ金融事業ヲ營ム者ト共同シテ資金ノ融通ヲ行フ場合ノ處理方法ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第二條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ其ノ行フ資金融通ノ制限ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第三條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ貸出利率、擔保物件其ノ他貸出ノ方法及條件等ニ關シ一

要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

生命保險統制會統制規程第四號

**保險契約ノ募集及締結ニ關スル件**

- 第一條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ無登録保險外務員ノ使用禁止、不正行爲アリタル保險外務員ノ使用禁止、保險外務員ノ移動若ハ引拔ノ防止又ハ不當競争ノ防止若ハ取締ノ勵行ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第二條** 理事長必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ承認ヲ受ケ會員ニ對シ保險外務員ノ給與、諸手数料、獎勵金ノ交付ニ關スル事項又ハ之ニ關聯アル事項ニ付必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第三條** 理事長必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ承認ヲ受ケ會員ニ對シ代理店ノ數、給與、諸手数料、獎勵金ノ交付ニ關スル事項又ハ之ニ關聯アル事項ニ付必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第四條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ診査醫及診査ニ關スル事項並ニ之ニ關聯アル事項ニ付必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第五條** 理事長必要アリト認ムルトキハ募集用文書其ノ他宣傳廣告等ノ方法ニ關スル事項ニ付必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

生命保險統制會統制規程



本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス  
生命保險統制會統制規程第五號

### 保險約款、保險料率及保險契約者配當等ニ關スル件

- 第一條** 理事長必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ承認ヲ受ケ會員ニ對シ保險約款、保險料率、保險契約者配當、責任準備金計算方法ニ關スル事項竝ニ之ニ關聯アル事項ニ付必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第二條** 會員保險約款、保險料率、保險契約者配當、責任準備金ノ計算方法ニ關スル事項竝ニ之ニ關聯アル事項ニ付主務大臣ニ認可ヲ申請シタルトキハ遲滯ナク其ノ副本ヲ本會ニ提出スベシ
- 前項ノ申請ニ對シ主務大臣ノ認可アリタルトキハ會員ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ本會ニ報告スベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

生命保險統制會統制規程第六號

### 事業ノ機能ノ増進ニ關スル件

- 第一條** 理事長必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ承認ヲ受ケ會員ニ對シ事業費ノ支出ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第二條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ保險契約ノ紛争ノ處理調停ニ關スル事項ニ關シ必要ナル

事項ヲ指示スルコトアルベシ

- 第三條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ被保險者ノ保健施設ニ關スル事項其ノ他會員ノ行フ附帶事業ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

# 無盡統制會定款

(昭和十七年五月二十日)  
(大藏省告示第二百七十二號)

無盡業(金銭及有價証券以外ノ財産ノ給付ヲ爲ス無盡業ヲ除ク)ノ業應別統制會ハ昭和十七年五月十三日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

## 無盡統制會定款

### 第一章 總 則

第一條 本會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲無盡業ノ機能ノ一體理發揮ヲ圖ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且無盡業ニ附スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ金融統制團體令ニ依リテ設立シ無盡統制會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク

### 第二章 會 員

第四條 本會ハ無盡會社ニシテ大藏大臣ノ指定スルモノヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 會員ハ本會ノ定ムル統制規程ニ依ルベキモノトス

第六條 會員ハ本會又ハ全國金融統制會ヨリ其ノ事業ニ關スル資料ノ提出ヲ求メラレタルトキハ遲滯ナク之ヲ提出スベキモノトス

第七條 會員ハ其ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ付本會又ハ全國金融統制會ノ役員又ハ職員ノ行フ検査ヲ拒ミ、妨ゲ

又ハ忌避スルコトヲ得ザルモノトス

### 第三章 事業及其ノ執行

第八條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 無盡會社ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル指導統制
- 二 無盡業ノ整備ノ促進
- 三 無盡業ノ機能ノ増進
- 四 無盡業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進
- 五 無盡業ニ關スル調査及研究
- 六 前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第九條 本會ガ會員ノ事業ニ關シ行フ統制ニ付テハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル統制規程ノ定ムル所ニ依ルモノトス

理事長統制規程ヲ設定又ハ變更セントスルトキハ評議員ニ諮問スベキモノトス

第十條 本會ノ事業ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ理事長之ヲ定ム

### 第四章 役 員

第十一條 本會ニ理事長一人並ニ理事、監事及評議員各若干人ヲ置ク

理事長必要アリト認ムルトキハ副理事長一人ヲ置クコトヲ得

第十二條 理事長ハ本會ヲ代表シ無盡業ノ指導統制其ノ他ノ會務ヲ總理ス副理事長ハ理事長ヲ輔佐シ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

理事ハ理事長及副理事長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ豫メ理事長ノ定ムル順位ニ依リ理事長及副理事長共ニ事故アルトキハ理事長ノ職務ヲ代理シ理事長及副理事長共ニ缺員ノトキハ理事長ノ職務ヲ行フ

監事ハ本會ノ經理ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ理事長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ理事長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十三條 理事長ハ大藏大臣ノ命ジタル銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ大藏大臣ノ命ジタル者トス

副理事長及理事ハ無盡業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ命ズ

監事ハ評議員之ヲ選任ス

監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

評議員ハ無盡業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ命ズ

第十四條 理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ副理事長又ハ理事ヲ解任スルコトヲ得

第十五條 理事長、副理事長及理事ハ大藏大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ザルモノトス但シ日本銀行ノ職員タルコトヲ妨ゲザルモノトス

第五 章 會 議

第十六條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回之ヲ開催シ臨時總會ハ理事長必要アリト認ムルトキ隨時之ヲ開催ス

總會ハ理事長之ヲ召集ス

總會ヲ召集スルニハ會員ニ對シ會日ヨリ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ召集

ノ通知ヲ發スルモノトス

總會ノ議長ハ理事長之ニ當ル

第十七條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ理事長之ヲ決ス

一 定款ノ變更

二 收支豫算

三 第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徴收方法

第十八條 理事長ハ毎年通常總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ經理ノ狀況ヲ報告セシム

第六章 經 理

第十九條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十條 本會ハ會員ニ對シ其ノ經費ヲ賦課ス

賦課金ノ賦課徴收ニ關シテハ理事長之ヲ定ム

第七章 解散及清算

第二十一條 本會ハ大藏大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

第二十二條 清算人ハ裁判所ノ選任シタル者之ニ當ル

第八章 過 怠 金

第二十三條 本會ハ定款ニ違反シタル會員ニ對シ五千圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十四條 本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

# 無盡統制會統制規程

(昭和十七年七月二十一日)  
大藏省告示第四百二十八號

金融統制團體令第四十六條ニ於テ準用スル同令第二十一條第一項ノ規定ニ依リ昭和十七年七月二十日無盡統制會ノ左記統制規程設定ノ件認可シタリ  
無盡統制會統制規程第一疏

## 資金ノ吸收及運用ニ關スル件

- 第一條** 會員ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ一定期間毎ニ其ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル計畫ヲ本會ニ提出スベシ
- 理事長ハ前項ノ計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ前項ノ計畫ニ付金融統制上必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第二條** 會員ハ前條第一項ノ計畫及同條第二項ノ命令又ハ指示ニ依リ其ノ資金ノ運用ヲ行フベシ但シ主務大臣ヨリ特別ノ指示アリタルトキ又ハ特別ノ事由アル場合ニ於テ理事長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ無盡掛金表ノ預金利息及金融利息、掛金先掛割引利率、貸付利率、擔保物件其ノ他資金ノ吸收並ニ無盡ノ給付及貸付ノ方法及條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第四條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ一件ノ金額一定限度ヲ超ユル無盡ノ給付及貸付ニ付理事

長ノ定ムル所ニ依ルベキコトヲ指示スルコトアルベシ

- 第五條** 理事長必要アリト認ムルトキハ前條ニ規定スル場合ヲ除クノ外會員ニ對シ無盡ノ給付及貸付ノ制限ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第六條** 理事長ハ會員ニ對シ其ノ取得スベキ有價證券ノ種類、金額又ハ割合其ノ他有價證券ニ關スル政府ノ計畫ノ實施ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第七條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ有價證券ノ取得又ハ處分ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第八條** 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ勸誘費、集金費及無盡解約手数料其ノ他ノ業務上ノ手数料等ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第九條** 會員ハ無盡業法第八條第二號ノ規定ニ基キ事業方法又ハ無盡契約約款ノ變更ニ付大藏大臣ニ認可ヲ申請セントスルトキハ豫メ本會ニ申出ツベシ
- 第十條** 會員ハ無盡業法第十條第二項ノ規定ニ基キ有價證券ノ種類ニ付大藏大臣ニ認可ヲ申請セントスルトキハ豫メ本會ニ申出ツベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

### 證券引受會社統制會定款

(昭和十七年五月十八日)  
大藏省告示第二百六十三號

有價證券引受業ノ業種別統制會ハ昭和十七年五月十二日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

#### 證券引受會社統制會定款

##### 第一章 總 則

**第一條** 本會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲證券引受會社ノ營ム事業ノ機能ノ一體的發揮ヲ

圖ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且當該事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

**第二條** 本會ハ金融統制團體令ニ依リテ設立シ證券引受會社統制會ト稱ス

**第三條** 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク

##### 第二章 會 員

**第四條** 本會ハ證券引受會社ニシテ大藏大臣ノ指定シタルモノヲ以テ之ヲ組織ス

**第五條** 會員ハ本會ノ定ムル統制規程ニ依ルベキモノトス

**第六條** 會員ハ本會又ハ全國金融統制會ヨリ其ノ事業ニ關スル資料ノ提出ヲ求メラレタルトキハ遲滯ナク之ヲ提出スベキモノトス

**第七條** 會員ハ其ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ付本會又ハ全國金融統制會ノ役員又ハ職員ノ行フ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ザルモノトス

##### 第三章 事業及其ノ執行

**第八條** 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一 會員ノ行フ公債及社債ノ引受、募集ノ取扱及賣買ニ關スニ指導統制

二 有價證券引受業ノ整備ノ促進

三 有價證券引受業ノ機能ノ増進

四 有價證券引受業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進

五 有價證券引受業ニ關スル調査及研究

六 前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

**第九條** 本會ガ會員ノ事業ニ關シ行フ統制ニ付テハ大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル統制規程ノ定ムル所ニ依ルモノトス

理事長統制規程ヲ設定又ハ變更セントスルトキハ評議員ニ諮問スベキモノトス

**第十條** 本會ノ事業ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ理事長之ヲ定ム

##### 第四章 役 員

**第十一條** 本會ニ理事長一人並ニ理事、監事及評議員各若干人ヲ置ク

**第十二條** 理事長ハ本會ヲ代表シ證券引受會社ノ營ム事業ノ指導統制其ノ他ノ會務ヲ總理ス

理事ハ理事長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ豫メ理事長ノ定ムル順位ニ依リ理事長事故アルトキハ理事長ノ職務ヲ

代理シ理事長缺員ノトキハ理事長ノ職務ヲ行フ

監事ハ本會ノ經理ノ狀況ヲ監査ス

證券引受會社統制會定款

證券引受會社統制會定款

一五六

評議員ハ理事長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ理事長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十三條 理事長ハ大藏大臣ノ命ジタル銓衡委員ノ推薦シタル者ノ中ヨリ大藏大臣ノ命ジタルモノトス

理事及評議員ハ有價證券引受業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ命ズ

監事ハ評議員之ヲ選任ス

監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

第十四條 理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ大藏大臣ノ認可ヲ受ケ理事ヲ解任スルコトヲ得

第十五條 理事長及理事ハ大藏大臣ノ認可ヲ受タルニ非ザレバ他ノ職務又ハ商業ニ従事スルコトヲ得ザルモノトス但シ日本銀行ノ職員タルコトヲ妨ゲザルモノトス

第五章 會 議

第十六條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回之ヲ開催シ臨時總會ハ理事長必要アリト認ムルトキ隨時之ヲ開催ス

總會ハ理事長之ヲ招集ス

總會ヲ招集スルニハ會員ニ對シ會日ヨリ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スルモノトス

總會ノ議長ハ理事長之ニ當ル

第十七條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ理事長之ヲ決ス

一 定款ノ變更

二 收支豫算

三 第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第十八條 理事長ハ毎年通常總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ經理ノ狀況ヲ報告セシム

第六章 經 理

第十九條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十條 本會ハ會員ニ對シ其ノ經費ヲ賦課ス

賦課金ノ賦課徵收ニ關シテハ理事長之ヲ定ム

第七章 解散及清算

第二十一條 本會ハ大藏大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

第二十二條 清算人ハ裁判所ノ選任シタル者之ニ當ル

第八章 過 怠 金

第二十三條 本會ハ定款ニ違反シタル會員ニ對シ五千圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十四條 本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

### 證券引受會社統制會統制規程

(昭和十七年七月十七日)  
(大藏省告示第四百二十二號)

金融統制團體令第四十六條ニ於テ準用スル同令第二十一條第一項ノ規定ニ依リ昭和十七年七月十六日證券引受會社統制會ノ左記統制規程設定ノ件認可シタリ

證券引受會社統制會統制規程第一號

#### 有價證券ノ引受、募集ノ取扱及賣買ニ關スル件

- 第一條 理事長ハ會員ニ對シ其ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲スベキ有價證券ノ種類、金額又ハ割合其ノ他有價證券ニ關スル政府ノ計畫ノ實施ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第二條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ前項ノ有價證券ノ賣捌ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第三條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ有價證券ノ賣買ノ時期、方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

證券引受會社統制會統制規程第二號

#### 投資信託ニ關スル業務ニ關スル件

- 第一條 會員ハ理事長ノ定ムル所ニ依リ一定期間毎ニ投資信託ニ關スル業務ニ關スル計畫ヲ本會ニ提出スベシ
- 理事長ハ前項ノ計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ前項ノ計畫ニ付金融統制上必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第二條 會員ハ前條第一項ノ計畫及同條第二項ノ命令又ハ指示ニ依リ其ノ投資信託ニ關スル業務ヲ行フベシ但シ主務大臣ヨリ特別ノ指示アリタルトキ又ハ特別ノ事由アル場合ニ於テ理事長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ投資信託ノ契約ノ締結若ハ變更又ハ信託期間ノ延長若ハ短縮ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第四條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ投資信託ニ於ケル有價證券ノ選定又ハ其ノ賣買ノ時期、方法若ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ
- 第五條 理事長必要アリト認ムルトキハ會員ニ對シ投資信託ノ受益證券ノ賣買ノ方法又ハ條件ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトアルベシ

附 則

本規程ハ大藏大臣ノ認可ノ告示アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

證券引受會社統制會統制規程

### 市街地信用組合統制會定款

(昭和十七年五月二十日)  
大藏、農林省告示第五號)

産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依リ手形ノ割引又ハ貯金ノ取扱ヲ爲ス信用組合ノ行フ事業ノ業態別統制會ハ昭和十七年五月十四日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

#### 市街地信用組合統制會定款

##### 第一章 總 則

第一條 本會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲市街地信用組合事業ノ機能ノ一體的發揮ヲ圖ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且市街地信用組合事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ金融統制團體令ニ依リテ設立シ市街地信用組合統制會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク

##### 第二章 會 員

第四條 本會ハ市街地信用組合(産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依リ手形ノ割引又ハ貯金ノ取扱ヲ爲ス信用組合)ヲ謂フ但シ臺灣又ハ樺太ニ在ルモノヲ除ク)ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 會員ハ本會ノ定ムル統制規程ニ依ルベキモノトス

第六條 會員ハ本會又ハ全國金融統制會ヨリ其ノ事業ニ關スル資料ノ提出ヲ求めラレタルトキハ遲滯ナク之ヲ提出スベキモノトス

第七條 會員ハ其ノ業務又ハ財産ノ狀況ニ付本會又ハ全國金融統制會ノ役員又ハ職員ノ行フ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ザルモノトス

##### 第三章 事業及其ノ執行

第八條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 市街地信用組合ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル指導統制
- 二 市街地信用組合事業ノ整備ノ促進
- 三 市街地信用組合事業ノ機能ノ増進
- 四 市街地信用組合事業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進
- 五 市街地信用組合事業ニ關スル調査及研究
- 六 前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

第九條 本會ガ會員ノ事業ニ關シ行フ統制ニ付テハ大藏大臣及農林大臣ノ認可ヲ受ケタル統制規程ノ定ムル所ニ依ルモノトス

理事長統制規程ヲ設定又ハ變更セントスルトキハ評議員ニ諮問スベキモノトス

第十條 本會ノ事業ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ理事長之ヲ定ム

##### 第四章 役 員

第十一條 本會ニ理事長一人並ニ理事、監事及評議員各若干人ヲ置ク理事長必要アリト認ムルトキハ副理事長一人ヲ置クコトヲ得

第十二條 理事長ハ本會ヲ代表シ市街地信用組合事業ノ指導統制其ノ他ノ會務ヲ總理ス



副理事長ハ理事長ヲ輔佐シ理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ  
理事ハ理事長及副理事長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ豫メ理事長ノ定ムル順位ニ依リ理事長及副理事長共ニ事故  
アルトキハ理事長ノ職務ヲ代理シ理事長及副理事長共ニ缺員ノトキハ理事長ノ職務ヲ行フ  
監事ハ本會ノ經理ノ狀況ヲ監査ス

第十三條 理事長ハ市街地信用組合同定款ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ大藏大臣及農林大臣ノ命ジ  
タル者トス

副理事長、理事及評議員ハ市街地信用組合同定款ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長大藏大臣及  
農林大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ命ズ

監事ハ評議員之ヲ選任ス

監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

第十四條 理事長、副理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ大藏大臣及農林大臣ノ認可ヲ受ケ副理事長又ハ理事ヲ解任ス  
ルコトヲ得

第十五條 理事長、副理事長及理事ハ大藏大臣及農林大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ職務又ハ商業ニ從  
事スルコトヲ得ザルモノトス但シ日本銀行ノ職員タルコトヲ妨ゲザルモノトス

第五章 會 議

第十六條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回之ヲ開催シ臨時總會ハ理事長必要アリト認ムルトキ隨時之ヲ開催ス

總會ハ理事長之ヲ招集ス

總會ヲ招集スルニハ會員ニ對シ會日ヨリ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集  
ノ通知ヲ發スルモノトス

總會ノ議長ハ理事長之ニ當ル

第十七條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ理事長之ヲ決ス

一 定款ノ變更

二 收支豫算

三 第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第十八條 理事長ハ毎年通常總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ經理ノ狀況ヲ報告セシム

第六章 經 理

第十九條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十條 本會ハ會員ニ對シ其ノ經費ヲ賦課ス

賦課金ノ賦課徵收ニ關シテハ理事長之ヲ定ム

第七章 解散及清算

第二十一條 本會ハ大藏大臣及農林大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

第二十二條 清算人ハ裁判所ノ選任シタル者之ニ當ル

第八章 過 意 金

第二十三條 本會ハ定款ニ違反シタル會員ニ對シ五千圓以下ノ過意金ヲ課スルコトヲ得

第二十四條 本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ一萬圓以下ノ過意金ヲ課スルコトヲ得

# 組合金融統制會定款

(昭和十七年六月二日)  
(農林、大藏省告示第十號)

信用組合(産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依リ手形ノ割引又ハ貯金ノ取扱ヲ爲ス信用組合ヲ除ク)、信用組合聯合會及産業組合中央金庫ノ行フ事業ノ業應別統制會ハ昭和十七年五月三十日成立シタリ其ノ定款左ノ如シ

## 組合金融統制會定款

### 第一章 總 則

第一條 本會ハ國民經濟ノ總力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル爲組合金融事業ノ機能ノ一體的發揮ヲ圖ルニ必要ナル指導統制ヲ行ヒ且組合金融事業ニ關スル國策ノ遂行ニ協力スルコトヲ目的トス

第二條 本會ハ金融統制團體令ニ依リ設立シ組合金融統制會ト稱ス

第三條 本會ハ事務所ヲ東京市ニ置ク

### 第二章 會 員

第四條 本會ハ産業組合中央金庫及道府縣組合金融統制團ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 會員ハ其ノ事業ニ關シテハ本會ノ定ムル統制規程ニ依ルベキモノトス

第六條 會員ハ本會又ハ全國金融統制會ヨリ其ノ事業ニ關スル資材ノ提出ヲ求メラレタルトキハ遲滯ナク之ヲ提出スベキモノトス

第七條 會員ハ其ノ業務若ハ財産ノ狀況ニ付本會又ハ全國金融統制會ノ役員若ハ職員ノ行フ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避スルコトヲ得ザルモノトス

### 第三章 事業及其ノ執行

第八條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

- 一 組合金融事業ヲ營ム者ノ行フ資金ノ吸收及運用ニ關スル指導統制
- 二 組合金融事業ノ整備ノ促進
- 三 組合金融事業ノ機能ノ増進
- 四 組合金融事業ト産業トノ關係ノ緊密化ノ促進
- 五 組合金融事業ニ關スル調査及研究
- 六 前各號ニ掲グルモノノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業

本會ハ前項ニ掲グル事業ノ外臨時資金調整法ニ依ル自治的資金調整ニ關スル事業ヲ行フ

第九條 本會ガ會員ノ事業ニ關シテ行フ統制ニ付テハ農林大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル統制規程ノ定ムル所ニ依ル

統制規程ノ設定又ハ變更ニ付テハ評議員ニ諮問スベキモノトス

### 第四章 役 員

第十條 本會ノ事業ノ執行ニ關シ必要ナル事項ハ理事長之ヲ定ム

第十一條 本會ニ理事長一人並ニ理事、監事及評議員各若干人ヲ置ク

第十二條 理事長ハ本會ヲ代表シ組合金融事業ノ指導統制其ノ他ノ會務ヲ總理ス

理事ハ理事長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理シ豫メ理事長ノ定ムル順位ニ依リ理事長事故アルトキハ理事長ノ職務ヲ代理シ理事長缺員ノトキハ理事長ノ職務ヲ行フ

監事ハ本會ノ經理ノ狀況ヲ監査ス

評議員ハ理事長ノ諮問ニ對シ答申シ又ハ理事長ニ對シ意見ヲ具申ス

第十三條 理事長ハ組合金融事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ農林大臣及大藏大臣ノ命ジタル者トス

理事及評議員ハ組合金融事業ニ關シ經驗アル者及學識アル者ノ中ヨリ理事長農林大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ命ズ

監事ハ評議員之ヲ選任ス

監事ノ選任ハ評議員ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲ス

第十四條 理事長及理事ノ任期ハ三年、監事及評議員ノ任期ハ二年トス

理事長必要アリト認ムルトキハ任期中ト雖モ農林大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケ理事ヲ解任スルコトヲ得

第五章 會 議

第十五條 總會ハ通常總會及臨時總會トス

通常總會ハ毎年一回之ヲ開催シ臨時總會ハ理事長必要アリト認ムルトキ隨時之ヲ開催ス

總會ハ理事長之ヲ招集ス

總會ヲ招集スルニハ會員ニ對シ會日ヨリ少クトモ二週間前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ示シ招集ノ通知ヲ發スルモノトス

總會ノ議長ハ理事長之ニ當ル

第十六條 左ニ掲グル事項ハ總會ニ諮リ理事長之ヲ決ス

一 定款ノ變更

二 收支豫算

三 第二十條ノ規定ニ依ル賦課金ノ賦課徵收方法

第十七條 理事長ハ毎年通常總會ニ本會ノ事業ノ狀況ヲ報告シ監事ヲシテ經理ノ狀況ヲ報告セシム

第六章 經 理

第十八條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第十九條 本會ノ經費ハ賦課金、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス

第二十條 本會ハ會員ニ對シ其ノ經費ヲ賦課ス

賦課金ノ賦課徵收ニ關シテハ理事長之ヲ定ム

第七章 解散及清算

第二十一條 本會ハ農林大臣及大藏大臣ノ命令ニ因リテ解散ス

第二十二條 清算人ハ裁判所ノ選任シタル者之ニ當ル

第八章 過 怠 金

第二十三條 本會ハ定款ニ違反シタル會員ニ對シ五千圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

第二十四條 本會ハ統制規程ニ違反シタル會員ニ對シ一萬圓以下ノ過怠金ヲ課スルコトヲ得

# 金融事業整備令

(昭和十七年五月十五日)  
勅令第五百一十一號

朕金融事業整備令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

## 金融事業整備令

- 第一條** 國家總動員法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク金融事業(有價證券ニ關スル事業ヲ含ム以下同ジ)ノ委託若ハ讓渡又ハ金融事業ヲ營ム法人ノ合併ニ關スル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條** 主務大臣金融事業ノ整備ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ金融事業ヲ營ム者(以下金融機關ト稱ス)ニ對シ金融事業ノ委託、受託、讓渡若ハ讓受又ハ法人ノ合併ヲ命ズルコトヲ得
- 第三條** 前條ノ場合ニ於ケル委託、讓渡又ハ合併ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル  
前項ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
- 第四條** 前項ノ協議ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス  
第一項ノ協議ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス
- 第五條** 主務大臣金融事業ノ委託ニ關シ前條ノ認可又ハ裁定ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨及當該委託ニ關スル協議又ハ裁定ノ要旨ヲ告示シ且命令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ囑託スルコトヲ要ス
- 第五條** 本令ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外第二條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ金融事業ノ委託ヲ爲シタル金融機關(以下委託金融機關ト稱ス)ト同條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ金融事業ノ受託ヲ爲シタル金融機關(以下受託金融機關ト稱ス)トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ

**第六條** 受託金融機關が委託金融機關ノ爲ニ法律行爲ヲ爲スニハ委託金融機關ノ爲ニスルコトヲ表示スルモノトス

前項ノ表示ヲ爲サズシテ爲シタル法律行爲ハ之ヲ自己ノ爲ニ爲シタルモノト看做ス  
商法第三十八條第一項ノ規定ハ受託金融機關ニ之ヲ準用ス

**第七條** 第二條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ爲シタル金融事業ノ委託ハ第三條ノ協議又ハ裁定ニ於テ定ムル事由ニ因リテノミ終了ス

前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ遲滞ナク金融事業ノ委託ノ終了シタル旨ヲ告示シ且命令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

**第八條** 金融機關金融事業ノ讓渡ニ關シ第三條ノ認可又ハ裁定アリタル場合ニ於テ遲滞ナク其ノ旨及當該讓渡ニ關スル協議又ハ裁定ノ要旨ヲ公告シ且預金者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者以外ノ知レタル債權者ニ各別ニ之ヲ通知シタルトキハ當該讓渡ニ付債權者ノ承認アリタルモノト看做ス

**第九條** 金融機關第二條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ金融事業ノ讓渡ヲ爲シタル場合ニ於テ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告シタルトキハ當該金融機關ノ債權者ニ對シ民法第四百六十七條ノ規定ニ依ル確定日附アル證書ヲ以テスル通知アリタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ其ノ公告ノ日附ヲ以テ確定日附トス

**第十條** 第八條ノ規定ハ第二條ノ規定ニ依リ法人ノ合併ノ命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

**第十一條** 主務大臣第二條ノ規定ニ依リ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ當該金融機關ニ對シ事業ノ停止、株主ノ名義書換ノ停止其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

**第十二條** 金融機關第二條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ金融事業ノ委託、受託、讓渡若ハ讓受又ハ法人ノ合併ヲ爲ス場合ニ於テハ他ノ法令ニ依ル認可又ハ許可ヲ受クルコトヲ要セズ

**第十三條** 第三條ノ協議又ハ裁定ニ基キ法人タル金融機關ガ金融事業ノ委託、讓渡、合併其ノ他當該協議又ハ裁定ニ於テ定ムル事項ノ實行ヲ爲サントスルニ付株主總會又ハ之ニ準ズベキモノノ決議、同意等ヲ必要トスル場合ニ於テ其ノ決議、同意等ヲ得ルコト能ハザルトキハ當該金融機關ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ當該事項ノ實行ヲ爲スコトヲ得

**第十四條** 主務大臣第二條ノ規定ニ依ル命令又ハ第三條ノ認可若ハ裁定ヲ爲スニ付必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ金融機關ノ取引先ヨリ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムベシ

**第十五條** 主務大臣ノ指定スル金融機關ハ第二條ノ規定ニ依ル命令ニ基ク場合ヲ除クノ外主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ金融事業ヲ讓渡シ又ハ讓受クルコトヲ得ズ

**第十六條** 本令中主務大臣トアルハ第二項及第三項ニ規定スル場合ヲ除クノ外大藏大臣トス

本令中主務大臣トアルハ産業組合中央金庫及産業組合法第一條第四項ノ規定ニ依リ手形ノ割引又ハ貯金ノ取扱ヲ爲ス信用組合(以下市街地信用組合ト稱ス)ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ信用組合聯合會及市街地信用組合ニ非ザル信用組合ニ付テハ農林大臣トス但シ市街地信用組合ト市街地信用組合ニ非ザル信用組合トノ間ノ金融事業ノ委託若ハ讓渡又ハ合併ニ關シテハ大藏大臣及農林大臣トス

本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル金融機關(朝鮮銀行、臺灣

銀行及臺灣ニ本店ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行ヲ除クニ付テハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官トス

**第十七條** 大藏大臣第二條、第三條又ハ第十五條ノ規定ニ依リ命令、認可又ハ裁定ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令、認可又ハ裁定ガ前條第一項ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ所管スル金融機關ト同條第三項ノ規定ニ依リ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ノ所管スル金融機關トノ間ノ金融事業ノ委託若ハ讓渡又ハ合併ニ關スルモノナルトキハ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ニ協議スベシ

朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官第二條、第三條又ハ第十五條ノ規定ニ依リ命令、認可又ハ裁定ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令、認可又ハ裁定ガ前條第一項ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ所管スル金融機關ト同條第三項ノ規定ニ依リ朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官ノ所管スル金融機關トノ間ノ金融事業ノ委託若ハ讓渡又ハ合併ニ關スルモノナルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

**第十八條** 本令ニ規定スルモノヲ除クノ外金融事業ノ整備ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ昭和十七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

# 金融事業整備令施行規則

(昭和十七年五月十六日)  
(大藏、司法、農林省令第二號)

金融事業整備令施行規則左ノ通定ム

## 金融事業整備令施行規則

**第一條** 金融事業整備令(以下令ト稱ス)第二條ノ規定ニ依ル金融事業(有價證券ニ關スル事業ヲ含ム以下同ジ)ノ委託、受託、讓渡若ハ讓受又ハ法人ノ合併ノ命令ハ令書ヲ發シテ之ヲ爲ス

**第二條** 金融事業ノ委託又ハ受託ノ令書ニハ左ノ事項ヲ記載ス

- 一 當事者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名トス以下同ジ)及住所
- 二 委託シ又ハ受託スベキ金融事業ノ範圍
- 三 委託ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限
- 四 其ノ他必要ト認ムル事項

**第三條** 金融事業ノ讓渡又ハ讓受ノ令書ニハ左ノ事項ヲ記載ス

- 一 當事者ノ氏名及住所
- 二 讓渡シ又ハ讓受タベキ金融事業ノ範圍
- 三 讓渡ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限
- 四 其ノ他必要ト認ムル事項

金融事業整備令施行規則

第四條 法人ノ合併ノ令書ニハ左ノ事項ヲ記載ス

- 一 當事者ノ氏名及住所
- 二 合併ノ方法
- 三 合併ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限
- 四 其ノ他必要ト認ムル事項

第五條 金融事業ヲ營ム者(以下金融機關ト稱ス)令第三條第二項ノ規定ニ依リ委託ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 委託ニ關スル契約書
- 二 株主總會又ハ之ニ準ズベキモノノ決議、同意等アリタルトキハ其ノ決議、同意等ノ要領書
- 三 最近ノ日計表

第六條 金融機關令第三條第二項ノ規定ニ依リ讓渡ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 讓渡ニ關スル契約書
- 二 株主總會又ハ之ニ準ズベキモノノ決議、同意等アリタルトキハ其ノ決議、同意等ノ要領書
- 三 金融事業ノ一部ノ讓渡又ハ金融事業ノ全部若ハ一部ノ讓受ヲ爲ス金融機關ノ定款
- 四 最近ノ日計表

第七條 金融機關令第三條第二項ノ規定ニ依リ合併ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 合併ニ關スル契約書
- 二 株主總會又ハ之ニ準ズベキモノノ決議、同意等アリタルトキハ其ノ決議、同意等ノ要領書
- 三 合併後存続スル金融機關又ハ合併ニ因リ設立スル金融機關ノ定款
- 四 商法第九十九條ノ規定ニ依リ作成シタル貸借對照表又ハ之ニ準ズベキモノ

第八條 主務大臣令第三條第三項ノ裁定ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ當事者ヨリ意見書ヲ徵スルコトヲ得

第九條 令第三條第三項ノ裁定ハ理由ヲ附シタル裁定書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ原本ヲ當事者ニ交付ス

第十條 金融機關令第二條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ金融事業ノ委託スハ受託ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ

前項ノ届出アリタルトキハ主務大臣ハ同條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ金融事業ノ委託ヲ爲シタル法人タル金融機關(以下法人タル委託金融機關ト稱ス)ニ付遲滯ナク管轄登記所ニ左ニ掲グル事項ノ登記ヲ囑託スルトコトヲ要ス

- 一 金融事業ノ委託ヲ爲シタル旨及委託條件ノ概要
- 二 金融事業ノ受託ヲ爲シタル金融機關ノ氏名及住所

第十一條 前條第二項ノ規定ニ依ル登記ノ囑託書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スルコトヲ要ス

- 一 委託ニ關スル契約書又ハ裁定書ノ原本
  - 二 株主總會若ハ之ニ準ズベキモノノ決議、同意等又ハ令第十二條ノ認可アリタルトキハ之ヲ證スル書面
- 第十二條 令第二條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ爲シタル金融事業ノ委託終了シタルトキハ金融機關ハ遲滯ナク

其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ

前項ノ届出アリタルトキハ主務大臣ハ遲滯ナク管轄登記所ニ委託終了ノ旨ノ登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

**第十三條** 金融事業ノ委託ニ關スル登記ハ法人タル委託金融機關ノ本店及支店又ハ各事務所ノ所在地ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

**第十四條** 令第八條(令第十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ通知スルコトヲ要セザル債權者ハ貯金者、積金者、信託ノ委託者及受益者、保險契約者、保險金受取人竝ニ無盡掛金者トス

**第十五條** 金融機關令第十一條ノ規定ニ依リ株主ノ名義書換ノ停止ノ命令ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告スベシ

**第十六條** 金融機關令第十三條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之ヲ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 株主總會又ハ之ニ準ズベキモノノ決議、同意等ヲ得ルコト能ハザリシ願末ヲ記載シタル書面
- 二 株主總會又ハ之ニ準ズベキモノノ會議ヲ開キタルトキハ其ノ議事ノ要領ヲ記載シタル書面

**第十七條** 金融機關令第二條ノ規定ニ依ル命令ニ基キ金融事業ノ讓渡若ハ讓受又ハ法人ノ合併ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ

前項ノ届出ニハ令第八條(令第十條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル公告及通知竝ニ令第九條ノ規定ニ依ル公告ヲ爲シタルトキハ之ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

**第十八條** 主務大臣令第十五條ノ規定ニ依リ金融機關ノ指定ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス

**第十九條** 金融機關令第十五條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケントスルトキハ認可申請書ニ左ノ書類ヲ添附シテ之

ヲ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 讓渡ニ關スル契約書
- 二 株主總會又ハ之ニ準ズベキモノノ決議、同意等ヲ要スルトキハ其ノ決議、同意等ノ要領書
- 三 金融事業ノ一部ノ讓渡又ハ金融事業ノ全部若ハ一部ノ讓受ヲ爲ス金融機關ノ定款
- 四 最近ノ日計表

**第二十條** 金融機關令第十五條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケテ金融事業ノ讓渡又ハ讓受ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ

**第二十一條** 令第十四條ノ證票ハ別記様式ニ依ル

附 則

本令ハ金融事業整備令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス別記様式(用紙寸法日本標準規格B8)

|   |                     |
|---|---------------------|
| 表<br>金融事業整備令第十四條ノ規定ニ基ク<br>臨 檢 之 章<br>官 氏 名<br>大藏省又ハ農林省<br>大藏省又ハ農林省印 | 裏<br>第 號 昭和 年 月 日交付 |
|---|---------------------|



### 金融事業ノ委託ニ關スル登記取扱手續

(昭和十七年五月十六日  
司法省令第四十四號)

金融事業ノ委託ニ關スル登記取扱手續左ノ通定ム

#### 金融事業ノ委託ニ關スル登記取扱手續

第一條 金融事業整備令ニ基ク金融事業ノ委託ニ關スル登記取扱手續ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 金融事業ノ委託ニ關スル登記ハ委託金融機關ノ登記ニ記載シテ之ヲ爲ス

第三條 金融事業整備令施行規則第十條第二項ノ登記ハ登記用紙中豫備欄ニ之ヲ爲スベシ

第四條 金融事業ノ委託ノ終了其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ノ囑託書ニハ登記ノ事由ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第五條 前三條ニ定ムルモノノ外本令ニ依ル登記ニ付テハ商業登記取扱手續、相互保險會社登記取扱手續又ハ産業組合登記取扱手續ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本令ハ金融事業整備令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 銀行等資金運用令

(昭和十五年十月十六日  
勅令第六百八十一號)

改正 昭和十六年七月十五日勅令第七百七十二號

朕銀行等資金運用令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

#### 銀行等資金運用令

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ)第十一條ノ規定ニ依ル銀行、信託會社、保險會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫、北海道府縣又ハ樺太ヲ區域トスル信用組合聯合會、朝鮮金融組合聯合會、東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社、南洋拓殖株式會社(以下金融機關ト總稱ス)及有價證券引受業法ノ證券引受會社(以下證券引受會社ト稱ス)並ニ金融機關又ハ證券引受會社ニ非ズシテコール資金ノ貸借若ハ其ノ媒介又ハ手形ノ賣買若ハ其ノ媒介ヲ爲スヲ業トスル者ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ(以下ビルブローカート稱ス)ニ對スル資金ノ運用及銀行ニ對スル債券ノ引受又ハ債務ノ保證ニ關スル命令ニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 主務大臣資金ノ運用ヲ適正ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ金融機關ニ對シ資金ノ運用ニ關スル計畫ノ變更ヲ命ジ又ハ命令ノ定ムル所ニ依リ資金ノ運用方法ヲ指定スルコトヲ得

第三條 金融機關事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル資金以外ノ資金ニシテ命令ノ定ムルモノノ貸付ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ此等ノ資金ニ付手形ノ割引

銀行等資金運用令

ヲ爲シ又ハ當座貸越ノ契約ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

**第四條** 證券引受會社又ハビルブローカー命令ノ定ムル資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ此等ノ資金ニ付手形ノ割引ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

**第五條** 第三條及前條ノ規定ニ依ル許可ニ關スル處分ニシテ事案ノ重要ナルモノニ付テハ臨時資金調整法第十二條ノ臨時資金審査委員會ノ議ヲ經ベシ

**第六條** 主務大臣第三條及第四條ノ規定ニ依ル許可ヲ爲スニ付必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十條ノ規定ニ依リ資金ノ貸付若ハ手形ノ割引ヲ受ケ又ハ當座貸越ノ契約ヲ爲サントスル者ヨリ必要ナル事項ニ關スル報告ヲ徴スルコトヲ得

**第七條** 大藏大臣生産力擴充資金其ノ他時局ニ緊要ナル資金ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ銀行ニ對シ資金ノ融通又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入債務ノ引受又ハ債務ノ保證ヲ命ズルコトヲ得

大藏大臣前項ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ資金融通審査委員會ノ議ヲ經ベシ

**第八條** 政府ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ依リ銀行ガ損失ヲ受ケタルトキハ銀行ニ對シ通常生ズベキ損失ヲ補償ス

前項ノ損失ヲ決定スル基準其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム

**第九條** 前條第一項ノ規定ニ依リ政府ガ銀行ニ對シテ支拂フベキ損失補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

**第十條** 大藏大臣ハ銀行ガ第七條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ依リ資金ノ融通、債務ノ引受又ハ債務ノ保證ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ融通、引受又ハ保證ニ關シ必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ依リ資金ノ融通ヲ受ケタル者又ハ債務ヲ引受ケラレ若ハ債務ヲ保證セラレタル債務者ヨリ其ノ業務ニ關スル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ検査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證券ヲ携帯セシムベシ

**第十一條** 本令ニ於テ主務大臣トアルハ銀行、信託會社、證券引受會社及ビルブローカーニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣、東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ニ付テハ拓務大臣トス

商工大臣保險會社ニ對シ又ハ拓務大臣東洋拓殖株式會社、臺灣拓殖株式會社若ハ南洋拓殖株式會社ニ對シ

第二條ノ命令若ハ指定又ハ第三條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

**第十二條** 第一條、第三條、第四條及第六條中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官トス第二條中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル金融機關ニ付テハ各朝鮮總督、臺灣總督又ハ樺太廳長官トス但シ朝鮮銀行、臺灣銀行及臺灣又ハ樺太ニ營業所ヲ有シ銀行法又ハ貯蓄銀行法ノ適用ヲ受クル銀行ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第七條、第八條及第十條中大藏大臣トアルハ朝鮮ニ本店ヲ有スル銀行ニ付テハ朝鮮總督トス但シ朝鮮銀行ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

銀行等資金運用令

一八一

銀行等資金運用令

第五條ノ規定ハ朝鮮、臺灣及樺太ニ在リテハ之ヲ適用セズ  
 第七條第二項ノ規定ハ第三項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ  
 朝鮮總督第七條第一項ノ命令ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ  
 大藏大臣前項ノ協議ヲ受ケタルトキハ其ノ協議ヲ受ケタル事項ニ付資金融通審査委員會ノ議ヲ經ベシ  
 朝鮮總督第八條第二項ノ規定ニ依リ損失ヲ決定スル基準其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ヲ定メントス  
 ルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ

附 則

**第十三條** 本令ハ第三條乃至第六條ノ規定ヲ除キ昭和十五年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十五年十一月五日ヨリ之ヲ施行ス  
 第三條乃至第六條ノ規定ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

**第十四條** 會社利益配當及資金融通令第十二條第一項ノ規定ニ依ル日本興業銀行ニ對スル資金ノ融通又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ノ命令及同行ノ爲シタル資金ノ融通又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ買入ハ本令第七條第一項ノ規定ニ依リ爲シタルモノト看做シ同令第十三條第二項ノ規定ニ依リ大藏大臣ノ定メタル損失ヲ決定スル基準其ノ他損失補償ニ關シ必要ナル事項ハ日本興業銀行ニ付本令第八條第二項ノ規定ニ依リ定メタルモノト看做ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
 (昭和十六年七月十五日勅令第七百七十二號)

銀行等資金運用令施行規則

(昭和十五年十一月二十二日 大藏、農林、商工、拓務省令第一號)

改正 昭和十六年十一月七日大藏、農林、商工、拓務省令第一號  
 銀行等資金運用令施行規則左ノ通定ム

銀行等資金運用令施行規則

**第一條** 本令ニ於テ流動資金トハ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルト認ムル資金以外ノ資金ヲ謂フ  
 本令ニ於テ運轉資金トハ流動資金中商品又ハ原材料ノ仕入、運賃、諸給與、配當金又ハ税金ノ支拂其ノ他事業ノ運営上通常必要ナル用途ニ使用セラルト認ムル資金ヲ謂フ  
 本令ニ於テ貸付トハ證書貸付及手形貸付ヲ謂フ  
 本令ニ於テ貸出トハ貸付、手形ノ割引及當座貸越ヲ謂フ  
 本令ニ於テ半期トハ四月ヨリ九月ニ至ル期間及十月ヨリ翌年三月ニ至ル期間ヲ謂フ  
 本令ニ於テ基準貸付殘高トハ前年相當半期中ノ當該貸付ニ對スル運轉資金最高貸付殘高ニ相當スル金額ヲ謂フ  
 本令ニ於テ基準貸付積數金額トハ前年相當半期中ノ當該貸付先ニ對スル運轉資金貸付積數金額ニ相當スル金額ヲ謂フ

銀行等資金運用令施行規則

本令ニ於テ基準割引残高トハ前年相當半期中ノ當該手形割引先ニ對スル最高手形割引残高ニ相當スル金額ヲ謂フ

**第二條** 大藏大臣銀行等資金運用令(以下單ニ令ト稱ス)第一條ノ規定ニ依リビルブローカーノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

**第三條** 主務大臣ハ令第二條ノ規定ニ依リ金融機關ニ對シ其ノ資金ノ一部ノ運用ニ付左ノ各號ニ掲グル方法ヲ指定スルコトヲ得

一 大藏省預金部ヘノ預入

二 國債又ハ元本ノ償還及利息ノ支拂ニ付政府ノ保證アル債券ノ應募、引受又ハ買入

**第四條** 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー一營業所又ハ一事務所ニ於テ一人ニ對シ運轉資金貸付残高五萬圓ヲ超エテ運轉資金ノ貸付ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該貸付先ニ對スル運轉資金貸付残高ガ基準貸付残高ヲ超エ又ハ當該貸付先ニ對スル當該半期中ノ運轉資金貸付積數金額ガ基準貸付積數金額ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ基準貸付残高ナキ者ニ對シ一營業所又ハ一事務所ニ於テ運轉資金殘高五萬圓ヲ超エテ運轉資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

貸付中償還期限ヲ經過シタルモノアリタルトキハ貸付積數金額ハ當該貸付ガ當該半期末迄償還ナキモノトシテ之ヲ計算スルコトヲ要ス

貸付中償還期限ヲ經過シタルモノアルニ因リ運轉資金貸付積數金額ガ基準貸付積數金額ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過額ハ翌年相當半期ニ於ケル基準貸付積數金額ノ計算上之ヲ算入セズ

**第五條** 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー一營業所又ハ一事務所ニ於ケル基準貸付積數金額ノ全部若ハ一部ヲ設定若ハ増額シ又ハ一ノ營業所若ハ事務所ニ於ケル基準貸付積數金額ノ全部若ハ一部ヲ他ノ營業所若ハ事務所ニ移轉スルコトヲ得

**第六條** 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー一營業所又ハ一事務所ニ於テ一人ニ對シ手形割引残高五萬圓ヲ超エテ手形ノ割引ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該手形割引先ニ對スル手形割引残高ガ基準割引残高ヲ超ユルトキハ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ基準割引残高ナキ者ニ對シ一營業所又ハ一事務所ニ於テ手形割引残高五萬圓ヲ超エテ手形ノ割引ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

**第七條** 金融機關、證券引受會社又ハビルブローカー一營業所又ハ一事務所ニ於ケル一ノ營業所若ハ事務所ニ於ケル一人ニ對スル當座貸越契約ノ極度金額ノ合計額ガ三萬圓ヲ超ユルトキハ主務大臣所又ハ一事務所ニ於ケル一人ニ對スル當座貸越契約ノ極度金額ノ合計額ガ三萬圓ヲ超ユルトキハ主務大臣